

2016年3月

商品内容説明書

合同会社クローバー2016

第1回A号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)

第1回C号無担保保証付社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)

引受会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 本商品内容説明書(以下「本説明書」といいます。)により行う合同会社クローバー2016 第 1 回 A 号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)(以下「A 号社債」といいます。)及び合同会社クローバー2016 第 1 回 C 号無担保保証付社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)(以下「C 号社債」といい、A 号社債及び C 号社債と同時に発行される合同会社クローバー2016 第 1 回 B 号無担保社債(責任財産限定特約付及び分割禁止特約付)(以下「B 号社債」といいます。)とあわせて「本社債」と総称していいます。)の発行に係る取得の申込の勧誘につきましては、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)第 2 条第 3 項第 2 号イに該当することにより、当該取得の申込の勧誘に関し、金融商品取引法第 4 条第 1 項の規定による届出が行われておりません。

2. A 号社債及び C 号社債は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 項及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成 5 年大蔵省令第 14 号、その後の改正を含みます。)第 10 条第 1 項に定義される適格機関投資家(以下「適格機関投資家」といいます。)に譲渡する場合以外に譲渡することはできないものとし、また、A 号社債及び C 号社債は、米国人に対して譲渡することはできないものとし、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止されるものとし、A 号社債及び C 号社債の取得者に交付される A 号社債及び C 号社債に関する情報を記載した書面において、A 号社債及び C 号社債は、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される制限が付されている旨の記載がされています。

3. A 号社債又は C 号社債を取得する者が当該 A 号社債又は C 号社債を適格機関投資家に譲渡する場合には、(i)当該 A 号社債又は C 号社債の発行に係る取得の申込の勧誘が金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに該当することにより、当該取得の申込の勧誘に関して金融商品取引法第 4 条第 1 項に定める届出が行われていない旨及び A 号社債又は C 号社債は、米国人に対して譲渡す

ることはできず、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止される旨並びに(ii)A号社債又はC号社債の取得者に交付されるA号社債又はC号社債に関する情報を記載した書面において、A号社債又はC号社債は、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される制限が付されている旨の記載がされていることを、あらかじめ又は同時にその相手方に書面をもって告知するものとし、あわせて本社債の社債要項(以下「本社債要項」といいます。)の写しを交付しなければなりません。

4. 本説明書は、A号社債及びC号社債の取得の申込の勧誘に関する最新の資料であり、これ以前に配布された商品説明資料その他の書面による資料に代替しかつ優先するものです。但し、発行会社は、本説明書の内容をA号社債及びC号社債の払込以前に改訂する権限を有し、かかる改訂を行う場合には、速やかに改訂後の本説明書を投資家に配布します。その場合は改定された商品内容説明書がそれ以前に配布された商品内容説明書に代替しかつ優先するものとなります。但し、本社債要項、社債申込書、第2CDS契約、C号社債保証委託契約及び各種関連契約等の内容は本説明書の内容に優先いたしますので、あわせてこれら関連契約等をご確認下さい。
5. 本説明書は、A号社債及びC号社債への投資を検討する目的のみに使用されるものです。本説明書に含まれるB号社債に関する記述は、A号社債及びC号社債の権利内容をご理解頂くための参考資料であり、B号社債のご購入を勧誘することを目的としたものではありません。従いまして、本説明書をB号社債のご購入を目的としてご覧頂くことはできませんのでご注意下さい。
6. A号社債及びC号社債には後述のように様々なリスク、とりわけ、流動性が低いこと及び元本割れの危険といったリスクがあり、A号社債及びC号社債に投資する投資家は同投資から発生するリスクを全面的に負うこととなります。必ず「第一部 証券情報 1.社債 (ロ)内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」の「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」

をお読み下さい。

7. 引受会社は、本説明書記載内容の正確性もしくは完全性又は貴社による A 号社債及び C 号社債の購入の合法性もしくは適切性については何ら表明・保証するものではありません。本説明書及び本社債要項には、法律、会計、財務、税務及びコンプライアンスに関する投資家向け助言は一切含まれておりません。それらの助言は貴社の弁護士、財務アドバイザー、会計士及び税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。

8. A 号社債及び C 号社債の取得の申込の勧誘は、日本国内のみにおいて行うものとされます。

目 次

第一部	証券情報	1
1.	社 債	1
	(イ) 銘 柄	1
	(ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等	1
	(ハ) 社債総額	51
	(ニ) 本社債の金額	51
	(ホ) 払込金額の総額	51
	(ヘ) 払込金額	51
	(ト) 利率(年率)	51
	(チ) 利払日及び利息支払の方法	52
	(リ) 償還期限及び償還の方法	55
	(ヌ) 引受け等の概要	58
	(ル) 本社債の私募の取扱い等の概要	59
	(ヲ) 申込証拠金	59
	(リ) 申込期間及び申込取扱場所	59
	(カ) 払込期日及び払込取扱場所	59
	(ヨ) 社債管理者	59
	(ク) 振替機関に関する事項	60
	(レ) そ の 他	60
2.	手取金の使途	61
3.	C号社債保証	61
	(イ) C号社債保証の概要	61
	(ロ) 保証料	61
	(ハ) 保証履行	61
	(ニ) 求 償	62
	(ホ) 劣後特約	62
第二部	管理資産等情報	63
第1	管理資産等の状況	63
1.	概 況	63
	(イ) 管理資産等に係る法制度の概要	63
	(ロ) 管理資産等の基本的性格	63
	(ハ) 管理資産等の沿革	63
	(ニ) 管理資産等の関係法人	63
2.	管理資産等を構成する資産の概要	63

(イ) 本件定期預金	63
(ロ) 第2CDS契約	67
(ハ) 個別CDS契約	99
3. 管理及び運営の仕組み	123
(イ) 資産管理等の概要	123
(ロ) 信用補完等	129
(ハ) 利害関係人との取引制限	130
4. 証券所有者の権利	130
(イ) 証券所有者に対する利息金額及び償還金額の計算方法等	130
(ロ) 証券保有者の権利の内容	130
(ハ) 権利行使の手続	130
(ニ) 他の債権者との優先劣後関係	130
(ホ) 各号社債の間の優先劣後関係	130
5. 管理資産等を構成する資産の状況	131
(イ) 管理資産等を構成する資産の管理の概況	131
(ロ) 損失及び延滞の状況	131
(ハ) 収益状況の推移	131
第2 管理資産等の経理状況	132
1. 主な資産の内容	132
2. 主な損益の内容	132
3. 収入金(又は損失金)の処理	132
4. 監査等の概要	132
第3 証券事務の概要	133
第三部 発行者及び関係法人情報	135
第1 発行者の状況	135
(イ) 発行者の概況	135
(ロ) 事業の概況	137
(ハ) 設備の状況	137
(ニ) 経理の状況	138
(ホ) その他	138
第2 原保有者その他関係法人の概況	139
(一) 原保有者の概況	139
(二) その他関係法人の概況	139
1. 各参加金融機関の概況	139
(イ) 株式会社清水銀行の概況	139

(ロ)	株式会社東日本銀行の概況	140
(ハ)	西武信用金庫の概況	141
(ニ)	諏訪信用金庫の概況	142
(ホ)	富山信用金庫の概況	143
(ヘ)	金沢信用金庫の概況	144
(ト)	大阪信用金庫の概況	145
(チ)	米子信用金庫の概況	146
(リ)	長野県信用組合の概況	147
2.	計算代理人兼口座管理者の概況	148
(イ)	名称、資本の額及び事業の内容	148
(ロ)	関係業務の概要	148
(ハ)	資本関係(本説明書作成日現在)	148
(ニ)	経理の概況	148
(ホ)	その他	148
3.	独立認定人兼事務受託者の概況	149
(イ)	名称、資本の額及び事業の内容	149
(ロ)	関係業務の概要	149
(ハ)	資本関係(本説明書作成日現在)	149
(ニ)	その他	149
4.	本件定期預金に係る預金口座設置金融機関の概況	149
(イ)	名称、資本の額及び事業の内容	149
(ロ)	関係業務の概要	150
(ハ)	資本関係(本説明書作成日現在)	150
(ニ)	経理の概況	150
(ホ)	その他	150
5.	株式会社日本政策金融公庫の概況	150
(イ)	名称、資本の額及び事業の内容	150
(ロ)	関係業務の概要	151
(ハ)	資本関係(本説明書作成日現在)	151
(ニ)	経理の概況	151
(ホ)	その他	151

第一部 証券情報

1. 社 債

(イ) 銘 柄

合同会社クローバー2016 第 1 回 A 号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)(以下「A 号社債」といい、A 号社債に係る社債権者を「A 号社債権者」といいます。)

合同会社クローバー2016 第 1 回 B 号無担保社債(責任財産限定特約付及び分割禁止特約付)(以下「B 号社債」といい、B 号社債に係る社債権者を「B 号社債権者」といいます。)

合同会社クローバー2016 第 1 回 C 号無担保保証付社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)(以下「C 号社債」といい、C 号社債に係る社債権者を「C 号社債権者」といいます。)

これらの社債を各別に以下「各号社債」といい、総称して「本社債」といいます。また、本社債に係る社債権者を「本社債権者」といいます。

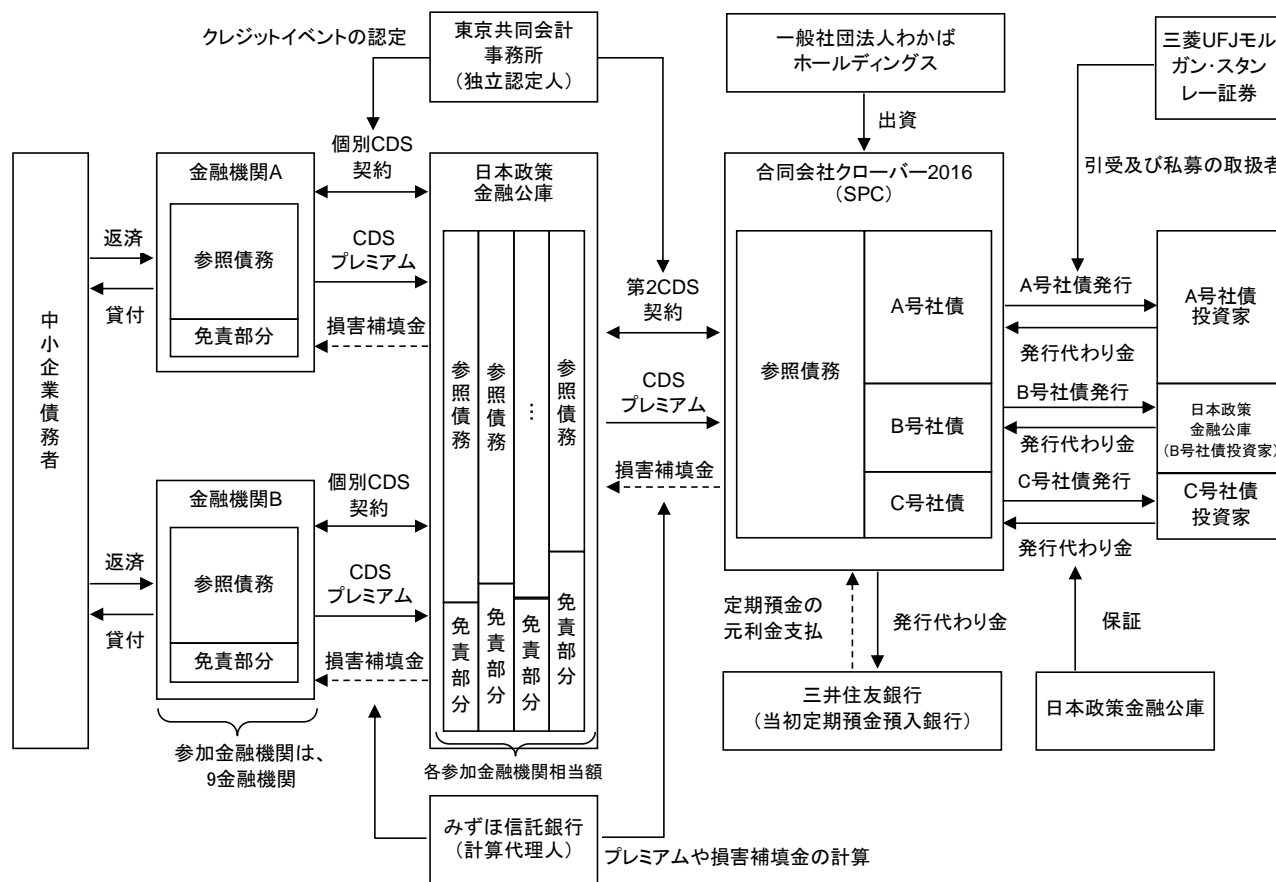
(ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(1) 社債の形式

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含みます。)(以下「社債等振替法」といいます。)第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定めた場合を除き、社債券を発行することができません。また、本社債は分割することができません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

仕組みの概要



- ① 合同会社クローバー2016(以下「発行会社」といいます。)は、一般社団法人わかばホールディングス(以下「本一般社団法人」といいます。)が社員となり日本法に基づき設立された合同会社です。本一般社団法人は、平成 28 年 1 月 27 日付で発行会社に対し金 10 万円を出資し、発行会社の唯一の社員となっています。また、本一般社団法人は、平成 28 年 3 月 22 日付で発行会社に対して金 700 万円の追加出資を行い、当該金額は発行会社の資本剰余金として取り扱われています。
- ② 発行会社は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)及び計算代理人たるみずほ信託銀行株式会社との間で締結したクレジット・デフォルト・スワップ契約(以下「第 2CDS 契約」といいます。)に基づき、公庫からプレミアムを受け取ることと引き換えに、損害補填金額の支払という形で参照債務に関連して一定のリスクを負担しています。また、公庫は、各参加金融機関及び個別 CDS 計算代理人としてのみずほ信託銀行株式会社との間でそれぞれ締結した各個別 CDS 契約に基づき、参加金融機関からプレミアムを受け取ることと引き換えに、損害補填金額の支払という形で参照債務に関連して一定のリスクを負担しています。詳しくは、下記第二部 第 1 2. (ロ)及び(ハ)をご参照下さい。なお、参加金融機関は以下のとおりです。

・参加金融機関

株式会社清水銀行、株式会社東日本銀行、西武信用金庫、諏訪信用金庫、富山信用金庫、金沢信用金庫、大阪信用金庫、米子信用金庫、長野県信用組合

- ③ 発行会社は、国内市場で本社債を発行し、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が、A 号社債及び C 号社債の総額について買取引受けを、B 号社債の総額について私募の取扱いを行います。本社債は発行会社が発行する第 1 回目の社債です。
- ④ 本社債の発行に際し、信用格付業者から、A 号社債については Aaa(sf) 格、B 号社債については Baa1(sf) 格、C 号社債については A1(sf) 格をそれぞれ取得する予定です。
- ⑤ 発行会社は、三井住友銀行との間の本件定期預金契約に基づき、平成 28 年 3 月 28 日付で、本社債の発行代わり金を三井住友銀行に本件定期預金として預け入れます。詳しくは下記第二部第 1 2. (イ)をご参照下さい。
- ⑥ 参照債務に関してクレジットイベントが発生し、発行会社において公庫に対する損害補填金額の支払義務が発生した場合、かかる損害補填金額は本件定期預金から支払われることとなります。この場合、当該支払額が一定額を超過した場合、当該支払額に応じて、B 号社債、A 号社債の順に当該社債に係る未償還元本額が減額されます。詳しくは下記「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(1)をご参照下さい。
- ⑦ 各号社債に係る利息の支払は、各支払期日において、下記(f) (2) (a)ないし(c)に従って行われます。詳細につきましては、下記(f)をご参照下さい。
- ⑧ 本社債の元本の償還は、本件定期預金の元本を原資として、各支払期日において、下記(リ) (1)ないし(7)に従って分割して償還されます。各支払期日における償還の償還金額その他の詳細につきましては、下記(リ)をご参照下さい。
- ⑨ C 号社債の元利金の支払については、公庫により C 号社債保証が付されており、発行会社に C 号社債の元利金を支払う資力がない場合であっても、公庫が C 号社債保証の履行として C 号社債の元利金相当額を支払うことが企図されています。C 号社債保証の詳細につきましては、下記 3. をご参照下さい。
- ⑩ 本社債及び第 2CDS 契約に関連する発行会社の口座の管理については、口座管理事務等委託契約により口座管理者たるみずほ信託銀行株式会社に委託されます。

本説明書で使用される以下の用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、それぞれ下記の意味を有しません。

「1 ヶ月 TIBOR」とは、(i) 本社債の支払については各支払期日及び追加支払期日に関して、(ii) 第 2CDS 契約に基づく支払については各プレミアム計算日に関して、当該支払期日、追加支払期日又はプレミアム計算日に係る利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁(以下「Telerate17097 頁」といいます。)又はこれに替わるページに提示される 1 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における 1 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオフアードレート当該利率基準日に係る 1 ヶ月 TIBOR とします。

「2 ヶ月 TIBOR」とは、(i) 本社債の支払については各支払期日及び追加支払期日に関して、(ii) 第 2CDS 契約に基づく支払については各プレミアム計算日に関して、当該支払期日、追加支払期日又はプレミアム計算日に係る利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁又はこれに替わるページに提示される 2 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における 2 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオフアードレート当該利率基準日に係る 2 ヶ月 TIBOR とします。

「3 ヶ月 TIBOR」とは、(i) 本社債の支払については各支払期日及び追加支払期日に関して、(ii) 第 2CDS 契約に基づく支払については各プレミアム計算日に関して、当該支払期日、追加支払期日又はプレミアム計算日に係る利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁又はこれに替わるページに提示される 3 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における 3 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオフアードレート当該利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR とします。

「3 ヶ月延滞確定日」とは、特定の参照債務について、以下の日のうちのいずれか早い日をいいます。

- ① 当該参照債務に係る 3 ヶ月延滞判定基準を満たした判定基準日のうち最も早い日
- ② 最終予定支払額支払期日
- ③ 解除事由発生日
- ④ 当該参照債務に係る個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日

「3 ヶ月延滞判定基準」とは、特定の参照債務につき、平成 28 年 7 月 20 日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)以降(この日を含みます。)の特定の判定基準日(本定義において、以下「対象判定基準日」といいます。)に関して、対象判定基準日の 3 つ前の判定基準日及び対象判定基準日について以下の要件を満たすことをいいます。

① 対象判定基準日の3つ前の判定基準日：

当該参照債務につき、五万円以上の支払不履行(なお、当該参照債務に関してリストラクチャリングが行われた後に、五万円以上の支払の不履行が生じた場合、かかる支払不履行の有無及び金額は、リストラクチャリング後の当該参照債務に係る契約条件に従って判断されるものとします。)が生じていること。

② 対象判定基準日：

当該参照債務の元本につき、当該判定基準日、その1つ前の判定基準日及びその2つ前の判定基準日における当該参照債務に係る予定支払額の合計額以上の支払不履行が生じていること。但し、リストラクチャリングが行われた参照債務に関して本②の要件の充足有無を判定する場合には、対象判定基準日における当該参照債務の元本残高から予定金額を控除した金額が、当該判定基準日、その1つ前の判定基準日及びその2つ前の判定基準日における当該参照債務に係る予定支払額の合計額以上であること。なお、本②において予定金額とは、第2CDS 契約別添に「参照金額」として当該参照債務に関して記載された金額から、初回の予定支払額支払期日(この日を含みます。)から対象判定基準日と同日である予定支払額支払期日(この日を含みます。)までの各予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額の合計額を控除した後の金額をいいます。

「A 号元利金計算想定元本総額」とは、各プレミアム計算日において、各個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。また、当該プレミアム計算日において、当該個別 CDS 契約が終了している場合は A 号個別終了時元利金計算想定元本額とします。)の総額をいいます。

a - b

但し

a = 当該プレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本

b = 当該プレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するメザニンプレミアム計算想定元本

「A 号個別欠損総額」とは、各支払期日及び追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

a - b

但し

a = 当該支払期日又は追加支払期日の直前のプレミアム計算日において各個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)の総額

x - y

x = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

y = 当該プレミアム計算日に関する当該個別 CDS 契約に関するメザニンプレミアム計算想定元本

b = 当該支払期日又は追加支払期日の直前の支払期日又は追加支払期日までに発生した A 号振替償還総額の累計額

「A 号個別終了時元利金計算想定元本額」とは、各プレミアム計算日において終了している個別 CDS 契約について、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

$$a - b - c - d$$

但し

a = 当該個別 CDS 契約の終了時点における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

b = 当該個別 CDS 契約に関する B 号個別終了時元利金計算想定元本額

c = 当該個別 CDS 契約に関する C 号個別終了時元利金計算想定元本額

d = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額

「A 号償還原資」とは、各支払期日において、当該支払期日の直前の発行会社計算期日における下記第二部第 1 3. (イ) (1) (e) に規定する処理が行われた後の元本償還口座内の金銭を 60 で除した金額(1 円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「A 号追加償還額」とは、A 号追加償還総額を、60 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「A 号追加償還原資」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る追加発行会社計算期日における下記第二部第 1 3. (イ) (1) (e) に規定する処理が行われた後の元本償還口座内の金銭を 60 で除した金額(1 円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「A 号追加償還総額」とは、各追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。なお、各支払期日における A 号部分償還総額及び各追加支払期日における A 号追加償還総額の累計額は、A 号社債の当初の社債総額を超過しないものとします。

$$a + b$$

但し

a = 当該追加支払期日に係る個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)

$$x - y - z$$

但し

x = 当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本

y = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に関する当該個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

z = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日の翌日(当該プレミアム計算日が初回のプレミアム計算日である場合には、発行日)から当該追加支払期日までの期間に発生した当該個別 CDS 契約に関する参照債務に係るデフォルト金額の総額

又は②以下の算式によって算出される金額のうち小さい方の金額(但し、零を最低額とします。)

$$X - Y$$

但し

X = 当該追加支払期日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

Y = 当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に関する当該個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本

b = 当該追加支払期日における A 号振替償還総額

「A 号追加利息」とは、各追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

$$a \times b \times c \div d$$

但し

a = 当該追加支払期日に係る A 号追加償還額

b = 当該追加支払期日の属する利息計算期間に関する下記(ト)に定める A 号社債に係る利率

c = 当該追加支払期日の直前の支払期日(当該追加支払期日が初回の支払期日より前の日である場合は発行日の翌日から当該追加支払期日までの期間の実日数

d = 365

「A 号部分償還額」とは、A 号部分償還総額を、60 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「A 号部分償還総額」とは、各支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。なお、各支払期日における A 号部分償還総額及び各追加支払期日における A 号追加償還総額の累計額は、A 号社債の当初の社債総額を超過しないものとします。

$$a - b + c - d + e + f$$

但し

a = 当該支払期日の直前の支払期日の直前のプレミアム計算日における A 号元利金計算想定元本総額(初回の支払期日については、6,000,000,000 円)

b = 当該支払期日の直前のプレミアム計算日における A 号元利金計算想定元本総額

c = 当該支払期日の直前の支払期日における A 号部分償還総額から同時点における A 号部分償還額の総額を控除した金額(初回の支払期日については、零)

d = 当該支払期日の直前の支払期日(当該支払期日が初回の支払期日である場合は発行日)の翌日から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日(もしあれば)における A 号追加償還総額の総額

e = 当該支払期日の直前の支払期日(当該支払期日が初回の支払期日である場合は発行日)の翌日から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日(もしあれば)に関して、以下の算式によって算出される金額の総額

$$x - y$$

但し

x = 当該追加支払期日に係る A 号追加償還総額

y = 当該追加支払期日に係る A 号追加償還額の総額

f = 当該支払期日における A 号振替償還総額

「A 号振替償還総額」とは、各支払期日及び追加支払期日において、①当該支払期日もしくは追加支払期日における A 号個別欠損総額又は②当該支払期日もしくは追加支払期日における B 号部分償還可能額及び C 号部分償還可能額もしくは B 号追加償還可能額及び C 号追加償還可能額の合計額のうちいずれか小さい金額をいいます。

「A 号振替償還総額(B 号)」とは、各支払期日及び追加支払期日において、①当該支払期日又は追加支払期日における A 号振替償還総額から②当該支払期日又は追加支払期日における C 号部分償還可能額又は C 号追加償還可能額を控除した金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

「A 号振替償還総額(C 号)」とは、各支払期日及び追加支払期日において、①当該支払期日もしくは追加支払期日における A 号個別欠損総額又は②当該支払期日もしくは追加支払期日における C 号部分償還可能額もしくは C 号追加償還可能額のうちいずれか小さい金額をいいます。

「A 号未償還元本額」とは、当該時点における A 号未償還元本総額を、60 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「A 号未償還元本総額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$a - b - c - d$$

但し

$$a = 6,000,000,000 \text{ 円}$$

b = 当該時点までの各支払期日及び追加支払期日における各 A 号社債の元本の償還金額の総額の累計額

c = 当該時点における各 A 号社債に係る未払償還金額の総額

d = 当該時点において確定している A 号累積ポートフォリオ損失金額(もしあれば)

「A 号累積ポートフォリオ損失金額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)をいいます。

$$a - b - c$$

但し

a = 各個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)の総額

$$x - y$$

x = 当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

y = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額

b = B 号累積ポートフォリオ損失金額

c = C号累積ポートフォリオ損失金額

「B号元利金計算想定元本総額」とは、各プレミアム計算日において、各個別CDS契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。また、当該プレミアム計算日において、当該個別CDS契約が終了している場合はB号個別終了時元利金計算想定元本額とします。)の総額をいいます。

a - b

但し

a = 当該プレミアム計算日における当該個別CDS契約に関するメザニンプレミアム計算想定元本

b = 当該個別CDS契約に関するシニア劣後上限金額

「B号個別欠損額」とは、各支払期日及び追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

a - b + c

但し

a = 当該支払期日又は追加支払期日の直前のプレミアム計算日において各個別CDS契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)の総額

x - y

x = ①当該プレミアム計算日における当該個別CDS契約に関するメザニンプレミアム計算想定元本又は
②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日における当該個別CDS契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち小さい方の金額

y = 当該個別CDS契約に関するシニア劣後上限金額

b = 当該支払期日又は追加支払期日の直前の支払期日又は追加支払期日までに発生したB号振替償還額の累計額

c = 当該支払期日又は追加支払期日の直前の支払期日又は追加支払期日までに発生したA号振替償還総額(B号)の累計額

「B号個別終了時元利金計算想定元本額」とは、各プレミアム計算日において終了している個別CDS契約について、以下のX及びYの算式によって算出される金額のうち小さい方の金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

X = a - b - c

但し

a = 当該個別CDS契約の終了時点における当該個別CDS契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

b = 当該個別CDS契約に関するC号個別終了時元利金計算想定元本額

c = 当該個別CDS契約に関する免責金額

Y = a - b

但し

- a = 当該個別 CDS 契約の終了日の直前のプレミアム計算日に関する当該個別 CDS 契約に関するメザニン
プレミアム計算想定元本
- b = 当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額

「B 号償還原資」とは、各支払期日において、当該支払期日の直前の発行会社計算期日における下記第二部第 1
3. (イ) (1) (g) (i) 及び(ii)に規定する支払が行われた後の元本償還口座内の金銭を 4,339 で除した金額(1 円未
満の端数を切り捨てます。)に 4,339 を乗じた金額をいいます。但し、当該支払期日における A 号償還原資
が、当該支払期日において支払われるべき A 号社債に係る元本償還額及び未払元本償還額の合計額に不足す
る場合は、当該支払期日における B 号償還原資は零とします。

「B 号追加償還額」とは、B 号追加償還総額を、4,339 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)に
4,339 を乗じた金額をいいます。

「B 号追加償還可能額」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る個別 CDS 契約に関して以下
の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

$$a - b - c$$

但し

- a = 当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するメザニンプレミアム計
算想定元本
- b = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に関する当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額
又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日における当該個別
CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額
- c = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日
の翌日(当該プレミアム計算日が初回のプレミアム計算日である場合には、発行日)から当該追加支払期
日までの期間に発生した当該個別 CDS 契約に関する参照債務に係るデフォルト金額の総額又は②以下の
算式によって算出される金額のうち小さい方の金額(但し、零を最低額とします。)

$$x - y$$

但し

- x = 当該追加支払期日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額
- y = 当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額

「B 号追加償還原資」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る追加発行会社計算期日におけ
る下記第二部第 1 3. (イ) (1) (i) (i)に規定する支払が行われた後の元本償還口座内の金銭を 4,339 で除した金
額(1 円未満の端数を切り捨てます。)に 4,339 を乗じた金額をいいます。但し、当該追加支払期日における A
号追加償還原資が、当該追加支払期日において支払われるべき A 号社債に係る元本償還額の合計額に不足す
る場合は、当該追加支払期日における B 号追加償還原資は零とします。

「B 号追加償還総額」とは、各追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。な

お、各支払期日における B 号部分償還総額及び各追加支払期日における B 号追加償還総額の累計額は、B 号社債の当初の社債総額を超過しないものとします。

$$a - b + c$$

但し

a = 当該追加支払期日における B 号追加償還可能額

b = 当該追加支払期日における A 号振替償還総額(B 号)

c = 当該追加支払期日における B 号振替償還額

「B 号追加利息」とは、各追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

$$a \times b \times c \div d$$

但し

a = 当該追加支払期日に係る B 号追加償還額

b = 当該追加支払期日の属する利息計算期間に関する下記(ト)に定める B 号社債に係る利率

c = 当該追加支払期日の直前の支払期日(当該追加支払期日が初回の支払期日より前の日である場合は発行日の翌日から当該追加支払期日までの期間の実日数

d = 365

「B 号追加利払原資」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る追加発行会社計算期日における下記第二部第 1 3. (イ) (1) (h) (i) に規定する支払が行われた後の利息支払口座内の金銭をいいます。

「B 号部分償還額」とは、B 号部分償還総額を、4,339 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)に 4,339 を乗じた金額をいいます。

「B 号部分償還可能額」とは、各支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$a - b + c - d + e$$

但し

a = 当該支払期日の直前の支払期日の直前のプレミアム計算日における B 号元利金計算想定元本総額(初回の支払期日については、4,339,000,000 円)

b = 当該支払期日の直前のプレミアム計算日における B 号元利金計算想定元本総額

c = 当該支払期日の直前の支払期日における B 号部分償還総額から同時点における B 号部分償還額を控除した金額(初回の支払期日については、0 円)

d = 当該支払期日の直前の支払期日(当該支払期日が初回の支払期日である場合は発行日)の翌日から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日(もしあれば)における B 号追加償還額の総額

e = 当該支払期日の直前の支払期日(当該支払期日が初回の支払期日である場合は発行日)の翌日から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日(もしあれば)に関して、以下の算式によって算出される金額の総額

$$x - y$$

但し

x = 当該追加支払期日に係る B 号追加償還総額

y = 当該追加支払期日に係る B 号追加償還額

「B 号部分償還総額」とは、各支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。なお、各支払期日における B 号部分償還総額及び各追加支払期日における B 号追加償還総額の累計額は、B 号社債の当初の社債総額を超過しないものとします。

$a - b + c$

但し

a = 当該支払期日における B 号部分償還可能額

b = 当該支払期日における A 号振替償還総額(B 号)

c = 当該支払期日における B 号振替償還額

「B 号振替償還額」とは、各支払期日及び追加支払期日において、①当該支払期日もしくは追加支払期日における B 号個別欠損額又は②当該支払期日もしくは追加支払期日における C 号部分償還可能額もしくは C 号追加償還可能額から A 号振替償還総額(C 号)を控除した金額のうちいずれか小さい方の金額をいいます。

「B 号未償還元本額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$a - b - c - d$

但し

a = 4,339,000,000 円

b = 当該時点までの各支払期日及び追加支払期日における B 号社債の元本の償還金額の総額の累計額

c = 当該時点における B 号社債に係る未払償還金額の総額

d = 当該時点において確定している B 号累積ポートフォリオ損失金額(もしあれば)

「B 号利払原資」とは、各支払期日において、当該支払期日の直前の発行会社計算期日における下記第二部第 13. (イ) (1) (f) (i) ないし (iv) に規定する支払及び振替が行われた後の利息支払口座内の金銭をいいます。

「B 号累積ポートフォリオ損失金額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される X 又は Y のうち小さい方の金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)をいいます。

$X = a - b$

但し

a = 各個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)の総額

$x - y$

x = 当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

y = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額

b = C 号累積ポートフォリオ損失金額

$$Y = a - b - c$$

但し

a = 4,339,000,000 円

b = 当該時点までの各支払期日及び追加支払期日における B 号社債の元本の償還金額の総額の累計額

c = 当該時点における B 号社債に係る未払償還金額の総額

「C 号元利金計算想定元本総額」とは、各プレミアム計算日において、各個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。また、当該プレミアム計算日において、当該個別 CDS 契約が終了している場合は C 号個別終了時元利金計算想定元本額とします。)の総額をいいます。

a - b

但し

a = 当該個別 CDS 契約に関する次の①又は②のうち小さい方の金額

① シニア劣後上限金額

② 当該プレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本

b = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額

「C 号個別終了時元利金計算想定元本額」とは、各プレミアム計算日において終了している個別 CDS 契約について、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

a - b

a = ①当該個別 CDS 契約の終了日の直前のプレミアム計算日に関する当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本、②当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額又は③当該個別 CDS 契約の終了時点における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち最も小さい金額

b = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額

「C 号社債保証」とは、本社債要項及び C 号社債保証委託契約に定めるところに従い C 号社債保証人が C 号社債に係る元本及び利息の支払について行う保証をいいます。

「C 号社債保証委託契約」とは、発行会社、C 号社債保証人及び保証計算代理人の間で平成 28 年 3 月 17 日付で締結された合同会社クローバー 2016 第 1 回 C 号無担保保証付社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)保証委託契約(その後の変更を含みます。)をいいます。

「C 号社債保証関連債権」とは、C 号社債保証委託契約又は C 号社債保証若しくはその履行に基づき C 号社債保証人が発行会社に対して取得する一切の債権をいいます。

「C 号社債保証債務」とは、C 号社債保証に係る C 号社債保証人の C 号社債権者に対する債務をいいます。

「C 号社債保証人」とは、本社債要項及び C 号社債保証委託契約に定めるところに従い、C 号社債について保証

を行う者としての公庫をいいます。

「C号償還原資」とは、各支払期日において、当該支払期日の直前の発行会社計算期日における下記第二部第13.(イ)(1)(g)(i)ないし(iv)に規定する支払が行われた後の元本償還口座内の金銭を15で除した金額(1円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。但し、当該支払期日におけるB号償還原資が、当該支払期日において支払われるべきB号社債に係る元本償還額及び未払元本償還額の合計額に不足する場合は、当該支払期日におけるC号償還原資は零とします。

「C号追加償還額」とは、C号追加償還総額を、15で除した金額(1円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「C号追加償還可能額」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る個別CDS契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

$a - b - c$

但し

a = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日における当該個別CDS契約に関するプレミアム計算想定元本又は②当該個別CDS契約に関するシニア劣後上限金額のうち小さい方の金額

b = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に関する当該個別CDS契約に関する免責金額又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日における当該個別CDS契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

c = ①当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日の翌日(当該プレミアム計算日が初回のプレミアム計算日である場合には、発行日)から当該追加支払期日までの期間に発生した当該個別CDS契約に関する参照債務に係るデフォルト金額の総額又は②以下の算式によって算出される金額のうち小さい方の金額(但し、零を最低額とします。)

$x - y$

但し

x = 当該追加支払期日における当該個別CDS契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

y = 当該個別CDS契約に関する免責金額

「C号追加償還原資」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る追加発行会社計算期日における下記第二部第13.(イ)(1)(i)(i)及び(ii)に規定する支払が行われた後の元本償還口座内の金銭を15で除した金額(1円未満の端数は切り捨てる。)をいいます。但し、当該追加支払期日におけるB号追加償還原資が、当該追加支払期日において支払われるべきB号社債に係る元本償還額の合計額に不足する場合は、当該追加支払期日におけるC号追加償還原資は零とします。

「C号追加償還総額」とは、各追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。なお、各支払期日におけるC号部分償還総額及び各追加支払期日におけるC号追加償還総額の累計額は、C号社債の当初の社債総額を超過しないものとします。

a - b - c

但し

a = 当該追加支払期日における C 号追加償還可能額

b = 当該追加支払期日における A 号振替償還総額(C 号)

c = 当該追加支払期日における B 号振替償還額

「C 号追加利息」とは、各追加支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

$a \times b \times c \div d$

但し

a = 当該追加支払期日に係る C 号追加償還額

b = 当該追加支払期日の属する利息計算期間に関する下記(ト)に定める C 号社債に係る利率

c = 当該追加支払期日の直前の支払期日(当該追加支払期日が初回の支払期日より前の日である場合は発行日の翌日から当該追加支払期日までの期間の実日数

d = 365

「C 号追加利払原資」とは、各追加支払期日において、当該追加支払期日に係る追加発行会社計算期日における下記第二部第 1 3. (イ) (1) (h) (i) 及び(ii)に規定する支払が行われた後の利息支払口座の通常勘定内の金銭をいいます。但し、当該追加支払期日における B 号追加利払原資が、当該追加支払期日において支払われるべき B 号社債に係る利息に不足する場合は、当該追加支払期日における C 号追加利払原資は零とします。

「C 号部分償還額」とは、C 号部分償還総額を、15 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「C 号部分償還可能額」とは、各支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

a - b + c - d + e

但し

a = 当該支払期日の直前の支払期日の直前のプレミアム計算日における C 号元利金計算想定元本総額(初回の支払期日については、1,500,000,000 円)

b = 当該支払期日の直前のプレミアム計算日における C 号元利金計算想定元本総額

c = 当該支払期日の直前の支払期日における C 号部分償還総額から同時点における C 号部分償還額の総額を控除した金額(初回の支払期日については、0 円)

d = 当該支払期日の直前の支払期日(当該支払期日が初回の支払期日である場合は発行日)の翌日から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日(もしあれば)における C 号追加償還総額の総額

e = 当該支払期日の直前の支払期日(当該支払期日が初回の支払期日である場合は発行日)の翌日から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日(もしあれば)に関して、以下の算式によって算出される金額の総額

$$x - y$$

但し

x = 当該追加支払期日に係る C 号追加償還総額

y = 当該追加支払期日に係る C 号追加償還額の総額

「C 号部分償還総額」とは、各支払期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。なお、各支払期日における C 号部分償還総額及び各追加支払期日における C 号追加償還総額の累計額は、C 号社債の当初の社債総額を超過しないものとします。

$$a - b - c$$

但し

a = 当該支払期日における C 号部分償還可能額

b = 当該支払期日における A 号振替償還総額(C 号)

c = 当該支払期日における B 号振替償還額

「C 号未償還元本額」とは、当該時点における C 号未償還元本総額を、15 で除した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「C 号未償還元本総額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$a - b - c$$

但し

a = 1,500,000,000 円

b = 当該時点までの各支払期日及び追加支払期日における各 C 号社債の元本の償還金額の累計額

c = 当該時点における各 C 号社債に係る未払償還金額の総額

「C 号利息一部留保勘定」とは、下記第二部第 1 3. (イ) (1) (b) に従い、利息支払口座内に設けられる勘定をいいます。

「C 号利息留保対象支払期日」とは、平成 28 年 6 月 20 日及び平成 28 年 9 月 20 日(それぞれ、当該日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の各支払期日をいいます。

「C 号利払原資」とは、各支払期日において、当該支払期日の直前の発行会社計算期日における下記第二部第 1 3. (イ) (1) (f) (i) ないし (vi) に規定する支払及び振替が行われた後の利息支払口座の通常利息勘定内(当該支払期日において A 号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となる場合には、利息支払口座内)の金銭をいいます。但し、当該支払期日における B 号利払原資が、当該支払期日において支払われるべき B 号社債に係る利息及び未払利息の合計額に不足する場合は、当該支払期日における C 号利払原資は零とします。

「C 号累積ポートフォリオ損失金額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される X 又は Y のうち小さい方の金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)をいいます。

X = 各個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)の総額

$$a - b$$

但し

a = 当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額

b = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額

$$Y = a - b - c$$

但し

a = 1,500,000,000 円

b = 当該時点までの各支払期日及び追加支払期日における各 C 号社債の元本の償還金額の累計額

c = 当該時点における各 C 号社債に係る未払償還金額の総額

「Moody's」とは、ムーディーズ・ジャパン株式会社又はその承継人をいいます。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「一般社団法人法等整備法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「営業日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号、その後の改正を含みます。)に規定する休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ、又は義務付けられている日、以外の日をいいます。

「延滞一部解消通知」とは、公庫から計算代理人に延滞通知が交付された参照債務に関して、延滞解消予定支払額支払期日を通知するために公庫から計算代理人に交付される大要第 2CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「延滞開始期日」とは、特定の参照債務について、当該参照債務の特定の予定支払額支払期日における支払に関して公庫から計算代理人に延滞通知が交付された場合において、当該予定支払額支払期日をいいます。

「延滞解消通知」とは、公庫から計算代理人に延滞通知が交付された参照債務に関して、延滞となっていた元本又は利息の全てが支払われた旨の公庫から計算代理人に交付される大要第 2CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「延滞起算日」とは、特定の参照債務に係る下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (b) (i) a. ①に規定される特定のクレジットイベントについて、以下の日のうちのいずれか早い日をいいます。

- ① 当該参照債務に係る 3 ヶ月延滞判定基準を満たした判定基準日のうち最も早い日の 3 つ前の判定基準日
- ② 最終予定支払額支払期日
- ③ 解除事由発生日の直前(この日を含みます。)の予定支払額支払期日
- ④ 当該参照債務に係る個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日の直前(この日を含みます。)の予定支払額支払期日

「延滞通知」とは、特定の参照債務に関して特定の予定支払額支払期日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払が延滞している旨の公庫から計算代理人に交付される大要第 2CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「オフショア取引」とは、1933 年米国証券法レギュレーション S ルール 902(h) (17CFR230.902(h))に定める Offshore transaction をいいます。但し、Offshore transaction の該当性判断にあたっては、本社債が security に該当するものとみなすものとします。

「開始日」とは、平成 28 年 3 月 28 日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「解除事由発生日」とは、①下記第二部第 1 2. (v) (3) (e) (ii)に基づき発行会社が公庫に対して第 2CDS 契約を解除する旨の通知を行った日、②下記第二部第 1 2. (v) (3) (e) (iii)に基づき公庫が発行会社に対して第 2CDS 契約を解除する旨の通知を行った日、並びに③下記第二部第 1 2. (v) (3) (e) (iv)に基づき計算代理人が公庫及び発行会社に対して第 2CDS 契約を解除する旨の通知を行った日をいいます。

「元本償還口座」とは、本社債要項に従い開設される元本償還口座をいいます。

「元本取崩金額」とは、各発行会社計算期日において、本件定期預金契約に係る各本件預金口座に関して以下の算式によって算出される金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。但し、当該発行会社計算期日までに、当該本件預金口座に基づく預金の残高の全額について、当該預金の元本の払戻しが行われている場合には、当該発行会社計算期日における当該本件預金口座に係る元本取崩金額は零とします。

a - b

但し

a = 当該発行会社計算期日の直前の支払期日の直前のプレミアム計算日における当該本件預金口座に対応する個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本(初回の発行会社計算期日については、当該個別 CDS 契約に関するシニア上限金額)

b = 当該発行会社計算期日の直前のプレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想

定元本

「期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日」とは、特定の参照債務について、当該参照債務の支払に関して公庫から計算代理人に期限の利益喪失通知が交付された場合において、当該参照債務に係る期限の利益喪失日の属する各プレミアム計算小期間に応じて以下に規定する期日(但し、対応する期日がない場合は、当該予定支払額支払期日の3 ヶ月後の応答日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日))をいいます。

- ① 当該期限の利益喪失日が第 1 プレミアム計算小期間に属する場合、当該第 1 プレミアム計算小期間の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間に属する第 1 プレミアム計算小期間の末日。
- ② 当該期限の利益喪失日が第 2 プレミアム計算小期間に属する場合、当該第 2 プレミアム計算小期間の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間の末日。
- ③ 当該期限の利益喪失日が第 3 プレミアム計算小期間に属する場合、当該第 3 プレミアム計算小期間の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間に属する第 3 プレミアム計算小期間の末日。

「期限の利益喪失事由」とは、下記「期限の利益喪失事由」に記載する各事由をいいます。

「期限の利益喪失事由発生日」とは、期限の利益喪失事由が発生した日をいいます。

「期限の利益喪失通知」とは、特定の参照債務に関して、当該参照債務に係る参照組織が当該参照債務に係る債権者に対する期限の利益を喪失した旨の公庫から計算代理人に交付される大要第 2CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「期限の利益喪失日」とは、特定の参照債務に関して、当該参照債務に係る参照組織が当該参照債務に係る債権者に対する期限の利益を喪失した日をいいます。

「期中費用」とは、下記第二部第 1 3. (f) (1) (f) (ii) に定義される意味を有します。

「業務規程等」とは、下記(f) (1) に定義される意味を有します。

「銀行法」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「繰上償還期日」及び「繰上償還事由」とは、それぞれ下記(f) (5) において定義される意味を有します。

「クレジットイベント」とは、下記第二部第 1 2. (v) (3) (b) (i) a. ①ないし③に記載する各事由をいいます。

「クレジットイベント通知」とは、大要第 2CDS 契約添付の内容及び様式によって、クレジットイベントについて記載した公庫から計算代理人に対する取消不能の通知をいいます。

「クレジットイベント発生日」とは、各参照債務に関し、当該参照債務について、下記第二部第 1 2. (v) (3) (b) (i) a. ①ないし③に規定する事由が発生した日をいいます。

「計算代理人」とは、第 2CDS 契約における計算代理人をいい、当初の計算代理人はみずほ信託銀行とします。

「口座管理者」とは、口座管理事務等委託契約における口座管理者をいい、みずほ信託銀行とします。

「口座管理事務等委託契約」とは、口座管理者としてのみずほ信託銀行及び発行会社の間で平成 28 年 3 月 17 日付で締結された口座管理事務等委託契約書をいいます。

「公租公課」とは、日本国又はその地方公共団体もしくはその下部行政機関により課される公租公課をいいます。

「固定プレミアム」とは、各個別 CDS 契約に関して、それぞれ下記第二部第 1 2. (v) (3) (a) (i) a. に定める金額をいいます。

「個別 CDS 解除事由発生日」とは、各個別 CDS 契約に関して、①下記第二部第 1 2. (v) (2) (e) (ii) に基づき公庫が参加金融機関に対して当該個別 CDS 契約を解除する旨の通知を行った日、②下記第二部第 1 2. (v) (2) (e) (iii) に基づき参加金融機関が公庫に対して当該個別 CDS 契約を解除する旨の通知を行った日並びに下記第二部第 1 2. (v) (2) (e) (iv) に基づき個別 CDS 計算代理人が参加金融機関及び公庫に対して当該個別 CDS 契約を解除する旨の通知を行った日をいいます。

「個別 CDS 計算代理人」とは、各個別 CDS 契約に関して、当該個別 CDS 契約において計算代理人として定義される者をいい、各個別 CDS 契約に係る当初の個別 CDS 計算代理人はいずれも計算代理人とします。

「個別 CDS 契約」とは、以下に記載の各クレジット・デフォルト・スワップ契約証書を個別に又は総称していいます。

- ① 大阪信用金庫、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ② 金沢信用金庫、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ③ 株式会社清水銀行、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ④ 株式会社東日本銀行、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デ

フォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)

- ⑤ 諏訪信用金庫、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ⑥ 西武信用金庫、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ⑦ 富山信用金庫、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ⑧ 長野県信用組合、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)
- ⑨ 米子信用金庫、公庫及び個別 CDS 計算代理人の間の平成 28 年 3 月 15 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約証書(以下「個別 CDS 契約①」といいます。)

「個別 CDS 早期終了事由発生日」とは、各個別 CDS 契約に関して、直前のプレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本から当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額を控除した金額が零になった日をいいます。

「個別 CDS 独立認定人」とは、各個別 CDS 契約に関して、当該個別 CDS 契約において独立認定人として定義される者をいい、各個別 CDS 契約に係る当初の個別 CDS 独立認定人はいずれも独立認定人としてします。

「個別 CDS プレミアム計算期間」とは、各個別 CDS 契約に関して、毎年 3 月 20 日(この日を含みません。)から 6 月 20 日(この日を含みます。)まで、6 月 20 日(この日を含みません。)から 9 月 20 日(この日を含みます。)まで、及び 12 月 20 日(この日を含みません。)から翌年 3 月 20 日(この日を含みます。)までの各期間(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)をいいます。但し、各個別 CDS 契約に関する初回の個別 CDS プレミアム計算期間は開始日(この日を含みます。)から平成 28 年 6 月 20 日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)(この日を含みます。)までの期間とし、各個別 CDS 契約に関する最終の個別 CDS プレミアム計算期間は最終予定支払額支払期日の属する個別 CDS プレミアム計算期間、当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 早期終了事由発生日の属する個別 CDS プレミアム計算期間(但し、当該個別 CDS 早期終了事由発生日が、特定の個別 CDS プレミアム計算期間に属するプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みません。))から、当該個別 CDS プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの間に到来した場合には、当該個別 CDS プレミアム計算期間の直後の個別 CDS プレミアム計算期間とします。)又は当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日の属する個別 CDS プレミアム計算期間の直後の個別 CDS プレミアム計算期間(但し、下記第二部第 1 2. (ハ) (2) (e) (ii) a. に基づき当該個別 CDS 契約が解除される場合には、当該個別 CDS 解除事由発生日の属する個別 CDS プレミアム計算期間とします。)のうち、いずれか早く終了する期間とします。また、各個別 CDS 契約に関して最終予定支払額支払期日の属する個別 CDS プレミアム計算期間が最終の個別 CDS プレミアム計算期間となる場合には、当該個別 CDS 契約に関する最終の個別 CDS プレミアム計算期間は平成 30 年 12 月 20 日(この日を含みません。)から平成 31 年 4 月 30 日(この日を含みます。)(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間とします。

「個別 CDS プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日」とは、下記第二部第 1 2. (㍑) (3) (a) (i) b. において定める意味を有します。

「最終予定支払額支払期日」とは、平成 31 年 3 月 20 日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日とします。)をいいます。

「債務者宛期失通知書面」とは、特定の参照債務に係る債権者が、当該参照債務に係る参照組織に対して交付した、当該参照組織の住所及び商号並びに当該参照債務を識別するための番号又は契約締結日もしくは貸出実行日及び当初貸付金額の記載のある、当該参照債務について期限の利益を喪失した旨を通知する書面(但し、かかる書面に当該参照債務について期限の利益を喪失した日の記載がない場合には、かかる日を証する書面を含むものとします。)をいいます。

「参加金融機関」とは、以下に記載の各金融機関をいいます。

- ① 株式会社清水銀行
- ② 株式会社東日本銀行
- ③ 西武信用金庫
- ④ 諏訪信用金庫
- ⑤ 富山信用金庫
- ⑥ 金沢信用金庫
- ⑦ 大阪信用金庫
- ⑧ 米子信用金庫
- ⑨ 長野県信用組合

「参照金額」とは、第 2CDS 契約添付の参照組織及び参照債務一覧に「参照金額」として各参照債務に関して記載された金額から、下記第二部第 1 2. (㍑) (3) (d)に基づき減額を行った金額をいいます。

「参照金額基準日」とは、各クレジットイベント通知に関して、当該クレジットイベント通知(下記第二部第 1 2. (㍑) (3) (f)に従ってクレジットイベント通知が交付されたものとみなされる場合は、当該クレジットイベント通知の交付とみなされることとなった個別 CDS 契約に従って交付されたクレジットイベント通知。以下、本定義において同じ。)に参照金額基準日として記載することにより当該クレジットイベント通知の作成者が指定した日をいいます。但し、参照金額基準日は、①当該クレジットイベント通知に記載された送付日の 5 営業日前の日及び②当該クレジットイベント通知に記載されたクレジットイベントの発生日のうちいずれか遅い日(この日を含みます。)から、当該送付日(この日を含みます。)までの期間に含まれることを要するものとします。

「参照債務」とは、本件金銭消費貸借契約に基づく各参照組織に対する貸付債権であり、各個別 CDS 契約に関して、第 2CDS 契約別添に「参照債務」として各参照組織に関して記載される債務をいいます。

「参照債務除外通知」とは、特定の参照債務に関してその返済期日以前に当該参照債務に係る債権者が元本の返済を受けた旨の当該参照債務に係る債権者から個別 CDS 契約計算代理人に交付される大要各個別 CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「参照組織」とは、各個別 CDS 契約に関して、第 2CDS 契約別添に「参照組織」として記載される各日本企業をいいます。但し、特定の参照組織について合併もしくは会社分割がなされ、又は参照債務に関する債務引受がなされることによって、参照債務が他の組織に承継された場合は、それ以降、第 2CDS 契約の規定に従って決定された組織をいいます。

「残高証明書」とは、各時点における参照債務の実際の残高を示した、当該参照債務に係る債権者の作成する証明書をいいます。

「シニア上限金額」とは、各個別 CDS 契約に関して、以下に記載する金額をいいます。

個別 CDS 契約① : 1,978,000,000 円

個別 CDS 契約② : 1,015,000,000 円

個別 CDS 契約③ : 4,243,000,000 円

個別 CDS 契約④ : 460,000,000 円

個別 CDS 契約⑤ : 766,000,000 円

個別 CDS 契約⑥ : 948,000,000 円

個別 CDS 契約⑦ : 493,000,000 円

個別 CDS 契約⑧ : 951,000,000 円

個別 CDS 契約⑨ : 1,313,000,000 円

「シニア劣後上限金額」とは、各個別 CDS 契約に関して、以下に記載する金額をいいます。

個別 CDS 契約① : 299,517,189 円

個別 CDS 契約② : 149,559,591 円

個別 CDS 契約③ : 610,944,843 円

個別 CDS 契約④ : 79,241,152 円

個別 CDS 契約⑤ : 127,617,620 円

個別 CDS 契約⑥ : 152,423,600 円

個別 CDS 契約⑦ : 77,309,148 円

個別 CDS 契約⑧ : 138,830,898 円

個別 CDS 契約⑨ : 192,555,959 円

「シニア劣後プレミアム」とは、各個別 CDS 契約に関して、下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (a) (i) a. に記載する算式において、シニア劣後プレミアムとして算出される金額をいいます。

「シニア劣後プレミアム利率」とは、各プレミアム計算日に関して、0.32% (年率) をいいます。

「支払期日」とは、初回を平成 28 年 6 月 20 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)とし毎年 3、6、9 及び 12 月の 20 日(但し、平成 31 年 3 月以降の各 20 日は除くものとします。)(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)、予定償還期日並びに繰上償還期日をいいます。但し、最終の支払期日は、繰上償還期日、予定償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、支払期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日とします。

「私募の取扱者」とは、B 号社債に係る私募の取扱者をいい、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社とします。

「事務委託契約」とは、発行会社及び本社債に係る事務の受託者としての三井住友銀行の間で平成 28 年 3 月 17 日付で締結された合同会社クローバー2016 第 1 回 A 号(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)、合同会社クローバー2016 第 1 回 B 号無担保社債(責任財産限定特約付及び分割禁止特約付)及び合同会社クローバー2016 第 1 回 C 号無担保保証付社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)事務委託契約証書(その後の変更を含みます。)をいいます。

「事務委任契約」とは、発行会社及び東京共同会計事務所の間で平成 28 年 3 月 17 日付で締結された事務委任契約書(その後の変更を含みます。)をいいます。

「事務受託者」とは、事務委任契約における事務受託者をいい、東京共同会計事務所とします。

「社債管理委託契約」とは、発行会社、C 号社債保証人及び社債管理者としての三井住友銀行の間で平成 28 年 3 月 17 日付で締結された合同会社クローバー2016 第 1 回 A 号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)、合同会社クローバー2016 第 1 回 B 号無担保社債(責任財産限定特約付及び分割禁止特約付)及び合同会社クローバー2016 第 1 回 C 号無担保保証付社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)管理委託契約証書(その後の変更を含みます。)をいいます。

「社債管理者」とは、本社債の社債管理者をいい、三井住友銀行とします。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「事由発生決定日」とは、各クレジットイベントの発生について、第 2CDS 契約に従って当該クレジットイベントに係る有効なクレジットイベント通知を計算代理人に交付したことにより特定のクレジットイベントの発生を確定させた日をいいます。

「条件変更後返済予定表」とは、参照債務に係る本件金銭消費貸借契約に関しリストラクチャリングが行われ

た場合において、当該参照債務に係る当該条件変更後の返済日及び返済金額等の返済予定を示した当該参照債務に係る債権者が作成する書面をいいます。

「条件変更稟議」とは、特定の参照債務に係る債権者(及びその取締役又は従業員)により作成される、当該参照債務に関してリストラクチャリングの発生が確認できる参照債務の条件の変更を稟議したことを示す書面をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「信用格付業者」とは、ムーディーズ SF ジャパン株式会社をいいます。

「清算費用留保勘定」とは、下記第二部第13.(i)(1)(b)に従い、費用支払口座内に設けられる勘定をいいます。

「責任財産」とは、以下の各財産をいいます。なお、責任財産には、発行会社の社員又は社員の職務を行うべき者の個人資産を含まないものとします。

- ① 本件定期預金契約又は本件預金口座に基づく預金債権。
- ② 発行会社名義の銀行口座に入金された各資金及びこれらに係る預金債権。
- ③ 発行会社が本社債の発行により取得した資金。
- ④ 発行会社が当事者となる契約に基づき有する一切の権利。
- ⑤ 上記各財産に係る金銭を運用した場合には、その運用対象。
- ⑥ 上記各財産を処分した場合には、その処分手取金。
- ⑦ 上記各財産に付随する一切の請求権。

「その他期中費用」とは、下記第二部第13.(i)(1)(f)(iii)に定義される意味を有します。

「損害補填金額」とは、クレジットイベントが発生した参照債務に関して、下記第二部第12.(v)(3)(b)(iii)a.に基づき算出され、損害補填決済日において発行会社から公庫に支払われる金額をいいます。

「損害補填決済日」とは、クレジットイベントが発生した参照債務に関して下記第二部第12.(v)(3)(b)(iii)b.に基づき定められる発行会社から公庫に対する損害補填金額相当額の支払がなされる日をいいます。

「第1プレミアム計算小期間」とは、各プレミアム計算期間について、当該プレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から翌月20日(この日を含みます。)(いずれも営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間をいいます。

「第 2 プレミアム計算小期間」とは、各プレミアム計算期間について、当該プレミアム計算期間に属する第 1 プレミアム計算小期間の末日(この日を含みません。)から翌月 20 日(この日を含みます。)(いずれも営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間をいいます。

「第 3 プレミアム計算小期間」とは、各プレミアム計算期間について、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間の末日(この日を含みません。)から当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みません。)(いずれも営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間をいいます。

「中間法人法」とは、中間法人法(平成 13 年法律第 49 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「中小企業等協同組合法」とは、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「直接販売努力」とは、1933 年米国証券法レギュレーション S ルール 902(c) (17CFR230.902(c))で定める Directed selling efforts をいいます。

「直近 2 期分決算資料」とは、当該時点までに、各参加金融機関が参照組織より徴求している特定の参照組織に係る直近 2 決算期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの付属明細書(又はこれに代わる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案並びにこれらの付属明細書)等をいいます。

「追加元本取崩金額」とは、各追加発行会社計算期日において、当該追加発行会社計算期日に関する追加支払期日に係る個別 CDS 契約に関して以下の算式によって算出される金額をいいます。

a - b

但し

a = 当該追加支払期日の直前のプレミアム計算日における当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本

b = 当該個別 CDS 契約に関する免責金額又は当該追加支払期日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

「追加支払期日」とは、下記(リ) (4)において定義される意味を有します。

「追加償還額」とは、文脈により、A 号追加償還額、B 号追加償還額及び C 号追加償還額のいずれか又は複数を意味します。

「追加発行会社計算期日」とは、各追加支払期日に関して、当該追加支払期日の前営業日をいいます。

「通常費用勘定」とは、下記第二部第 1 3. (イ) (1) (b)に従い、費用支払口座内に設けられる勘定をいいます。

「通常利息勘定」とは、下記第二部第 1 3. (イ) (1) (b)に従い、利息支払口座内に設けられる勘定をいいます。

「定期預金取引に係る覚書」とは、三井住友銀行及び発行会社の間で平成 28 年 3 月 17 日付で締結された定期預金取引に係る覚書をいいます。

「適格機関投資家」とは、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成 5 年大蔵省令第 14 号、その後の改正を含みます。)第 10 条第 1 項に定義される適格機関投資家をいいます。

「適格金融機関」とは、Moody's から Prime-1(又はこれと同順位の格付)以上の短期預金格付(当該金融機関が短期預金格付を有しない場合は短期発行体格付)、かつ、A2(又はこれと同順位の格付)以上の長期預金格付(当該金融機関が長期預金格付を有しない場合は長期発行体格付)を取得している金融機関をいいます。

「デフォルト金額」とは、特定の参照債務についてクレジットイベントの発生が確定した場合に、当該参照債務に関して、下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (b) (iii) a. の定めに従ってデフォルト金額として算出される金額をいいます。

「転売制限」とは、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、有限会社東京共同会計事務所をいいます。

「倒産事由発生認定資料」とは、(a) 下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (b) (i) a. ③の事由のうち、当該クレジットイベント通知に関する参照組織に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令がなされた場合については、かかる事実を示す公告を掲載した官報又は裁判所からの通知をいい、(b) 下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (b) (i) a. ③の事由のうち、当該クレジットイベント通知に関する参照組織に係る支払不能又は当該参照組織に係る参照債務の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これら((a)の事由を含みます。)に類する事由が発生した場合については、当該参照債務に係る債権者の代表印の押印された「当該参照債務が弁済期の到来時に債務不履行になる可能性が極めて高い」旨が記載してある通知、手形交換所の取引停止処分を示す書類又は当該参照組織の解散決議(但し、合併に伴う解散決議を除きます。)がなされたことを示す株主総会議事録をいいます。

「当初費用」とは、各発行会社関連契約の締結及び本社債の発行に関連して発行会社が支払うことが必要となる費用をいいます。

「独立認定事務委託契約」とは、発行会社、公庫及び独立認定人の中で平成 28 年 3 月 15 日付で締結された独立認定事務委託契約(その後の変更を含みます。)をいいます。

「独立認定人」とは、東京共同会計事務所をいいます。

「取引先要項」とは、特定の参照組織に係る会社概要(商号、住所、代表者名、役員構成、業種及び従業員の数)、事業素質の特徴及び問題点並びに当該参照債務に係る債権者の当該参照組織に対する取引方針を記載した当該参照債務に係る債権者所定の書面をいいます。

「反社会的行為」とは、次の①ないし⑤に該当する行為をいいます。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて個別 CDS 契約の当事者の信用を毀損し、又は個別 CDS 契約の当事者の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他①ないし④に準ずる行為

「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等及びその他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)、並びに次の①ないし⑤に該当する者をいいます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者。
- ⑤ 役員又は経営を実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。

「判定基準日」とは、予定支払額支払期日と同日をいいます。

「破産法」とは、破産法(平成 16 年法律第 75 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「発行会社関連契約」とは、社債管理委託契約、事務委託契約、事務委任契約、第 2CDS 契約、独立認定事務委託契約、本件定期預金契約、C 号社債保証委託契約並びにこれらの各契約において発行会社が締結することが企図されている契約をいいます。

「発行会社計算期日」とは、初回を平成 28 年 6 月 20 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の 1 営業日前の日とし、以降 3、6、9 及び 12 月の 20 日(但し、平成 31 年 3 月以降(この月を含みます。))の各 20 日は除くものとします。)(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)、並びに予定償還期日のそれぞれ 1 営業日前の日をいいます。但し、繰上償還期日以降は発行会社計算期日は到来しないものとします。

「発行会社口座」とは、発行会社名義の普通預金口座である費用支払口座、利息支払口座及び元本償還口座を総称していいます。

「発行日」とは、平成 28 年 3 月 28 日をいいます。

「引受会社」とは、A 号社債及び C 号社債の総額につき、買取引受けを行う者をいい、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社とします。

「被保証債務」とは、C 号社債に基づく発行会社の元本及び利息の支払債務をいいます。

「費用支払口座」とは、本社債要項に従い開設される費用支払口座をいいます。

「部分償還額」とは、文脈により、A 号部分償還額、B 号部分償還額及び C 号部分償還額のいずれか又は複数を意味します。

「振替機関」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「プレミアム」とは、第 2CDS 契約に関して、下記第二部第 1 2. (㍑) (3) (a) (i) に記載される算式によって算出され、各プレミアム支払日において公庫から発行会社に支払われる金額(下記第二部第 1 2. (㍑) (3) (a) (i) e. 及び f. に基づき支払われる金額を含みます。)をいいます。

「プレミアム計算期間」とは、毎年 3 月 20 日(この日を含みません。)から 6 月 20 日(この日を含みます。)まで、6 月 20 日(この日を含みません。)から 9 月 20 日(この日を含みます。)まで、9 月 20 日(この日を含みません。)から 12 月 20 日(この日を含みます。)まで、及び 12 月 20 日(この日を含みません。)から翌年 3 月 20 日(この日を含みます。)までの各期間(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間は開始日(この日を含みます。)から平成 28 年 6 月 20 日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)(この日を含みます。)までの期間とし、最終のプレミアム計算期間は最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間、全ての個別 CDS 契約が終了した日の属するプレミアム計算期間又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間(但し、下記第二部第 1 2. (㍑) (3) (e) (ii) a. に基づき第 2CDS 契約が解除される場合には、解除事由発生日の属するプレミアム計算期間とします。)のうち、いずれか早く終了する期間とします。また、最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間が最終のプレミアム計算期間となる場合には、最終のプレミアム計算期間は平成 30 年 12 月 20 日(この日を含みません。)から平成 31 年 4 月 30 日(この日を含みます。)(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間とします。

「プレミアム計算想定元本」とは、第 2CDS 契約に従って個別 CDS 契約ごとに「プレミアム計算想定元本」として計算される金額をいいます。

「プレミアム計算想定元本確定日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日の 10 営業日前の日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム計算想定元本確定日は開始日の 2 営業日前の日とします。

「プレミアム計算日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日の 2 営業日前の日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム計算日は開始日の 2 営業日前の日とします。

「プレミアム支払日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム支払日は開始日とします。

「プレミアム調整期間」とは、各プレミアム計算日について、当該プレミアム計算日の直後に到来する 19 日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算日の直後のプレミアム計算日の直後に到来する 19 日(この日を含みません。)まで(但し、初回のプレミアム調整期間は、開始日(この日を含みます。)から平成 28 年 6 月 16 日(この日を含みません。)まで、第 2 回目のプレミアム調整期間は、平成 28 年 6 月 16 日(この日を含みます。)から平成 28 年 9 月 16 日(この日を含みません。)まで、第 3 回目のプレミアム調整期間は、平成 28 年 9 月 16 日(この日を含みます。)から平成 28 年 12 月 16 日(この日を含みません。)まで、第 4 回目のプレミアム調整期間は、平成 28 年 12 月 16 日(この日を含みます。)から平成 29 年 3 月 17 日(この日を含みません。)まで、第 5 回目のプレミアム調整期間は、平成 29 年 3 月 17 日(この日を含みます。)から平成 29 年 6 月 19 日(この日を含みません。)まで、最終のプレミアム調整期間は、平成 30 年 12 月 19 日(この日を含みます。)から平成 31 年 4 月 26 日(この日を含みません。)まで) (いずれの日も、当該日が営業日に当たらない場合は、当該日と同一の日である本件預金口座に係る預金日又は満期日に関して本件定期預金契約に基づき新たな預金日又は満期日として決定された日として発行会社より公庫に対して通知された日と同一の日(但し、かかる通知がなされない場合には、前営業日)とします。)の各期間をいいます。

「プレミアム調整日数」とは、各プレミアム計算日について、当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整期間の実日数をいいます。

「プレミアム調整利率①」とは、各プレミアム計算日について、(i)当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整期間が 3 ヶ月以上である場合、当該プレミアム調整期間の初日の 2 営業日前の日を利率基準日とみなした場合の 3 ヶ月 TIBOR の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)から 0.03%を控除した利率(年率)(但し、かかる利率が零を下回る場合は、零とします。)をいい、(ii)当該プレミアム調整期間が 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満である場合、当該プレミアム調整期間の初日の 2 営業日前の日を利率基準日とみなした場合の 2 ヶ月 TIBOR の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)から 0.03%を控除した利率(年率)(但し、かかる利率が零を下回る場合は、零とします。)をいい、(iii)当該プレミアム調整期間が 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満である場合、当該プレミアム調整期間の初日の 2 営業日前の日を利率基準日とみなした場合の 1 ヶ月 TIBOR の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)から 0.03%を控除した利率(年率)(但し、かかる利率が零を下回る場合

は、零とします。)をいいます。但し、当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算期間と同一の利息計算期間(本件定期預金契約に定める意味によります。)に関して、下記第二部第 1 2. (イ) (3) (e)に基づき別途の利率が決定され、かつ、かかる利率が発行会社より発行会社及び公庫に対して通知された場合には当該利率をいい、また、以上にかかわらず、公庫が、下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (a) (i) e. に規定される通知を受領した場合には、当該通知に係る移転日以降(この日を含みます。)に到来する各プレミアム計算日について、当該通知に係る移転先の本件預金口座に係る利率と同率の値をいいます。

「プレミアム調整利率②-A」とは、各プレミアム計算日に関して、当該プレミアム計算日と同日である利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR に 0.43%を加えた利率(年率)をいいます。但し、かかる利率が零未満となる場合は、零とします。

「プレミアム調整利率②-B」とは、各プレミアム計算日に関して、当該プレミアム計算日と同日である利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR に 0.22%を加えた利率(年率)をいいます。但し、かかる利率が零未満となる場合は、零とします。

「プレミアム調整利率②-C」とは、各プレミアム計算日に関して、当該プレミアム計算日と同日である利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR に 0.34%を加えた利率(年率)をいいます。但し、かかる利率が零未満となる場合は、零とします。

「米国人」とは、1933 年米国証券法レギュレーション S ルール 902(k) (17CFR230.902(k))に定める U. S. person をいいます。

「変更後の契約条件を記載した契約書」とは、特定の参照債務についてリストラクチャリングが行われた場合において、当該条件変更の内容を定めた当該参照債務に係る債権者及び当該参照債務に係る参照組織の間で作成される契約書をいいます。

「返済予定表」とは、参照債務に係る本件金銭消費貸借契約に基づく融資の実行時において、当該参照債務に係る返済日及び返済金額等の返済予定を示した当該参照債務に係る債権者が作成する書面をいいます。

「保証計算代理人」とは、C 号社債保証委託契約における計算代理人をいい、当初の保証計算代理人はみずほ信託銀行とします。

「保証料計算期間」とは、発行日(この日を含みます。)から初回の支払期日(この日を含みます。)までを初回の期間とし、以後のある支払期日の翌日(この日を含みます。)からその直後の支払期日(この日を含みます。)までの各期間をいいます。但し、最終の保証料計算期間は、最終の支払期日の直前の支払期日の翌日(この日を含みます。)から、最終の支払期日(但し、当該最終の支払期日が繰上償還期日である場合には、当該繰上償還事由が発生しなければ到来した支払期日とします。)(この日を含みます。)までの期間とします。

「保証料支払期日」とは、各保証料計算期間について、当該保証料計算期間の初日の前日の翌営業日をいいます。但し、初回の保証料計算期間に係る保証料支払期日は、発行日の翌営業日とします。

「本件金銭消費貸借契約」とは、大要第 2CDS 契約添付の内容及び様式によって、各参加金融機関と各参照組織の間でそれぞれ締結された金銭消費貸借契約をいいます。

「本件追加出資金」とは、発行日(この日を含みません。)以降に発行会社の社員により払い込まれた、発行者に対する出資金をいいます。

「本件定期預金契約」とは、三井住友銀行作成の自由金利型定期預金(M 型)《スーパー定期》規定及び定期預金取引に係る覚書に基づく、三井住友銀行及び発行会社との定期預金契約をいいます。

「本件定期預金」とは、本件定期預金契約に基づき三井住友銀行に預け入れられる定期預金に係る預金債権をいいます。

「本件預金口座」とは、各個別 CDS 契約に関し、本件定期預金契約に基づき当該個別 CDS 契約に対応するものとしてそれぞれ当初の預金口座設置金融機関に開設された預金口座、又は下記第二部第 1 3. (イ) (1) (a) に従って移転された預金口座をいいます。

「未償還元本額」とは、文脈により、A 号未償還元本額、B 号未償還元本額及び C 号未償還元本額のいずれか又は複数を意味します。

「未償還元本総額」とは、文脈により、A 号未償還元本総額、B 号未償還元本総額及び C 号未償還元本総額のいずれか又は複数を意味します。

「みずほ信託銀行」とは、みずほ信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友銀行」とは、株式会社三井住友銀行又はその承継人をいいます。

「未払償還金額」とは、各時点において、各号社債に関して、下記(リ)に従い当該時点より前において支払が繰り延べられた償還金額のうち、当該時点までに支払が行われていないものをいいます。

「未払利息」とは、各時点において、各号社債に関して、下記(フ) (2)に従い、当該時点より前において支払が繰り延べられた利息のうち、当該時点までに支払が行われていないものをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「メザニン上限金額」とは、各個別CDS契約に関して、以下に記載する金額をいいます。

個別CDS契約①：1,003,931,244円

個別CDS契約②：512,761,635円

個別CDS契約③：2,135,220,627円

個別CDS契約④：239,035,392円

個別CDS契約⑤：395,529,521円

個別CDS契約⑥：486,305,600円

個別CDS契約⑦：251,763,409円

個別CDS契約⑧：479,676,408円

個別CDS契約⑨：662,776,164円

「メザニンプレミアム」とは、各個別CDS契約に関して、下記第二部第12.(v)(3)(a)(i)a.に記載する算式において、メザニンプレミアムとして算出される金額をいいます。

「メザニンプレミアム計算想定元本」とは、第2CDS契約に従って個別CDS契約ごとに「メザニンプレミアム計算想定元本」として計算される金額をいいます

「メザニンプレミアム利率」とは、各プレミアム計算日に関して、0.20%(年率)をいいます。

「免責金額」とは、各個別CDS契約に関して、以下に記載する金額をいいます。

個別CDS契約①：56,000,000円

個別CDS契約②：24,000,000円

個別CDS契約③：84,000,000円

個別CDS契約④：24,000,000円

個別CDS契約⑤：35,000,000円

個別CDS契約⑥：37,000,000円

個別CDS契約⑦：17,000,000円

個別CDS契約⑧：21,000,000円

個別CDS契約⑨：30,000,000円

「優先プレミアム」とは、各個別CDS契約に関して、下記第二部第12.(v)(3)(a)(i)a.に記載する算式において、優先プレミアムとして算出される金額をいいます。

「優先プレミアム利率」とは、各プレミアム計算日に関して、0.41%(年率)をいいます。

「預金口座設置金融機関」とは、本件定期預金契約に基づく預金の受入人、又は下記第二部第 1 3. (イ) (1) (a) に従って本件預金口座が移転された金融機関をいいます。

「預金保険法」とは、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「予定支払額」とは、特定の予定支払額支払期日における特定の参照債務に関し、第 2CDS 契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載される金額をいいます。

「予定支払額支払期日」とは、開始日以降の毎月 20 日(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)並びに最終予定支払額支払期日をいいます。

「リストラクチャリング」とは、ある参照債務に関し、当該参照債務の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われる、当該参照債務の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予をいいます。なお、ある参照債務に関してリストラクチャリングが行われた後において、当該参照債務に関して①さらにリストラクチャリングが行われた場合及び②以下の要件を全て満たす、当該参照債務の元本、利息又は手数料の支払に関する条件変更が行われた場合を含みます。

- (a) 当該条件変更後の最終予定支払額支払期日(この日を含みます。)までの各予定支払額支払期日につき、当該予定支払額支払期日における当該参照債務の元本の予定残高(当該条件変更後の条件に従って当該予定支払額支払期日(この日を含みます。)までに返済されているべき元本が全て返済された場合における、当該予定支払額支払期日における当該参照債務の元本残高をいいます。)が、当該予定支払額支払期日における予定金額以上の金額であること。なお、本(a)において予定金額とは、第 2CDS 契約別添に「参照金額」として当該参照債務に関して記載された金額から、初回の予定支払額支払期日(この日を含みます。)から当該予定支払額支払期日(この日を含みます。)までの各予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額の合計額を控除した後の金額をいいます。
- (b) 当該条件変更後の当該参照債務に係る利率が、当該参照債務について当初適用されていた利率を超えないこと。
- (c) 当該参照債務について支払われることとなる元本(リストラクチャリングが行われる前に支払われた金額を含みます。)の総額が、当該参照債務に係る予定支払額の合計額を超えないこと。

「予定償還期日」とは、平成 31 年 4 月 30 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。

「利息計算期間」とは、ある支払期日の翌日からその直後の支払期日までの各期間をいいます。但し、初回の利息計算期間は発行日の翌日から初回の支払期日までの期間とし、また、最終の利息計算期間は、最終の支払期日を最終日とし、その直前の支払期日の翌日を初日とする期間とします。

「利息支払口座」とは、本社債要項に従い開設される利息支払口座をいいます。

「利率基準日」とは、(i) 本社債については各支払期日又は追加支払期日の直前の支払期日(但し、初回の支払期日に関しては払込期日)の直前のプレミアム計算日をいい、(ii) 第 2CDS 契約に基づく支払については各プレミアム計算日をいいます。

「累積ポートフォリオ損失金額」とは、文脈により、A 号累積ポートフォリオ損失金額、B 号累積ポートフォリオ損失金額及び C 号累積ポートフォリオ損失金額のいずれか又は複数を意味します。

「累積ポートフォリオデフォルト金額」とは、各個別 CDS 契約に関して、当該個別 CDS 契約に係る全ての参照債務につき、開始日から当該時点までの全ての事由発生決定日において確定したデフォルト金額の累積額をいいます。

管理資産等の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(1) 管理の方法及び管理の形態

- (a) 本件定期預金は、三井住友銀行に預け入れられ、口座管理者が口座管理事務等委託契約に基づき管理を行います。本件定期預金には、利息が付されます(詳しくは、下記第二部第 1 2. (イ) (3) (e)をご参照下さい。)。本件定期預金に係る元本は、その払い戻しを行った日において、三井住友銀行から元本償還口座に入金される形で支払われ、口座管理者が口座管理事務等委託契約に基づき管理を行います。
- (b) 第 2CDS 契約に基づくプレミアムは、各プレミアム支払日において、公庫から、利息支払口座に入金する方法により支払われ、口座管理者が口座管理事務等委託契約に基づき管理を行います。

(2) 信用補完・流動性補完の形態

(a) 信用補完の形態

本社債の元本は、各支払期日における部分償還額、各追加支払期日における追加償還額及び予定償還期日又は繰上償還期日における未償還元本額相当額が償還され(詳しくは下記(リ)をご参照下さい。)、累積ポートフォリオ損失金額が一定額を超過し増加した場合には、A 号社債及び B 号社債に係るこれらの償還額の総額は減少する関係にあります(詳しくは上記「A 号追加償還額」、「A 号追加償還総額」、「A 号部分償還額」、「A 号部分償還総額」、「A 号未償還元本額」、「A 号未償還元本総額」、「B 号追加償還額」、「B 号追加償還可能額」、「B 号部分償還額」、「B 号部分償還可能額」及び「B 号未償還元本額」の定義をご参照下さい。)。もともと、第 2CDS 契約に基づき参照債務についてクレジットイベントの発生が確定した場合であっても、いずれかの個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額が一定の額を超過するまでは累積ポートフォリオ損失金額は発生しません(詳しくは上記「累積ポートフォリオデフォルト金額」、「A 号累積ポートフォリオ損失金額」及び「B 号累積ポートフォリオ損失金額」の定義をご参照下さい。)

また、下記「劣後特約」並びに第二部第 1 3. (イ) (1)記載の通り、各号社債についての支払順序に関する特約及び劣後特約によって、A 号社債の元利金の支払を補完し、B 号社債の元利金の支払についても一定の範囲内でこれを補完することが企図されています。

加えて、C 号社債については、公庫による C 号社債保証が付されており、発行会社に C 号社債の元利金を支払う資力がない場合であっても、公庫が C 号社債保証の履行として C 号社債の元利金相当額を支払うことが企図されています(詳しくは、下記 3. をご参照下さい。)

(b) 流動性補完の形態

本社債に関しては、利息の支払について、A 号社債及び B 号社債の利息が利息計算期間の末日である支払期日に当該利息計算期間に対応する利息が支払われるのに対して、C 号社債の利息のうち C 号利息留保対象支払期日に該当する支払期日に係る利息については、A 号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となる支払期日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において零となる場合はかかる日の直後の支払期日)において支払われることとされており、かかる限度で A 号社債及び B 号社債について流動性補完の措置がとられています(詳しくは下記(フ)をご参照下さい。)

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

本社債を購入することにはリスクが伴いますので、本社債への投資に関するリスクとメリットを評価するために必要となる経済的、ビジネス的な知識及び経験を有している洗練された投資家のみが本社債への投資に適しているといえます。本社債は A 号社債及び B 号社債については元本保証されておらず、また、C 号社債については公庫による C 号社債保証が付されておりますが公庫に C 号社債保証を履行するだけの資力が常にあるとは限らず、本社債の購入者は、購入した本社債の元本全額を失う潜在的なリスクにさらされることとなります。本社債を購入しようとする方は、本社債への投資を決定する前に、各自の財務状況と投資目的の観点から、本説明書、特に本「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される情報を慎重に検討する必要があります。但し、本「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事項は、本社債を購入しようとする方が注意すべき本社債の問題点を概説してはいますが、本社債について検討すべき事項の全てに言及しているわけではありませんので、ご注意ください。

(1) 参照債務にクレジットイベントが発生することにより利息及び元本償還額が減額されるリスク

各号社債の利息は、予定償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日(この日を含みます。)以前の各支払期日(但し、C 号社債の利息のうち、C 号利息留保対象支払期日に該当する支払期日に係る利息の支払については、A 号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となる支払期日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において零となる場合はかかる日の直後の支払期日))において、各本社債ごとに、当該支払期日の直前の支払期日における本社債の元本の償還後の未償還元本額(第 1 回の支払期日については、各本社債の金額)に、所定の利率を乗じ、4 で除して算出した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)が支払われます(但し、当該支払期日に終了する利息計算期間が 3 か月間でない場合は日割計算となります。詳しくは下記 (f) (2) (a) ないし (c) をご参照下さい。)。従って、本社債に係る未償還元本額が減少した場合(現実に金銭による元本の償還が行われたか否かを問いません。)、本社債に関して支払われる利息の金額は減少することとなります。そして、累積ポートフォリオ損失金額が増加した場合には、C 号社債を除き、未償還元本額は減少する関係にあり(詳しくは上記「A 号未償還元本額」、「A 号未償還元本総額」及び「B 号未償還元本額」の定義をご参照下さい。)、また、参照債務にクレジットイベントが発生した場合、第 2CDS 契約に従ってクレジットイベントの確定手続がなされると、デフォルト金額が確定し、累積ポートフォリオデフォルト金額が増加することになり、いずれかの個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額が一定の金額を超過すると累積ポートフォリオ損失金額が増加することとなります(詳しくは上記「累積ポートフォリオデフォルト金額」、「A 号累積ポートフォリオ損失金額」、「B 号累積ポートフォリオ損失金額」及び「C 号累積ポートフォリオ損失金額」の定義をご参照下さい。)。各累積ポートフォリオ損失金額の増加は、まず、C 号累積ポートフォリオ損失金額が増加し、累積ポートフォリオ損失金額が一定額を超過した場合は次に B 号累積ポートフォリオ損失金額が増加し、B 号未償還元本額が零となった場合は、A 号累積ポートフォリオ損失金額が増加することとなります。従って、累積ポートフォリオデフォルト金額の増加による本社債に関して支払われる利息の金額の減少は、累積ポートフォリオデフォルト金額が一定額を超過した場合、B 号社債、A 号社債の順に生じることとなります(詳しくは上記「A 号累積ポートフォリオデフォルト金額」、「B 号未償還元本額」、「B 号累積ポートフォリオデフォルト金額」及び「C 号累積ポートフォリオデフォルト金額」の定義をご参照下さい。)。

本社債の元本は、各支払期日における部分償還額、各追加支払期日における追加償還額及び予定償還期日又は繰上償還期日における未償還元本額相当額が償還されます(詳しくは下記(リ)をご参照下さい。)。累積ポートフォリオデフォルト金額及び/又は累積ポートフォリオ損失金額が増加した場合には、C号社債を除き、本社債の元本償還額の総額は減少する関係にあり(詳しくは上記「A号元利金計算想定元本総額」、「A号部分償還額」、「A号部分償還総額」、「A号未償還元本額」、「A号未償還元本総額」、「B号元利金計算想定元本総額」、「B号部分償還額」、「B号未償還元本額」、「シニア劣後上限金額」、「プレミアム計算想定元本」及び「メザンプレミアム計算想定元本」の定義をご参照下さい。)、前述の通り参照債務にクレジットイベントが発生した場合に第2CDS契約に従ってクレジットイベントの発生の確定手続がなされると累積ポートフォリオデフォルト金額及び累積ポートフォリオ損失金額が増加することになります。また、各累積ポートフォリオ損失金額の増加は、まず、C号累積ポートフォリオ損失金額が増加し、累積ポートフォリオ損失金額が一定額を超過した場合は次にB号累積ポートフォリオ損失金額が増加し、B号未償還元本額が零となった場合は、A号累積ポートフォリオ損失金額が増加することとなります。従って、累積ポートフォリオデフォルト金額の増加による本社債に関して支払われる元本償還の金額の減少は、累積ポートフォリオデフォルト金額が一定額を超過した場合、B号社債、A号社債の順に生じることになります(詳しくは上記「A号累積ポートフォリオ損失金額」、「B号未償還元本額」、「B号累積ポートフォリオ損失金額」及び「C号累積ポートフォリオ損失金額」の定義をご参照下さい。)。なお、A号累積ポートフォリオ損失金額及びB号累積ポートフォリオ損失金額が発生又は増加した場合には、当該発生額又は増加額相当額の金額について、それぞれ、A号社債及びB号社債の元本が償還されたものとみなされ、当該金額について元本の償還を請求する権利が失われます(詳しくは、下記(リ)(9)をご参照下さい。)。また、この場合には、株式会社証券保管振替機構が提供する一般債振替制度上は、当該発生額又は増加額相当額につき、A号社債及びB号社債の償還プレミアムにマイナス値が入力され、A号社債及びB号社債に係る一般債振替制度上のファクターの減額が行われます。

以上より、参照債務にクレジットイベントが発生し、いずれかの個別CDS契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額が一定額を超過した場合、各号社債に関して支払われる利息の金額及び償還される元本の金額はB号社債、A号社債の順に減少することになり、本社債権者は損害を被ることになります。

(2) 参照債務に係るリスクの影響

上記(1)で記載した通り、参照債務に関してクレジットイベントが発生した場合には、C号社債を除き、本社債の元利金の金額が減少する可能性があり、本社債権者の本社債への投資は毀損する可能性があります。そして、参照組織の信用状況及び参照組織の参照債務の履行状況は、地域的又は全国的な経済的、政治的、財政的又は社会的事象の影響を受けることになり、従って、かかる事象が本社債の元利金の支払に不利な影響を及ぼす可能性があります。また、本社債はいかなる参照組織に対する請求権も表象しておりませんので、本社債に関して損害が発生した場合であっても、本社債権者は本社債に基づきいかなる参照組織に対しても遡求することはできません。なお、公庫は第2CDS契約において、参照組織の信用状態に関連する一定の事項について表明及び保証を行っております(詳しくは下記第二部第12.(ロ)(3)(c)をご参照下さい。)。また、参照債務に係るクレジットイベントの発生率を保守的に見積もった上で免責金額を設定することにより、かかるクレジットイベントの発生が本社債の元利金の支払

いに影響を与えるリスクの軽減を図っています。

(3) 利息支払や元本償還の時期が変動するリスク

各号社債の元本は、下記(リ)記載の通り、各支払期日において部分償還額が償還されることが企図されておりますが、部分償還額は累積ポートフォリオデフォルト金額によって金額が変動することとなるため、結果的に上記(1)記載の通り参照債務にクレジットイベントが発生することにより各支払期日における部分償還額が変動することとなります(詳しくは上記「A 号元利金計算想定元本総額」、「A 号部分償還額」、「A 号部分償還総額」、「B 号元利金計算想定元本総額」、「B 号部分償還額」、「C 号元利金計算想定元本総額」及び「C 号部分償還額」の定義をご参照下さい。)。従いまして、参照組織及び参照債務の動向次第で本社債の元本償還の時期は変動することになります。

B 号社債及び C 号社債の利息は、下記(フ)記載の通り、それぞれ、B 号利払原資及び C 号利払原資が当該支払期日において支払われるべき各号社債に係る利息及び未払利息の合計額に不足する場合、期限の利益喪失事由には該当せず当該不足額については次回の支払期日に繰り延べられ、当該繰り延べられた金額については利息を付さないものとされています。また、同様に、下記(フ)記載の通り、B 号社債及び C 号社債に関して、それぞれ、B 号追加利払原資及び C 号追加利払原資が当該追加支払期日において支払われるべき当該各号社債に係る利息額に不足する場合、期限の利益喪失事由には該当せず当該不足額については次回の支払期日に繰り延べられ、当該繰り延べられた金額については利息を付さないものとされています。従いまして、参照組織及び参照債務の動向次第で本社債の利息支払の時期は変動することになります。なお、C 号社債については公庫による C 号社債保証が付されていますが、公庫が C 号社債保証を履行するのは、予定支払期日、繰上償還期日又は C 号社債が期限の利益を喪失した場合とされていますので、C 号社債の利息の繰延べが行われた場合、公庫による C 号社債保証の履行も、予定支払期日、繰上償還期日又は C 号社債が期限の利益を喪失した日までなされないことが企図されています。

また、特定の個別 CDS 契約について参加金融機関が個別 CDS 契約に関するプレミアム支払義務を怠ったことを理由として、公庫により解除され、当該個別 CDS 契約が終了した場合、追加支払期日(当該個別 CDS 契約が終了する日の 6 営業日後の日)において、各号社債について、追加償還額の償還が行われることとなります(詳しくは、下記(リ)(4)並びに上記「A 号追加償還額」、「A 号追加償還総額」、「B 号追加償還額」、「B 号追加償還可能額」、「C 号追加償還額」及び「C 号追加償還可能額」の定義をご参照下さい。)。さらに、第 2CDS 契約に定める解除事由発生日が到来した場合には、第 2CDS 契約が解除によって終了する日(但し、公庫がプレミアム支払義務を怠ったことを理由として、発行会社により第 2CDS 契約が解除され終了した場合、第 2CDS 契約が終了する日の 6 営業日後の日)において、各号社債について、未償還元本額相当額及び未払償還金額(もしあれば)の償還が行われることとなります(詳しくは、下記第二部第 13.(イ)(1)(1)をご参照下さい。)。従いまして、参加金融機関又は公庫のプレミアム支払義務の不履行等が生じることにより、本社債の元本償還の時期は変動し得ることになります。

(4) 責任財産が限定されていることに伴うリスク

本社債の責任財産は、発行会社の有する一定の資産である責任財産に限定されています(詳しくは下記「責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限」をご参照下さい。)。かかる責任財産からの支払は、発行

会社関連契約及び本社債要項に定める優先順位に従って行われ、本社債に基づく本社債権者の支払請求権は、下記第二部第 1 3. (イ) (1) (e)ないし(h)記載の通り、本社債の利息の支払については一定の費用の支払債務等に劣後し、本社債の元本の支払については第 2CDS 契約に基づく損害補填金額支払債務に劣後します。かかる優先順位に従って責任財産に属する資産が全て支払われた場合には、仮に発行会社が責任財産以外の資産を保有している場合であっても、A 号社債権者及び B 号社債権者は、A 号社債及び B 号社債に係る未払債務が残存するときには、当該未払債務に係る請求権を放棄したものとみなされ、発行会社に対する何らの請求権も有さないこととなります。

(5) 本社債の利率が変動金利であることに基づくリスク

本社債に付される利息金額は、いずれも 3 ヶ月 TIBOR(但し、初回の支払期日を末日とする利息計算期間に関しては、2 ヶ月 TIBOR とします。本(5)において、以下同じ。)に連動した変動金利により計算されます。このため、3 ヶ月 TIBOR が上昇すると本社債の利息の支払は増加し、3 ヶ月 TIBOR が下降すると本社債の利息の支払は減少します(但し、3 ヶ月 TIBOR の値が零未満となる場合であっても、本社債の利率は零を下回らないものとされており(詳しくは、下記(ト)をご参照下さい。))。

(6) 各号社債ごとのリスクの相違

参照債務に関してクレジットイベントが発生し、累積ポートフォリオデフォルト金額が一定額を超過する場合には、C 号未償還元本額は減額されないため C 号社債の元利金の支払額は減額されませんが、B 号累積ポートフォリオ損失金額が発生する場合には B 号未償還元本額が減額されることにより B 号社債の元利金の支払額が減額されることになり、さらに A 号累積ポートフォリオ損失金額が発生する場合には A 号未償還元本額が減額されることにより A 号社債の元利金の支払額が減額されることとなります。

また、下記第二部第 1 3. (イ) (1)に記載の通り、本社債の元利金の支払は、A 号社債、B 号社債及び C 号社債の順に行われ、さらに、下記「劣後特約」記載の通り、A 号未償還元本額の全額もしくはその一部が償還されない場合、又は B 号社債につき発行会社が本社債要項の規定に従い期限の利益を喪失した場合においては、本社債要項に基づく B 号社債の元利金支払請求権の効力は、本社債要項に基づき支払われるべき A 号社債の元利金全額が支払われたことを条件として発生し、さらに A 号未償還元本額もしくは B 号未償還元本額の全額もしくはその一部が償還されない場合、又は C 号社債につき発行会社が本社債要項の規定に従い期限の利益を喪失した場合においては、本社債要項に基づく C 号社債の元利金支払請求権の効力は、本社債要項に基づき支払われるべき A 号社債及び B 号社債の元利金全額が支払われたこと又は下記「責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限」第(3)号に基づき A 号社債及び B 号社債に係る請求権が消滅したことを条件として発生するものとされています。従って、発行会社が本社債の元利金の支払に十分な資金を保有していなかった場合、かかる資金不足による損失については、C 号社債、B 号社債及び A 号社債の順で負担することとなります。

なお、C 号社債については公庫による C 号社債保証が付されているため、C 号社債保証が公庫により履行されなかった場合に限り、発行会社が本社債の元利金の支払に十分な資金を保有していないことによる損失を負担することとなります。

(7) 各号社債間の優劣関係を否定されるリスク

下記「劣後特約」並びに第二部第 1 3. (イ) (1) に記載の通り、本社債に関する利払又は元本の償還のための資金が不足した場合には、B 号社債が A 号社債に、C 号社債が A 号社債及び B 号社債にそれぞれ劣後して利払又は元本の償還がなされます。

しかしながら、このような優先・劣後関係を認める特約の有効性については、法令に規定され、又は確立した判例により判断されているわけではありません。かかる特約の全部又は一部が裁判所等により有効とは判断されない場合、特約による優先・劣後関係が維持されず、各本社債権者がかかる特約に従った弁済を受けられないおそれがあります。

(8) 関係当事者の利益相反

本社債権者、発行会社、参加金融機関、公庫、本件定期預金に係る預金口座設置金融機関である三井住友銀行、引受会社その他本社債に関与している当事者及び各参照組織の間には、潜在的又は顕在化している様々な利益相反の状況が存在し得ます。また、かかる当事者及び各参照組織が今後、種々の取引を行うこともあり得ます。

(9) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社について、破産、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、本社債権者は当該倒産手続の中で本社債の元利金を回収せざるを得ないこととなりますが、倒産手続内での回収では、本社債の元利金の回収額の大幅な減額及び本社債の元利金の回収の大幅な遅延が生じる可能性が高いと考えられます。

しかしながら、発行会社関連契約においては、相手方当事者の発行会社に対する倒産不申立条項が規定されており、かつ下記(14)記載の通り、発行会社は本社債要項において本社債に関する債務の負担、発行会社関連契約に基づく債務の負担及び担保権の設定、並びに発行会社関連契約において企図されている債務の負担以外の債務負担、担保設定等を行わないことを約束していることから、上記のようなリスクは一定程度軽減されているものと考えられます。また、C 号社債については公庫による C 号社債保証が付されているため、発行会社について破産、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合であっても、C 号社債保証の履行として、C 号社債の元利金相当額が公庫により支払われることが企図されており、かかる点においても、上記のようなリスクは一定程度軽減されているものと考えられます。

(10) プレミアムがプレミアム支払日に支払われないリスク及び第 2CDS 契約の当事者としての公庫の破産等に伴うリスク

本社債の利払は、第 2CDS 契約に基づき公庫から支払われるプレミアムを原資の一部とすることとなりますが、公庫のプレミアム支払債務については、保証又は担保は付されておりません。従って、公庫が、財務状況の悪化、事務手続上の事故の発生その他の理由により、プレミアム支払日におけるプレミアムの支払を行わなかった場合、本社債の利払が滞ることになり、本社債権者が損害を被る可能性があります。また、公庫について、破産、会社更生、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、発行会社は当該倒産手続の中でプレミアムを回収せざるを得ないこととなりますが、倒産手続

内での回収では、プレミアムの回収額の大幅な減額及びプレミアムの回収の大幅な遅延が生じる可能性が高く、結果として、本社債の利息の大幅な減額及び利払の大幅な遅延が生じるリスクがあります。

しかしながら、第2CDS契約上、各プレミアム計算期間に対応するプレミアムは、各プレミアム支払日に前払されること及びC号利息留保対象支払期日に該当する支払期日に係るC号社債の利息についてはA号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となる支払期日まで留保されA号社債及びB号社債の利払原資になり得ること(詳しくは、下記(イ)(2)(c)(ii)をご参照下さい。)により、かかるリスクは一定限度軽減されているものと考えられます。なお、本件定期預金の元本として、A号未償還元本総額、B号未償還元本額及びC号未償還元本総額の合計額以上の金額の預金を預け入れることが企図されており、第2CDS契約の当事者としての公庫が破綻した場合であっても、本件定期預金の元本を原資として、本社債の元本償還を行うことが企図されています。

(11) 本件定期預金の元本及び利息が所定の支払期日に支払われないリスク及び三井住友銀行の破産等に伴うリスク

本社債の元本の償還は、三井住友銀行から償還される本件定期預金に係る元本を原資とすることになり、また、本社債の利払は、三井住友銀行から支払われる本件定期預金に係る利息を原資の一部とすることになりますが、三井住友銀行の本件定期預金に係る元本償還債務及び利息支払債務については、約定に基づく保証又は担保は付されておりません。従って、三井住友銀行が、財務状況の悪化、事務手続上の事故の発生その他の理由により、本件定期預金契約に従った元本の償還及び利息の支払を行わなかった場合、本社債権の元本償還及び利払が滞ることになり、本社債権者が損害を被ることになります。また、三井住友銀行について、破産、会社更生、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、発行会社は当該倒産手続の中で本件定期預金に係る元本及び利息を回収せざるを得ないことになりますが、倒産手続内での回収では、かかる元本及び利息の回収額の大幅な減額及びかかる元本及び利息の回収の大幅な遅延が生じる可能性が高く、結果として、本社債の元本及び利息の大幅な減額及び元本償還及び利払の大幅な遅延が生じるリスクがあります。

しかしながら、預金口座設置金融機関が適格金融機関でなくなった場合には、発行会社は、30日以内に、①当初の本件預金口座と利率、満期日その他の主要な条件において同内容の口座を別の適格金融機関に開設し、当該口座に本件預金口座を移転することとされ、②かかる期間内に上記①が達成されない合理的な見込みが生じた場合には、(a)実務上合理的に可能な範囲で、最大限有利な条件で口座(定期預金口座又は普通預金口座のいずれかとします。)の開設に応じる適格金融機関を探索の上、当該適格金融機関に口座を開設し、当該口座を新たな本件預金口座として当該口座に本件預金口座を移転すること、もしくは(b)本件預金口座の払戻しに関して、公庫の同意を得た上で、適格金融機関又は一定の格付を取得している保証会社その他の事業会社等による保証を取得することとされていることから(詳しくは、下記第二部第13.(イ)(1)(a)をご参照下さい。)、かかるリスクは一定程度軽減されていると考えられます。

(12) 口座管理者の破産等に伴うリスク

発行会社の口座管理に関する事務は口座管理者が執り行うことが予定されております。従って、口座管理者について、破産、会社更生、民事再生その他これに類する法的倒産手続の開始、事務手続上の事

故の発生その他の事由が発生したことを理由により、かかる事務が円滑に行われなかった場合、本社債の利息の支払もしくは元本の償還又は費用の支払等が滞ることになり、本社債権者が損害を被る可能性があります。

(13) C号社債保証人としての公庫の破産等に伴うリスク

C号社債については公庫によるC号社債保証が付されており、発行会社にC号社債の元利金を支払う資力がない場合であっても、公庫がC号社債保証の履行として、予定支払期日、繰上償還期日又はC号社債が期限の利益を喪失した場合において、C号社債の元利金相当額を支払うことが企図されています(詳しくは、下記3.をご参照下さい。)

しかしながら、公庫によるC号社債保証の履行は公庫の信用状況の影響を受けることになり、従って、公庫の信用状況に影響を及ぼす事象がC号社債の元利金不足相当額の支払に不利な影響を及ぼす可能性があります。また、公庫について、破産、会社更生、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、C号社債権者は当該倒産手続の中でC号保証履行に基づく支払の回収をせざるを得ないこととなりますが、倒産手続内での回収では、C号保証履行に基づく支払額の大幅な減額及びC号保証履行に基づく支払いの大幅な遅延が生じる可能性が高く、結果として、C号社債保証に基づくC号社債の元利金不足相当額の支払の大幅な減額及び大幅な遅延が生じるリスクがあります。

(14) 発行会社による本社債以外の債務負担又は第2回以降の社債の発行による本社債権者への影響

発行会社は、本社債要項において、①本社債に関する債務の負担、発行会社関連契約に基づく債務の負担及び担保権の設定、並びに発行会社関連契約において企図されている債務の負担及び担保権の設定のほか、本社債の償還のために必要な場合を除き、責任財産について譲渡もしくは担保の提供その他の処分、第三者の債務についての担保の提供もしくは保証債務の負担、又は借入その他の債務負担行為を行わないこと、及び②本社債以外の社債の発行を行わないことを約束しており、仮にかかる約束の不履行又は不遵守が社債管理者の指定する期間内になお治癒されない場合(社債管理者が書面により、本社債権者の利益に重大な影響を及ぼさないと認めた場合は除きます。)、期限の利益喪失事由となります。従って、発行会社が本社債以外の債務を負担すること又は発行会社が第2回以降の社債を発行することにより、本社債権者に影響を与えるリスクは低いものと考えられます。

(15) 本社債の元利金の支払に係る公租公課に関するリスク

本社債の利金の支払は、原則として、所得税法(昭和40年法律第33号、その後の改正を含みます。)第212条第1項及び第3項並びに同法第213条第1項及び第2項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号、その後の改正を含みます。)第27条に基づき、所得税等の源泉徴収の対象となりますが、租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。)第8条に基づき、同法施行令(昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。)第3条の3に定める金融機関、金融商品取扱業者及び一定の要件を充足する内国法人、並びに租税特別措置法第5条の3に基づき一定の要件を充足する外国法人が支払を受ける場合は、源泉徴収されることなく、その他公租公課を負担しないこととされており、もともと、日本国の税制の変更により本社債の元利金の支払につきかかる公租公課が課される可能性があります。

この場合、本社債の元利金に関する純受取額が減少することになりますが、発行会社はそのような税制の変更の動向について認識していません。

(16) 私募等に関するリスク

A 号社債及び C 号社債は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに規定される方法によって、金融商品取引法第 4 条第 1 項の規定による届出義務のない私募により、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 1 項に定義される適格機関投資家のみにその取得の申込の勧誘が行われ、下記第二部第 3 3. に記載の通り、A 号社債又は C 号社債を取得した者は当該 A 号社債又は C 号社債を適格機関投資家以外の者に譲渡することができません。この点で A 号社債の流通性は制限されております。

B 号社債は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定される方法によって、金融商品取引法第 4 条第 1 項の規定による届出義務のない私募により、50 名未満の者のみを相手方としてその取得の申込の勧誘が行われております。

また、各号社債は、米国人に対して譲渡することはできないものとされ、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止されています。この点で各号社債の流通性は制限されております。

(17) 本社債の流通性に伴うリスク

本社債に関する流通市場は整備されておられません。本社債が流通市場においてどのような方法で取引されるかを示す十分な前例はありません。また、今後かかる流通市場が整備される保証もありません。仮に本社債類似の社債に関する流通市場が整備されたとしても、本社債がその流通市場において流動性を有するとは限りません。従って、本社債を売却する際には買い手が限られることが予想され、本社債の売却価格に悪影響を与える可能性があり、又は売却自体が不可能もしくは困難となるリスクがあります。

(18) 本社債の価格変動に関するリスク

本社債の価格は、発行会社、公庫、本件定期預金に係る預金口座設置金融機関である三井住友銀行、参照組織及び参照債務に係る関係法人等の財務状況及び信用状況並びにそれらに対する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）、市場金利の変動、流通市場での需要動向その他市場を取り巻く様々な要因により影響を受け、上下しますので、上記(1)記載の累積ポートフォリオ損失金額の増加が生じていない場合であっても、本社債が時価評価の対象とされている場合には償還期日前においても評価損を被り、また、本社債を償還期日前に売却する場合には投資元本を割り込む可能性があります。

(19) 発行会社の社員が一般社団法人であることに関するリスク

発行会社の全ての持分(以下「本持分」といいます。)は本一般社団法人が保有しております。本一般社団法人が、本持分を保有していることに関連するリスクとしては、①本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本持分が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる

者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、②本一般社団法人の理事の不適切な業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び、③本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、以下の理由から、いずれについてもかかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えています(なお、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資や株式会社の株式等を保有・取得することから生じるリスクについては下記(20)をご参照下さい。)

- (a) 本一般社団法人は、発行会社及び社債管理者に対して、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本持分を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本持分が本一般社団法人から移転する可能性は低いと発行会社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本持分は譲渡されることが考えられます。この場合、本持分の譲受人が発行会社の業務を執行する社員(以下「業務執行社員」といいます。)となり、発行会社の業務を執行する権限を有することになり得るため、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下の通り、本社債の最終償還期日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。

まず、本一般社団法人の倒産原因発生回避のための措置として、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との間の平成 17 年 6 月 9 日付業務委託契約書(以下「業務委託契約」といいます。)に基づき本一般社団法人に関する業務の管理及び運営を受託している東京共同会計事務所(以下「業務受託者」といいます。)の表明保証によれば、本一般社団法人が発行会社の持分を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務(業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。)を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て信用格付業者が定める適格基準を満たす口座(以下「適格預金口座」といいます。)に預金されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務(追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分(以下「株式等」といいます。))の取得を行う際の取得対価の支払債務を含みます。)を負担する場合、社員総会における総社員の同意による決議が必要とされています。また、本一般社団法人及び業務受託者は、発行会社及び社債管理者に対して、本一般社団法人をして、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(本社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。)のある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを誓約しています。本一般社団法人の基金については定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記誓約を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が本社債の最終償還期日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えています。また、一般社団法人の基金拠出者に対する基金返還債務は、会計上、一般社団法人の負債とみなされず資本とみなされますので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記誓約を遵守する限りにおい

ては、本社債の最終償還期日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。本一般社団法人の社員が上記社員権を不適切に行使したり、本一般社団法人及び業務受託者が上記誓約を遵守しない実際上の可能性は低いと発行会社は考えています。また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他これに類する法的倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である東京共同会計事務所は本一般社団法人及び業務受託者が連名で発行会社及び社債管理者に対し提出する平成 28 年 3 月 28 日付誓約書(本(19)において、以下「本件誓約書」といいます。)において本一般社団法人に対する破産手続、民事再生手続その他そのいずれかに類する手続の開始の申立てをすることができないことを承認しており、本一般社団法人自身は本件誓約書において本社債の全額が償還されるまで本一般社団法人の破産手続開始、民事再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続の申立てをしないことを約束しており、本一般社団法人の社員は本一般社団法人の各社員が連名で発行会社及び社債管理者に対し提出する平成 28 年 3 月 28 日付誓約書において本社債の元本及び利息の金額が支払われた後 1 年と 1 日が経過するまでの間、破産手続開始申立て及び民事再生手続開始申立てその他これに類する一切の手続開始の申立てをしないことを誓約しており、また、本一般社団法人の理事は平成 17 年 4 月 18 日付破産手続開始等申立権不行使誓約書において破産手続開始申立て及び民事再生手続開始申立てその他これに類する一切の手続開始の申立てをしないことを誓約しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱が存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である東京共同会計事務所、本一般社団法人自身、その社員及び理事から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えています。更に、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を取っています。一般社団法人法第 148 条に定める解散事由のうちの一つに、社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を三人とし、欠員が生じた場合、本一般社団法人の業務受託者が社員の派遣を行うことを業務委託契約において定めています。なお、その他の解散事由(①定款で定めた存続期間の満了、②定款に定めた事由の発生、③社員総会の決議、④合併、⑤破産手続開始の決定及び⑥解散を命じる裁判)についても、該当する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

- (b) 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、発行会社及び社債管理者に対して、発行会社の破産手続開始、民事再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続の申立て及び解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述の通り判例等による確立した取扱が存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、並びに発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(本社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。)のある発行会社の定款の変更、発行会社の社員及び業務執行社員の職務を行うべき者(以下「職務執行者」といいます。)の選解任、その他発行会社の業務執行又は債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の職務執行者をして行わしめな

いことを約束しており、かつ理事は中立かつ信用のある者であると発行会社は考えていますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高いものと発行会社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除してあります。

- (c) 本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が社員である発行会社の業務を執行する権限を、間接的に行使することができるので、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、当初の社員は中立かつ信用のある者であると発行会社は考えており、また、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、総社員の同意を得ることが必要と定めていることから、本一般社団法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高いものと発行会社は考えています。
- (20) 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資や株式会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク
- (a) 本一般社団法人は、過去に、株式会社第 2 回わかばの株式、株式会社たんぼぼ 2007 の株式、株式会社こすもす 2007 の株式並びに合同会社たんぼぼ 2008 及び合同会社クローバーの持分をそれぞれ取得・保有しておりました。本一般社団法人は、株式会社第 2 回わかばの株式、株式会社たんぼぼ 2007 の株式、株式会社こすもす 2007 の株式、合同会社たんぼぼ 2008 の持分及び合同会社クローバーの持分を取得し、租税支払、維持費用、その他全ての支払債務を履行するためにそれぞれ必要な金額の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て適格預金口座において預金されている旨を、本一般社団法人及び業務受託者が表明保証をしており、かかる表明保証が正確である限りにおいて、本一般社団法人が株式会社第 2 回わかばの株式、株式会社たんぼぼ 2007 の株式、株式会社こすもす 2007 の株式並びに合同会社たんぼぼ 2008 及び合同会社クローバーの持分をそれぞれ取得・保有していたことを原因として、債務超過や支払不能に陥る可能性は低いと発行会社は考えています。
- (b) 本一般社団法人が、将来、他の特定目的会社の特定出資又は株式会社の株式等を取得し、当該特定目的会社又は株式会社等が特定社債もしくは社債を発行し又は借入を行った場合、本一般社団法人がかかる特定出資又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けおらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、かかる特定目的会社が発行した特定社債又は株式会社が発行した社債や借入債務がデフォルトし、その特定出資又は株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかし、本一般社団法人及び業務受託者は、かかる追加的な特定出資又は株式等の取得をする場合には、事前に、①その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために必要十分な金額の基金の拠出を受け、その基金を適格預金口座で管理し、かつ、②信用格付業者に対して通知を行い 10 営業日が経過したものの信用格付業者からかかる追加的な株式等の取得が本社債の格付けを低下させるとの意見又は見解が本一般社団法人又は発行会社に対し

て表明されていないことを確認することを約束していますので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が将来、他の特定出資又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(21) 参照組織及び参照債務の精査に関するリスク

参照組織及び参照債務の適格性について、公認会計士等その他の第三者による精査が行われたわけではありません。もっとも、参照債務の実在性及び個別 CDS 契約添付の募集要項に規定される数値基準への適合性について、東京共同会計事務所によりサンプル調査として本件金銭消費貸借契約に係る契約書等や貸付債権に係るデータを利用した一定範囲の確認が行われています。また、公庫は、下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (c) に記載の通り、第 2CDS 契約において、参照組織及び参照債務に関する表明及び保証を行っております。

(22) 発行会社に関する税務上のリスク

参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定し、累積ポートフォリオデフォルト金額が一定額を超過した場合、発行会社において損害補填金額を公庫に対して支払う必要が生じ、本件定期預金を原資としてかかる支払が行われることとなります。この場合、発行会社におけるかかる損害補填金額の支払義務の確定及び支払は、累積ポートフォリオデフォルト金額の発生及び増加に伴う A 号社債及び B 号社債の元本の減額又は C 号社債に係る C 号保証履行に先んじて又は同時に発生しないし認識されるため、参照債務に関してクレジットイベントが発生することに付随して発行会社に予期せぬ納税負担が発生することは想定されておりませんが、今後の租税法及び税務当局の解釈の変更等により、発行会社に予期せぬ納税負担が発生した場合、発行会社の責任財産が減少し、本社債の元利金の支払に悪影響を与えるリスクがあります。

責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限

- (1) 本説明書の他の記載にかかわらず、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の支払は、責任財産のみを引当として、その範囲内において、かつ本社債要項及び発行会社関連契約の規定に従って充当される限度においてのみ行われ、発行会社の有する他の資産には一切及ばないものとし、本社債権者はこれを異議なく承認するものとします。
- (2) 本社債権者は、本社債要項に基づき発行会社に対して取得する債権の満足を図るため、責任財産以外の発行会社のいかなる資産についても差押、仮差押もしくはその他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を本社債要項において放棄するものとします。
- (3) 発行会社による本社債権者に対する責任財産からの債務の履行は、下記「劣後特約」及び第二部第 1 3. (イ) (1) (e) ないし (h) その他本社債要項の規定及び発行会社関連契約に定める方法及び順序に従い行われるものとします。A 号社債権者及び B 号社債権者は、責任財産が全て換価処分され、本社債要項及び発行会社関連契約に従って分配された場合において、A 号社債又は B 号社債に係る未払債務が残存するときは、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされ、当該請求権は消滅します。
- (4) 本社債権者は、本社債が償還されてから 1 年と 1 日が経過するまでの間は、発行会社の解散もしくは清算に関する申立て、又は発行会社について、破産手続開始、民事再生手続開始の申立て、もしくはこれ

らに類似する一切の手續開始の申立てを行わないものとします。

- (5) 上記(1)ないし(4)の内容は、本社債の未償還元本額が零となり、又は本社債に基づく発行会社の一切の債務の支払が行われた(もしくは免除された)後においても引き続き効力を有するものとします。

期限の利益喪失事由

- (1) 発行会社は、発行会社について以下に記載する事由のいずれかが発生した場合には、本社債の全額につき何らの手續を要することなく当然に期限の利益を喪失します。
- (a) 発行会社が、本社債要項の規定に従い行うことを要する利息の支払又は元本の償還を怠り、かかる不履行が14日間継続した場合。
 - (b) 上記(a)の場合を除くほか、発行会社が、本社債(本社債要項を含みます。)に規定した重要な約束又は合意の履行又は遵守を怠り、かつ当該不履行又は不遵守が治癒可能な場合に、社債管理者の指定する期間内になお当該不履行又は不遵守が治癒されない場合。但し、この場合において、社債管理者が書面により、本社債権者の利益に重大な影響を及ぼさないと認めた場合は除きます。
 - (c) 発行会社について、支払の停止又は破産手續開始、民事再生手續開始その他これらに類する手續開始の申立てがあった場合(但し、当該申立てが第三者の権利濫用に基づくものである等本社債の元利金の支払に悪影響を及ぼすものでないことが社債管理者において確認された場合にはこの限りではありません。)
 - (d) 発行会社が、責任財産の全部又は一部について、強制執行もしくは保全処分の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受け、かつ当該強制執行もしくは保全処分の申立て又は滞納処分としての差押が30日以内に取消されない場合。
 - (e) 発行会社について、解散の決定がなされた場合、又は解散命令が下された場合。
- (2) 本「期限の利益喪失事由」により発行会社が本社債について期限の利益を喪失した場合は、本社債は直ちに償還されるものとし、各本社債につき、その未償還元本額及び未払償還金額(もしあれば)並びにかかる未償還元本額につき直前の利息支払が行われた日の翌日(この日を含みます。)から期限の利益喪失事由発生日(この日を含みます。)を初日とする利息計算期間に係る下記(ト)に定める当該各号社債に係る利率により1年を365日とする日割計算により算出された経過利息(1円未満の端数は切り捨てます。)が、全ての発行会社口座内の金銭(但し、費用支払口座の清算費用留保勘定内の金銭を除きます。)から、支払われます。なお、この場合、期限の利益喪失事由発生日の翌日(この日を含みます。)からかかる元本が全額実際に支払われる日(この日を含みます。)までの期間についても、各本社債につき、その未償還元本額及び未払償還金額(もしあれば)並びにかかる未償還元本額につき期限の利益喪失事由発生日の直前の支払期日の翌日を初日とする利息計算期間に係る下記(ト)に定める当該各号社債に係る利率により1年を365日とする日割計算により算出された遅延損害金(1円未満の端数は切り捨てます。)が支払われます。
- (3) 本社債について期限の利益喪失事由が発生した場合又は時間の経過により期限の利益喪失事由となるべき事態が発生した場合には、発行会社は、かかる事由又は事態の発生を認識した後直ちにこれを書面により社債管理者に通知し、社債管理者は、遅滞なくその旨を下記(ロ)(2)の規定に従い公告するものとします。
- (4) 本「期限の利益喪失事由」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とします。

- (5) 社債管理者は、上記(1)ないし(4)により本社債につき期限の利益が失われ又は時間の経過、手続の進行等により期限の利益が失われることとなる事由が発生しているかどうかを確認する手続をとる義務を負わないものとし、その発生を現実を知るか又はその発生 of 明示的通知を受けない限り、期限の利益喪失事由は発生しておらず、発行会社及び C 号社債保証人は社債管理委託契約(本社債要項を含みます。)を適正に履行しているとみなすことができるものとしします。

本社債の地位

本社債(利息を含みます。)は、本社債要項に従って強制執行可能な発行会社の有効な、法的拘束力のある、直接、取消不能かつ無担保の債務であり、各号社債それぞれの相互の間において優先又は劣後することなく、同順位です。A 号社債、B 号社債及び C 号社債相互間の優先・劣後関係については、下記「劣後特約」並びに第二部第 1 3. (イ) (1) の定めるところに従うものとしします。

発行会社は、本社債の未償還残高が存する限り、発行会社関連契約に基づく担保権の設定、及び発行会社関連契約において企図されている担保権の設定を除き、本社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、発行会社の収入、財産又は資産の全部又は一部に抵当権、質権その他の担保を設定せず、またこれを実現せしめないものとしします。

上位債権者に対する不利益変更の禁止等

- (1) 下記「劣後特約」、(フ) (2)、(リ) 及び第二部第 1 3. (イ) (1) (a) ないし (i) の規定は、いかなる意味においても上位債権者(B 号社債権者に関して、A 号社債権者をいい、C 号社債権者に関して、A 号社債権者及び B 号社債権者をいいます。) に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じないものとしします。
- (2) 下記「劣後特約」、(フ) (2)、(リ) 及び第二部第 1 3. (イ) (1) (a) ないし (i) に違反して、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合(C 号社債保証に基づき支払われた場合を含みます。) は、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金を直ちに発行会社(C 号社債保証に基づく支払の場合は、C 号社債保証人) に返還するものとしします。

劣後特約

(1) B 号社債

A 号未償還元本額の全額もしくはその一部が償還されない場合、又は B 号社債につき発行会社が本社債要項の規定に従い期限の利益を喪失した場合においては、本社債要項に基づく B 号社債の元利金支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときのみ発生します。

(停止条件)

本社債要項に基づき支払われるべき A 号社債の元利金全額が支払われたこと。

(2) C 号社債

A 号未償還元本額もしくは B 号未償還元本額の全額もしくはその一部が償還されない場合、又は C 号社債につき発行会社が本社債要項の規定に従い期限の利益を喪失した場合においては、本社債要項に基づく C 号社債の元利金支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときのみ発生します。

(停止条件)

本社債要項に基づき支払われるべき A 号社債及び B 号社債の元利金全額が支払われたこと又は上記「責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限」(3)に基づき A 号社債及び B 号社債に係る請求権が消滅したこと。

本社債に関する格付

本社債は、信用格付業者より、A 号社債につき最終償還期日までに投資家が被りうる期待損失に関して Aaa(sf) 格の格付を、B 号社債につき最終償還期日までに投資家が被りうる期待損失に関して Baa1(sf) 格の格付を、C 号社債につき最終償還期日までに投資家が被りうる期待損失(但し、当初元本総額に等しい金額の元本償還がなされる可能性について付与)に関して A1(sf) 格の格付をそれぞれ取得予定です。なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントでないのと同様に、如何なる証券の買い、保持、売りを推奨するものでもありません。

(ハ) 社債総額

A 号社債	金 6,000,000,000 円
B 号社債	金 4,339,000,000 円
C 号社債	金 1,500,000,000 円

(ニ) 本社債の金額

A 号社債については金 1 億円的一种とし、B 号社債については、金 4,339,000,000 円的一种とし、C 号社債については金 1 億円的一种とします。

(ホ) 払込金額の総額

A 号社債	金 6,000,000,000 円
B 号社債	金 4,339,000,000 円
C 号社債	金 1,500,000,000 円

(ハ) 払込金額

払込金額は各号社債とも金額 100 円につき金 100 円です。

(ト) 利率(年率)

A 号社債	3 ヶ月 TIBOR+0.41%(但し、初回の支払期日を末日とする利息計算期間に関しては、2 ヶ月 TIBOR+0.41%とします。また、かかる値が零未満となる場合は、零とします。)
B 号社債	3 ヶ月 TIBOR+0.20%(但し、初回の支払期日を末日とする利息計算期間に関しては、2 ヶ月 TIBOR+0.20%とします。また、かかる値が零未満となる場合は、零とします。)(予定利率)
C 号社債	3 ヶ月 TIBOR+0.32%(但し、初回の支払期日を末日とする利息計算期間に関しては、2 ヶ月 TIBOR+0.32%とします。また、かかる値が零未満となる場合は、零とします。)(予定利率)

(f) 利払日及び利息支払の方法

(1) 発行代理人及び支払代理人

振替機関が社債等に関する業務規程、同施行規則及び振替機関の振替業の業務処理の方法(その後の変更、修正を含み、以下「業務規程等」と総称します。)に定める本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、三井住友銀行においてこれを取り扱います。本社債の元本及び利息は業務規程等における機構関与方式により、業務規程等に従い支払われるものとします。

(2) 利払日及び利息支払の方法

(a) A号社債

(i) A号社債の利息は、発行日である平成28年3月28日の翌日から、予定償還期日又はA号未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日においてA号未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日までこれを付し、最終の支払期日以前の各支払期日及び追加支払期日において下記(ii)及び(iii)に定めるところに従って支払われます。

(ii) 予定償還期日又はA号未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日においてA号未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日(この日を含みます。)以前の各支払期日において、発行会社は、各A号社債ごとに、(A)(x)当該支払期日の直前の支払期日におけるA号社債の元本の償還後のA号未償還元本額(初回の支払期日については、各A号社債の金額)から(y)当該支払期日の直前の支払期日の翌日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日に係るA号追加償還額の総額を控除した金額に、(B)上記(i)に定めるA号社債に係る利率を乗じ、(C)4で除して算出した金額(1円未満の端数は切り捨てます。)を支払います。但し、当該支払期日に終了する利息計算期間が3か月間でない場合(但し、下記(e)に基づきA号社債の利息の支払が繰下げられることによって3か月でなくなる場合を除きます。)は、当該支払期日において、発行会社は、各A号社債ごとに、(A)(x)当該支払期日の直前の支払期日におけるA号社債の元本の償還後のA号未償還元本額(初回の支払期日については、各A号社債の金額)から(y)当該支払期日の直前の支払期日の翌日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日に係るA号追加償還額の総額を控除した金額に、(B)上記(i)に定めるA号社債に係る利率を乗じ、(C)当該利息計算期間の実日数につき1年を365日とする日割計算により算出した金額(1円未満の端数は切り捨てます。)を支払います。

(iii) 各追加支払期日において、発行会社は、各A号社債ごとに、当該追加支払期日に係るA号追加利息を支払います。

(b) B号社債

(i) B号社債の利息は、発行日である平成28年3月28日の翌日から、予定償還期日又はB号未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日においてB号未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日までこれを付し、最終の支払期日以前の各支払期日及び追加支払期日において

下記(ii)ないし(v)に定めるところに従って支払われます。

- (ii) 予定償還期日又は B 号未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において B 号未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日(この日を含みます。)以前の各支払期日において、発行会社は、B 号社債について、(A) (x) 当該支払期日の直前の支払期日における B 号社債の元本の償還後の B 号未償還元本額(初回の支払期日については、B 号社債の金額)から (y) 当該支払期日の直前の支払期日の翌日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日に係る B 号追加償還額の総額を控除した金額に、(B) 上記(ト)に定める B 号社債に係る利率を乗じ、(C) 4 で除して算出した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)を支払います。但し、当該支払期日に終了する利息計算期間が 3 か月間でない場合(但し、下記(e)に基づき B 号社債の利息の支払が繰下げられることによって 3 か月でなくなる場合を除きます。)は、当該支払期日において、発行会社は、B 号社債について、(A) (x) 当該支払期日の直前の支払期日における B 号社債の元本の償還後の B 号未償還元本額(初回の支払期日については、B 号社債の金額)から (y) 当該支払期日の直前の支払期日の翌日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日に係る B 号追加償還額の総額を控除した金額に、(B) 上記(ト)に定める B 号社債に係る利率を乗じ、(C) 当該利息計算期間の実日数につき 1 年を 365 日とする日割計算により算出した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)を支払います。
- (iii) 上記(ii)の規定にかかわらず、各支払期日において、当該支払期日における B 号利払原資が、当該支払期日において支払われるべき B 号社債に係る利息及び未払利息の合計額に不足する場合、発行会社は B 号利払原資相当額を B 号社債の利息として当該支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は次の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、次の支払期日において当該不足額を B 号社債に係る未払利息として支払うものとし、なお、上記(ii)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとし、但し、繰上償還期日、予定償還期日又は B 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(iii)の規定に基づく繰延べは行われぬものとし、
- (iv) 各追加支払期日において、発行会社は、B 号社債について、当該追加支払期日に係る B 号追加利息を支払います。
- (v) 上記(iv)の規定にかかわらず、各追加支払期日において、当該追加支払期日における B 号追加利払原資が、当該追加支払期日において支払われるべき B 号社債に係る B 号追加利息に不足する場合、発行会社は B 号追加利払原資相当額を B 号社債の利息として当該追加支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は直後の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、直後の支払期日において当該不足額を B 号社債に係る未払利息として支払うものとし、なお、本(v)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとし、但し、繰上償還期日、予定償還期日又は B 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(v)の規定に基づく繰延べは行われぬものとし、

(c) C号社債

- (i) C号社債の利息は、発行日である平成28年3月28日の翌日から、予定償還期日又はC号未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日においてC号未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日までこれを付し、最終の支払期日以前の各支払期日及び追加支払期日において下記(ii)ないし(v)に定めるところに従って支払われます。
- (ii) 予定償還期日又はC号未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日においてC号未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日(この日を含みます。)以前の各支払期日において、発行会社は、各C号社債ごとに、(A)(x)当該支払期日の直前の支払期日におけるC号社債の元本の償還後のC号未償還元本額(初回の支払期日については、C号社債の金額)から(y)当該支払期日の直前の支払期日の翌日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日に係るC号追加償還額の総額を控除した金額に、(B)上記(i)に定めるC号社債に係る利率を乗じ、(C)4で除することにより金額を算出し(1円未満の端数は切り捨てます。)、発行会社は、当該支払期日がC号利息留保対象支払期日である場合にはA号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となる支払期日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において零となる場合はかかる日の直後の支払期日)において、C号利息留保対象支払期日以外の支払期日である場合には当該支払期日において、当該金額を支払います。但し、当該支払期日に終了する利息計算期間が3か月間でない場合(但し、下記(e)に基づきC号社債の利息の支払が繰下げられることによって3か月でなくなる場合を除きます。)は、当該支払期日において、発行会社は、各C号社債ごとに、(A)(x)当該支払期日の直前の支払期日におけるC号社債の元本償還後のC号未償還元本額(初回の支払期日については、各C号社債の金額)から(y)当該支払期日の直前の支払期日の翌日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間に到来した各追加支払期日に係るC号追加償還額の総額を控除した金額に、(B)上記(i)に定めるC号社債に係る利率を乗じ、(C)当該利息計算期間の実日数につき1年を365日とする日割計算により金額を算出し(1円未満の端数は切り捨てます。)、発行会社は、当該支払期日がC号利息留保対象支払期日である場合にはA号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となる支払期日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において零となる場合はかかる日の直後の支払期日)において、C号利息留保対象支払期日以外の支払期日である場合には当該支払期日において、当該金額を支払います。
- (iii) 上記(ii)の規定にかかわらず、各支払期日において、当該支払期日におけるC号利払原資が、当該支払期日において支払われるべきC号社債に係る利息及び未払利息の合計額に不足する場合、発行会社はC号利払原資相当額をC号社債の利息として当該支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は次回の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、次回の支払期日において当該不足額をC号社債に係る未払利息として支払うものとし、なお、上記(ii)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとし、但し、繰上償還期日、予定償還期日又はC号社債に係る期限の利益が喪失し

た日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(iii)の規定に基づく繰延べは行われないものとします。

- (iv) 各追加支払期日において、発行会社は、各 C 号社債について、当該追加支払期日に係る C 号追加利息を支払います。
- (v) 上記(iv)の規定にかかわらず、各追加支払期日において、当該追加支払期日における C 号追加利払原資が、当該追加支払期日において支払われるべき C 号社債に係る C 号追加利息に不足する場合、発行会社は C 号追加利払原資相当額を C 号社債の利息として当該追加支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は直後の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、直後の支払期日において当該不足額を C 号社債に係る未払利息として支払うものとします。なお、本(v)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。但し、繰上償還期日、予定償還期日又は C 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(v)の規定に基づく繰延べは行われないものとします。
- (d) 発行会社は、本社債に係る事務の受託者としての三井住友銀行に本社債の利率確認事務を委託し、各支払期日及び追加支払期日の直前の支払期日の 2 営業日前の日(初回の支払期日については払込期日の 2 営業日前の日)に当該支払期日又は追加支払期日の属する利息計算期間に係る本社債の利息に適用される金利を確認します。
- (e) 支払期日又は追加支払期日が営業日でない場合には、発行会社は、本社債の利息の支払を当該支払期日又は追加支払期日の翌営業日に繰り下げて行うものとします。この場合、かかる本社債の利息の支払の繰下げにかかわらず利息の調整は行わないものとします。
- (f) 発行会社は、上記(a)ないし(e)の規定に従った本社債の利息の支払が行われる場合には、各支払期日又は追加支払期日の 10 営業日前の日までに、本社債の利息の金額、利息の支払がなされる日及びその他社債管理者が合理的に必要と認める事項を社債管理者に対し通知するものとします。
- (g) 本社債の利息は、予定償還期日又は当該各号社債に係る未償還元本額が零となる日(但し、支払期日、繰上償還期日又は予定償還期日以外の日において当該各号社債に係る未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日の翌日以降はこれを付しません。
- (h) なお、上記(v)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(1)に記載の通り、本社債に係る利息は、参照債務にクレジットイベントが発生することにより減少し得る関係にあります。参照債務の内容については、下記第二部第 1 2. (v) (3) (c)をご参照下さい。

(リ) 償還期限及び償還の方法

(1) A 号社債

- (a) 発行会社は、各支払期日において、各 A 号社債の元本の一部又は全部を償還します。この場合における償還金額は、当該支払期日に係る A 号部分償還額とします。但し、予定償還期日における償還金額は、当該償還の時点における A 号未償還元本額とします。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、各支払期日において、当該支払期日における A 号償還原資が、当該支払期日において支払われるべき各 A 号社債に係る償還金額及び未払償還金額の合計額に不足する

場合、発行会社は A 号償還原資相当額を各 A 号社債の償還金額として当該支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は次回の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、次回の支払期日において当該不足額を各 A 号社債に係る未払償還金額として支払うものとします。なお、本(b)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。但し、繰上償還期日、予定償還期日又は A 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(b)の規定に基づく繰延べは行われぬものとします。

(2) B 号社債

- (a) 発行会社は、各支払期日において、B 号社債の元本の一部又は全部を償還します。この場合における償還金額は、当該支払期日に係る B 号部分償還額とします。但し、予定償還期日における償還金額は、当該償還の時点における B 号未償還元本額とします。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、各支払期日において、当該支払期日における B 号償還原資が、当該支払期日において支払われるべき B 号社債に係る償還金額及び未払償還金額の合計額に不足する場合、発行会社は B 号償還原資相当額を B 号社債の償還金額として当該支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は次回の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、次回の支払期日において当該不足額を B 号社債に係る未払償還金額として支払うものとします。なお、本(b)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。但し、繰上償還期日、予定償還期日又は B 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(b)の規定に基づく繰延べは行われぬものとします。

(3) C 号社債

- (a) 発行会社は、各支払期日において、各 C 号社債の元本の一部又は全部を償還します。この場合における償還金額は、当該支払期日に係る C 号部分償還額とします。但し、予定償還期日における償還金額は、当該償還の時点における C 号未償還元本額とします。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、各支払期日において、当該支払期日における C 号償還原資が、当該支払期日において支払われるべき各 C 号社債に係る償還金額及び未払償還金額の合計額に不足する場合、発行会社は C 号償還原資相当額を各 C 号社債の償還金額として当該支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は次回の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、次回の支払期日において当該不足額を各 C 号社債に係る未払償還金額として支払うものとします。なお、本(b)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。但し、繰上償還期日、予定償還期日又は C 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(b)の規定に基づく繰延べは行われぬものとします。

- (4) 各個別 CDS 契約に関して、当該個別 CDS 契約第下記第二部第 1 2. (ハ) (2) (e) (ii) a. に定める解除事由が発生したことによって当該個別 CDS 契約が解除され、当該個別 CDS 契約が終了した場合、当該個別 CDS 契約が終了する日の 6 営業日後の日(以下「追加支払期日」といいます。)において、各号社債について、それぞれ以下に定める金額の償還を行うものとします。

(a) A号社債

当該追加支払期日に係る A 号追加償還額。但し、当該追加支払期日において、当該追加支払期日における A 号追加償還原資が、当該追加支払期日において支払われるべき各 A 号社債に係る A 号追加償還額に不足する場合、発行会社は A 号追加償還原資相当額を各 A 号社債の償還金額として当該追加支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は直後の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、当該支払期日において当該不足額を各 A 号社債に係る未払償還金額として支払うものとします。なお、本(a)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。また、繰上償還期日、予定償還期日又は A 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(a)の規定に基づく繰延べは行われないものとします。

(b) B号社債

当該追加支払期日に係る B 号追加償還額。但し、当該追加支払期日において、当該追加支払期日における B 号追加償還原資が、当該追加支払期日において支払われるべき B 号社債に係る B 号追加償還額に不足する場合、発行会社は B 号追加償還原資相当額を B 号社債の償還金額として当該追加支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は直後の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、当該支払期日において当該不足額を B 号社債に係る未払償還金額として支払うものとします。なお、本(b)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。また、繰上償還期日、予定償還期日又は B 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(b)の規定に基づく繰延べは行われないものとします。

(c) C号社債

当該追加支払期日に係る C 号追加償還額。但し、当該追加支払期日において、当該追加支払期日における C 号追加償還原資が、当該追加支払期日において支払われるべき各 C 号社債に係る C 号追加償還額に不足する場合、発行会社は各 C 号追加償還原資相当額を C 号社債の償還金額として当該追加支払期日に支払うものとし、かつ、当該不足額についての弁済期日は直後の支払期日に繰り延べられ、発行会社は、当該支払期日において当該不足額を各 C 号社債に係る未払償還金額として支払うものとします。なお、本(c)の規定に基づき支払が繰り延べられた金額については、利息を付さないものとします。また、繰上償還期日、予定償還期日又は C 号社債に係る期限の利益が喪失した日のうちいずれか最も早く到来する日より後においては、本(c)の規定に基づく繰延べは行われないものとします。

- (5) 上記(1)ないし(4)の規定にかかわらず、第 2CDS 契約に定める解除事由発生日が到来した場合(以下「繰上償還事由」といいます。)には、第 2CDS 契約が解除によって終了する日(但し、下記第二部第 1 2. (ロ) (3) (e) (ii) a. に定める解除事由が発生したことによって第 2CDS 契約が解除され終了した場合、第 2CDS 契約が終了する日の 6 営業日後の日)(以下「繰上償還期日」といいます。)において、発行会社は、当該償還の時点における各号社債に係る未償還元本額相当額及び未払償還金額(もしあれば)をもって各号社債を償還するものとします。

- (6) 予定償還期日において、各号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となっていない場合には、発行会社は、当該各号社債について、当該各号社債に係る未償還元本額相当額及び未払償還金額(もしあれば)を償還します。
- (7) 支払期日、追加支払期日又は予定償還期日が営業日でない場合には、発行会社は、本社債の元本の償還を当該日の翌営業日に繰り下げて行うものとします。
- (8) 発行会社は、上記(1)ないし(7)の規定に従った本社債の償還が行われる場合には、各支払期日又は追加支払期日の10営業日前の日までに、本社債の償還金額、C号社債保証に基づく支払額、償還がなされる日及びその他社債権利者が合理的に必要と認める事項を社債管理者に対し通知するものとします。
- (9) 各号社債(但し、C号社債を除きます。本(9)において、以下同じ。)につき、当該各号社債に係る累積ポートフォリオ損失金額が発生又は増加した場合には、当該時点において、当該累積ポートフォリオ損失金額の発生額又は増加額相当額の金額について当該各号社債の元本が償還されたものとみなし、当該時点以降、当該各号社債の社債権者は、当該金額について元本の償還を請求する権利を有しないものとします(但し、上記(7)(2)(a)(ii)及び(b)(ii)に基づく利息については、当該支払期日の直前の支払期日における当該各号社債の元本の償還後の当該各号社債に係る未償還元本額(初回の支払期日については、当該各号社債の総額)を用いて上記(7)(2)(a)(ii)及び(b)(ii)に記載される計算を行うものとし、当該利息の算出がなされる支払期日の直前の支払期日(初回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間中に当該各号社債に係る累積ポートフォリオ損失金額が発生又は増加した場合であっても、利息額の減額は行わないものとします。)。発行会社は、かかる事由が発生した場合には、遅滞なく、その旨及び減少後の当該各号社債に係る未償還元本額を社債管理者に対し通知するものとします。
- (10) 各号社債に係る未償還元本額及び未払償還金額が零となった場合においては、当該各号社債は全額償還されたものとみなし、当該各号社債の社債権者は、発行会社に対し当該各号社債の元本の償還を請求する権利を有さず、また、その後の期間に関する利息その他の金額を請求する権利を有するものではありません。
- (11) なお、上記(9)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(1)に記載の通り、本社債に係る元本は、参照債務にクレジットイベントが発生することにより減少し得る関係にあります。参照債務の内容については、下記第二部第12.(9)(3)(c)をご参照下さい。

(8) 引受け等の概要

発行会社と引受会社の間で平成28年3月17日付で締結される本社債に関する引受及び私募の取扱契約(以下「引受及び私募の取扱契約」といいます。)に規定される条項に従い、引受会社が、A号社債及びC号社債の総額につき、それぞれ買取引受けを行います。

A号社債及びC号社債の取得の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項に定義される適格機関投資家に限定して行われます。

また、A 号社債及び C 号社債は、米国人に対して譲渡することはできず、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止されています。

(ル) 本社債の私募の取扱い等の概要

引受及び私募の取扱契約に規定される条項に従い、私募の取扱者が B 号社債の総額につきその私募の取扱いを行います。

B 号社債の取得の申込の勧誘は、50 名未満の者に限定して行われます。

また、B 号社債は、米国人に対して譲渡することはできず、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止されています。

(エ) 申込証拠金

該当事項はありません。

(ロ) 申込期間及び申込取扱場所

(1) 申込期間

平成 28 年 3 月 17 日

(2) 申込取扱場所

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

(ハ) 払込期日及び払込取扱場所

(1) 払込期日

平成 28 年 3 月 28 日

(2) 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行

(ニ) 社債管理者

(1) 本社債の社債管理者は三井住友銀行とします。社債管理者は、本社債権者のために、本社債の元金及び利息の支払(C 号社債については C 号社債保証に基づく支払を含みます。)を受け、又は本社債に基づく本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て発行会社の負担とします。

(2) 社債管理者は、社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行います。

(3) 社債管理者は、本社債権者のために公平かつ誠実に、適用ある法令、本社債要項及び社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使します。

- (4) 社債管理者は、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって、適用ある法令、本社債要項及び社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使します。
- (5) 社債管理者が本社債要項及び社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、会社法その他の適用ある法令の規定に従って辞任する場合(但し、会社法第 711 条第 3 項の規定に基づき辞任する場合を除きます。)、社債管理者は、予め発行会社及び社債権者集会の同意を得て、新たな社債管理者を選任し、発行会社に代わって、その旨を公告するものとします。また、発行会社又は社債権者集会が会社法その他の適用ある法令の規定に従って社債管理者の解任を決定し、その旨を裁判所に請求し、裁判所がこれを解任した場合には、発行会社は会社法その他の適用ある法令に従って新たに社債管理者を選任し、その旨を公告するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、法令上認められる範囲で引き続き従前の社債管理者が社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとします。新たに選任された社債管理者についても、以上と同様とします。

(夕) 振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

なお、業務規程等に定める発行代理人としての業務及び支払代理人としての業務については、三井住友銀行が行います。

(リ) その他

(1) 社債権者集会

- (a) 本社債に係る社債権者集会は、各号社債ごとに東京都において開催されるものとします。
- (b) 社債権者集会のための合理的な範囲の費用は、法律上必要な範囲で、発行会社が負担するものとします。
- (c) 社債権者集会は、発行会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがない限り、社債権者集会の日より少なくとも 3 週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を下記(2)の規定に従い公告します。
- (d) 各号社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が保有する社債の全額を算入しないものとします。)の 10 分の 1 以上にあたる本社債権者は、社債等振替法第 86 条第 1 項及び第 3 項に基づく当該各号社債についての同法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面を社債管理者に提示した上で、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は社債管理者に提出し、当該各号社債につき社債権者集会の招集を請求することができます。但し、立法又は法令の改正もしくは廃止により、適用ある法令に基づく社債権者による社債権者集会招集の請求手続が変更された場合には、かかる変更後の手続によるものとします。

(2) 公告の方法

発行会社が本社債に関して本社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、日本経済新聞にこれを掲載する方法によりこれを行うものとします。社債管理者が本社債に関して本社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行うものとします。但し、本社債要項の条項に基づき要求される公告は、社債管理

者が本社債権者の利益保護のために必要でないとみなす場合はこれを行う必要がないものとします。また、発行会社又は社債管理者が、公告を行うことに代えて全ての本社債権者に対し直接に通知を行う場合には、本社債要項に基づく公告を行う必要がないものとします。本社債権者に対するかかる直接の通知は、発行会社及び社債管理者が合理的かつ適当と考える方法により行うものとし、合理的な宛先への発送をもってかかる通知が行われたものとみなすことができるものとします。なお、本社債に関する公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とします。

2. 手取金の使途

発行会社は、本社債の発行手取金を、本件定期預金契約に基づき預金口座設置金融機関に預け入れるものとします。

3. C号社債保証

(イ) C号社債保証の概要

発行会社は、被保証債務に関し、C号社債保証人が本社債要項及びC号社債保証委託契約に定めるところに従い、C号社債の予定償還期日、繰上償還期日又はC号社債の期限の利益を喪失した日における被保証債務の残存額に相当する額の範囲内にて、発行会社と連帯して保証することをC号社債保証人に委託し、C号社債保証人は、本社債要項及びC号社債保証委託契約の規定に従いC号社債保証を行います。なお、C号社債保証人によるC号社債保証は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号、その後の改正を含みます。)及びその関連法令において許容される範囲内にてのみ行われるものとします。

当初のC号社債の社債権者である引受会社は、本社債要項及びC号社債保証委託契約に定める条件に従ってC号社債につきC号社債保証人が行う保証に係る利益を享受する意思を表明しています。

(ロ) 保証料

発行会社は、各保証料計算期間に係る保証料支払期日において、当該保証料計算期間に係るC号社債保証の対価として保証料を、C号社債保証人に対して支払うものとします。

各保証料計算期間に係る保証料は、(i)当該保証料計算期間の初日の前日におけるC号社債の元本残高(当該日においてC号社債の償還が行われる場合には、償還後の金額とし、また、第1回の保証料計算期間については、C号社債の当初の社債総額とします。本(ロ)において、以下同じ。)に、(ii)保証料率を乗じ、(iii)4で除した金額(1円未満の端数は切り捨てます。)とします。但し、当該保証料計算期間が3ヵ月間でない場合は、(i)当該保証料計算期間の初日の前日におけるC号社債の元本残高に、(ii)保証料率を乗じ、(iii)当該保証料計算期間の実日数につき1年を365日とする日割計算した金額(1円未満の端数は切り捨てます。)とします。

(ハ) 保証履行

(i) 保証計算代理人は、以下の各事項につき以下に規定される期限までに、発行会社、社債管理者及びC号社債保証人に対して通知するものとします。

- ① 予定償還期日又は繰上償還期日における被保証債務の全額の弁済の見込みの可否、全額の弁済ができない見込みの場合には不足する金額(元本及び利息の内訳を含みます。): 予定償還期日又は繰

上償還期日の10営業日前の日までに

- ② 予定償還期日若しくは繰上償還期日又は上記第1.「期限の利益喪失事由」に基づきC号社債が期限の利益を喪失した場合において、被保証債務の全部又は一部が弁済されなかった場合、その旨及び弁済されなかった金額(元本及び利息の内訳を含みます。): 当該事象発生後直ちに
- (ii) C号社債保証人は、上記(i)の通知を受領した場合において、被保証債務の全額の弁済の見込みが無しとされていた場合には、予定償還期日又は繰上償還期日の5営業日前の日までに社債管理者及び発行会社に対して通知の上、上記(i)の通知において被保証債務の弁済に不足するものとされた金額(本(ii)において、以下「不足額」といいます。))について、C号社債保証債務を履行するものとします。この場合、C号社債保証人は、かかる履行のために、C号社債保証委託契約に定められる社債管理者名義の所定の口座又は別途社債管理者が指定する口座に振り込む方法により、不足額相当額を社債管理者に対して、予定償還期日又は繰上償還期日の1営業日前の日において引き渡すものとします。

(二) 求 償

C号社債保証人は、上記(ハ)に従いC号社債保証を履行した場合、直ちに、発行会社に対して、C号社債保証を履行した額、かかる履行に要した費用、かかる履行により被った損害又は損失(もしあれば)を請求できるものとします。なお、本(二)に基づく請求権は、下記(ホ)に規定される劣後特約に服するものとします。

(ホ) 劣後特約

C号社債保証関連債権(但し、保証料の請求権及びC号社債保証委託契約第13条に基づく諸費用等の請求権並びにこれらの請求権に係る遅延損害金の請求権を除きます。)の効力は、本社債要項に基づき支払われるべきC号社債の元利金全額が支払われたこと(なお、C号社債保証に基づきC号社債の元利金全額が支払われたことを含みます。)を条件として発生するものとします。

第二部 管理資産等情報

第1 管理資産等の状況

1. 概況

(イ) 管理資産等に係る法制度の概要

発行会社の義務・責任等に関しては、破産法及び民事再生法等の適用ある倒産処理法の適用を受けます。また、社債を発行するにあたっては会社法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産等である本件定期預金を基礎づける本件定期預金契約の準拠法は日本法であり、民法及び商法の他、銀行法預金保険法等の適用を受けます。

管理資産等であるプレミアム請求権を基礎づける第2CDS契約の準拠法は日本法であり、同契約に起因し又はこれに関連する全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることが合意されています。また、第2CDS契約に係る取引に関しては、金融商品取引法の適用を受けます。

(ロ) 管理資産等の基本的性格

管理資産等である本件定期預金は、預金口座設置金融機関に対する定期預金に係る元利金の支払請求権として構成されます。

管理資産等であるプレミアム請求権は、第2CDS契約に基づくプレミアムの支払請求権として構成されます。詳しくは下記2.(ロ)をご参照下さい。

(ハ) 管理資産等の沿革

管理資産等である本件定期預金は、本件定期預金契約に基づき、預金口座設置金融機関に預け入れられます。

管理資産等であるプレミアム請求権は、第2CDS契約に基づき、公庫に対する債権として発生します。

(ニ) 管理資産等の関係法人

管理資産等である本件定期預金の預入先は、預金口座設置金融機関です。当初の預金口座設置金融機関である三井住友銀行の詳細に関しては、下記第三部第2(二)1.をご参照下さい。

管理資産等たるプレミアム請求権を基礎づける第2CDS契約におけるプレミアムの支払者は公庫です。公庫の詳細に関しては、下記第三部第2(二)1.をご参照下さい。

発行会社名義の口座の管理については、口座管理事務等委託契約に基づき口座管理者たるみずほ信託銀行が行います。口座管理者の詳細に関しては、下記第三部第2(二)2.をご参照下さい。

2. 管理資産等を構成する資産の概要

(イ) 本件定期預金

(1) 本件定期預金に係る法制度の概要

管理資産等である本件定期預金を基礎づける本件定期預金契約の締結及び私法上の効力に関しては、民法及び商法の他、銀行法、預金保険法の適用を受けます。

本件定期預金に関する預金口座設置金融機関に対する法的整理・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、会社更生法(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。))に基づき預金口座設置金融機関に適用ある特例を含みます。)、会社法及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、経済的窮境にある債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする民事再生手続を規定する法律です。会社更生法は、株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする裁判上の会社更生手続を規定する法律です。特別清算の場合、会社法中の当該手続を定める条項が適用されます。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。

(2) 本件定期預金の原保有者の事業の概要

該当事項はありません。

(3) 本件定期預金の内容

(a) 用語の定義

本(3)において使用される以下の用語は、それぞれ下記の意味を有します。

「利息計算期間」とは、各本件預金口座に関し、当該本件預金口座に係る預入日(この日を含みます。)から満期日の前日(この日を含みます。)までの期間をいいます。

「利率基準日」とは、各利息計算期間につき、当該利息計算期間の初日の 2 営業日前の日をいいます。

「n カ月全銀協日本円 TIBOR」とは、各利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁又はこれに替わるページに提示される n カ月物の日本円金利(年率)の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における n カ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオファードレート(年率)の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)を当該利率基準日における n カ月全銀協日本円 TIBOR とします。

(b) 元 本

各本件預金口座の当初預入元本額は、それぞれ以下に記載する金額です。なお、各本件預金口座は、各個別 CDS 契約に対応するものとして開設されます。

	当初預入元本額(円)
個別 CDS 契約①	1,922,000,000 円
個別 CDS 契約②	991,000,000 円
個別 CDS 契約③	4,159,000,000 円

個別 CDS 契約④	436,000,000 円
個別 CDS 契約⑤	731,000,000 円
個別 CDS 契約⑥	911,000,000 円
個別 CDS 契約⑦	476,000,000 円
個別 CDS 契約⑧	930,000,000 円
個別 CDS 契約⑨	1,283,000,000 円

(c) 当初預入日

平成 28 年 3 月 28 日

(d) 期 間

(i) 当初満期日

平成 28 年 6 月 16 日(この日が営業日に当たらない場合は、前営業日とします。)

(ii) 預金の書替継続

特定の本案預金口座についてその満期日が到来した場合において、下記(iii)に基づき当該本案預金口座を書替継続する旨の連絡がなされていた場合には、当該本案預金口座は当該満期日において、下記(iii)に基づき連絡された書替継続後の預金金額を新たな預入元本とし、下記表記載の各預入日からその直後の満期日(この日を含みます。)までの各期間のうち当該満期日に相当する日を預入日とする期間を新たな利息計算期間とする定期預金として継続するものとします。

	預入日	満期日
当初	平成 28 年 3 月 28 日(月)	平成 28 年 6 月 16 日(木)
継続①	平成 28 年 6 月 16 日(木)	平成 28 年 9 月 16 日(金)
継続②	平成 28 年 9 月 16 日(金)	平成 28 年 12 月 16 日(金)
継続③	平成 28 年 12 月 16 日(金)	平成 29 年 3 月 17 日(金)
継続④	平成 29 年 3 月 17 日(金)	平成 29 年 6 月 19 日(月)
継続⑤	平成 29 年 6 月 19 日(月)	平成 29 年 9 月 19 日(火)
継続⑥	平成 29 年 9 月 19 日(火)	平成 29 年 12 月 19 日(火)
継続⑦	平成 29 年 12 月 19 日(火)	平成 30 年 3 月 19 日(月)
継続⑧	平成 30 年 3 月 19 日(月)	平成 30 年 6 月 19 日(火)
継続⑨	平成 30 年 6 月 19 日(火)	平成 30 年 9 月 19 日(水)
継続⑩	平成 30 年 9 月 19 日(水)	平成 30 年 12 月 19 日(水)
継続⑪	平成 30 年 12 月 19 日(水)	平成 31 年 4 月 26 日(金)

(iii) 継続金額

発行会社は三井住友銀行に対し、各満期日(但し、平成 31 年 4 月 26 日を除きます。)の 2 営業日前の日の午前 10 時までに、①上記(ii)に基づき書替継続する本案預金口座に係る口座番号、及び②書替継続する本案預金口座の書替継続後の預金金額について連絡することとします。

(e) 適用利率等

各本案預金口座に係る利息は、当該本案預金口座に係る各利息計算期間に関し、下記に定める利

率により生じるものとします。

適用利率： 当該利息計算期間に係る利率基準日に係る 3 ヶ月全銀協日本円 TIBOR(但し、平成 28 年 3 月 28 日を預入日とする利息計算期間については、2 ヶ月全銀協日本円 TIBOR)－0.03%(年率)(但し、かかる値が零未満となる場合は、零とします。)

なお、国民の祝日に関する法律その他の法令の改正により上記(d)(ii)の表の各預入日及び満期日の一部又は全部が営業日以外の日となる場合は、定期預金取引に係る覚書の他の規定にかかわらず、発行会社及び三井住友銀行の協議により、新たな預入日及び満期日並びに適用利率を決定することとします。かかる協議が整わない場合、かかる営業日以外の日となった預入日及び満期日の新たな預入日及び満期日は上記(d)(ii)の表の当該預入日及び満期日の前営業日とし、新たな適用利率は、当該利息計算期間が n ヶ月未満 n-1 ヶ月以上となる場合、n-1 ヶ月 TIBOR－0.03%(年率)(但し、かかる値が零未満となる場合は、零とします。)とします。また、本件預金口座の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

(f) 本件預金口座の期日前解約

(i) 本件預金口座は次に定める場合のほか期日前解約を行うことはできないものとします。

- ① 発行会社が下記 3. (イ) (1) (a) にお書き及び(e)に規定される処理を行うために本件預金口座を期日前解約する場合(なお、この場合、本件定期預金契約の他の規定にかかわらず、三井住友銀行はかかる期日前解約を認めるものとします。)
- ② 発行会社の申し出により三井住友銀行がやむを得ないものと認めて本件預金口座を期日前解約する場合
- ③ 三井住友銀行作成の定期預金規定の規定により本件預金口座を解約する場合

(ii) 前(i)の規定により本件預金口座を解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における三井住友銀行の定める普通預金の利率によって計算し、三井住友銀行は発行会社に対し当該本件預金口座の元本とともに解約日において支払います。但し、期日前解約時に適用する利率については、発行会社と三井住友銀行の協議の上、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、三井住友銀行が定めた日からとします。

(g) 定期預金取引に係る覚書の終了日

以下のいずれかの場合に定期預金取引に係る覚書は終了します。

- (1) 平成 31 年 4 月 26 日が到来したとき
- (2) 発行会社が、当該時点で書替継続されており、かつ期日前解約されていない全ての本件預金口座について、その書替継続を行わなかったとき
- (3) 発行会社が、当該時点で書替継続されており、かつ期日前解約されていない全ての本件預金口座について、期日前解約を行ったとき

(4) 本件定期預金の回収方法

本件定期預金の元本については、上記(3)(d)(ii)及び(iii)並びに(f)の記載に従って預金口座設置金

融機関から払戻を受けることによって回収されます。預金口座設置金融機関は、発行会社の指定又は請求に従い本件預金口座及び元本償還口座の入出金を行います。かかる入出金については、口座管理事務等委託契約に基づき、口座管理者が事務を取り扱います。

(v) 第 2CDS 契約

(1) 第 2CDS 契約に係る法制度の概要

管理資産等であるプレミアム請求権を基礎づける第 2CDS 契約の締結及び私法上の効力に関しては、民法及び商法の適用を受けます。

公庫に対する法的整理・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法及び民事執行法の適用を受けるおそれがあります。

(2) プレミアム請求権の原保有者の事業の概要

該当事項はありません。

(3) 第 2CDS 契約の内容

(a) プレミアム

(i) 各プレミアム支払日における支払

- a. 計算代理人は、各プレミアム計算日に、当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間(初回のプレミアム計算日については、初回のプレミアム計算期間)に係るプレミアムを計算し、かかるプレミアムを大要第 2CDS 契約添付の様式によって発行会社及び公庫に通知するものとします。各プレミアム計算期間に係るプレミアムは、各個別 CDS 契約に関する当該プレミアム計算期間と始期を同じくする個別 CDS プレミアム計算期間に係る優先プレミアム、メザニンプレミアム、シニア劣後プレミアム及び固定プレミアムの合計額の総額とし、各個別 CDS 契約に関する優先プレミアム、メザニンプレミアム及びシニア劣後プレミアムはそれぞれ次の算式によって算出されるものとし、当該算式により算出された値に 1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。但し、特定の個別 CDS 契約が終了した場合、当該個別 CDS 契約が終了した日の属するプレミアム計算期間より後のプレミアム計算期間に関する当該個別 CDS 契約に係る固定プレミアムの額は零になるものとします。

$$\text{各個別 CDS 契約に関する優先プレミアム} = a \times \{(b \times c + d \times e \times f) + [(g - b) \times c - d \times e]\}$$

但し

a = 次の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)

$$x - y$$

但し

x = 当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本(下記 b. に基づきプレミアム計算想定元本として計算される額をいいます。以下

同じ。)

y = ①当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本(下記 b. に基づきメザンプレミアム計算想定元本として計算される額をいいます。以下同じ。)又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

b = 当該プレミアム計算日に係る優先プレミアム利率

c = 1/4(但し、当該プレミアム計算期間と始期を同じくする当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS プレミアム計算期間が 3 ヶ月とならない場合(当該個別 CDS プレミアム計算期間の直前の個別 CDS プレミアム計算期間の末日が営業日に当たらないことだけを理由として 3 ヶ月とならない場合を除きます。)においては、当該個別 CDS プレミアム計算期間中の実日数を 365 で除した数とします。)

d = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①

e = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整日数を 365 で除した数

f = 0.20135

g = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率②-A

各個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム = a × {(b × c + d × e × f) + [(g - b) × c - d × e]}

但し

a = 次の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)

x - y

但し

x = 当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本

y = ①当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

b = 当該プレミアム計算日に係るメザンプレミアム利率

c = 1/4(但し、当該プレミアム計算期間と始期を同じくする当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS プレミアム計算期間が 3 ヶ月とならない場合(当該個別 CDS プレミアム計算期間の直前の個別 CDS プレミアム計算期間の末日が営業日に当たらないことだけを理由として 3 ヶ月とならない場合を除きます。)においては、当該個別 CDS プレミアム計算期間中の実日数を 365 で除した数とします。)

d = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①

e = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整日数を 365 で除した数

f = 0.20135

g = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率②-B

各個別 CDS 契約に関するシニア劣後プレミアム = $a \times \{(b \times c + d \times e \times f) + [(g - b) \times c - d \times e]\}$

但し

a = 次の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)

$x - y$

但し

x = 当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本又は当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額のうち小さい方の金額

y = ①当該個別 CDS 契約に関する免責金額又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日における当該個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

b = 当該プレミアム計算日に係るシニア劣後プレミアム利率

c = 1/4(但し、当該プレミアム計算期間と始期を同じくする当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS プレミアム計算期間が 3 ヶ月とならない場合(当該個別 CDS プレミアム計算期間の直前の個別 CDS プレミアム計算期間の末日が営業日に当たらないことだけを理由として 3 ヶ月とならない場合を除きます。))においては、当該個別 CDS プレミアム計算期間中の実日数を 365 で除した数とします。)

d = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①

e = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整日数を 365 で除した数

f = 0.20135

g = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率②-C

また、固定プレミアムとは、各個別 CDS 契約に関して、それぞれ以下に記載する金額をいいます。

個別 CDS 契約	固定プレミアム(円)
個別 CDS 契約①	300,000 円
個別 CDS 契約②	160,000 円
個別 CDS 契約③	650,000 円
個別 CDS 契約④	70,000 円
個別 CDS 契約⑤	120,000 円
個別 CDS 契約⑥	150,000 円
個別 CDS 契約⑦	80,000 円
個別 CDS 契約⑧	150,000 円
個別 CDS 契約⑨	200,000 円

- b. 各プレミアム計算日に係る各個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本及びメザニンプレミアム計算想定元本はそれぞれ次の算式によって算出されるものとし、当該算式により算出された値に 1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。但し、各プレミアム計算日に係る各個別 CDS 契約に関するメザニンプレミアム計算想定元本は、

当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本を上回らないものとし、次の算式によって算出された各プレミアム計算日に係る各個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本が当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本を上回る場合は、当該プレミアム計算日に係る各個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本は、当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本と等しくなるものとし、また、初回のプレミアム計算日に関しては、各個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本は当該個別 CDS 契約に関するシニア上限金額とし、当該個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本は当該個別 CDS 契約に関するメザン上限金額とします。さらに、特定の個別 CDS 契約が終了した場合、当該個別 CDS 契約が終了した日以降、当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本は、当該個別 CDS 契約に関する当該終了の日における累積ポートフォリオデフォルト金額と等しくなるものとし、

各個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本 = a - b

但し

a = 直前のプレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本

b = 当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本減少額(下記 c. に基づきプレミアム計算想定元本減少額として計算される額をいいます。

以下同じ。)

各個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本 = a - b × c ÷ d

但し

a = 直前のプレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本

b = 当該プレミアム計算日に係る当該個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本減少額

c = 当該個別 CDS 契約に関するメザン上限金額から当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額を控除した金額

d = 当該個別 CDS 契約に関するシニア上限金額から当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額を控除した金額

但し、特定のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日において特定の個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額が当該個別 CDS 契約に関するシニア劣後上限金額を超過した場合には(当該プレミアム計算想定元本確定日を以下「個別 CDS プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日」といいます。)、当該個別 CDS プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日(この日を含みます。)以降の各プレミアム計算想定元本確定日における当該 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本は、当該個別 CDS プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日の直前のプレミアム計算日に係る当該 CDS 契約に関するメザンプレミアム計算想定元本又は当該プレミアム計算日に係る当該 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本のうち小さい方の金額とします。

c. 各プレミアム計算日に係る各個別 CDS 契約に関するプレミアム計算想定元本減少額は、次

の算式により算出される金額とします。

a + b

但し

a = 当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 1 プレミアム計算小期間の末日(第 2 回のプレミアム計算日に関しては開始日)(この日を含みません。但し、第 2 回のプレミアム計算日に関しては開始日を含みます。)から当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間に属する第 1 プレミアム計算小期間の末日(この日を含みます。)までの期間において発生した以下の金額の総額

- ① 下記(d)(i)(下記(d)(i)b.第 2 文及び d.を除きます。)に従って減額された当該個別 CDS 契約に関する各参照債務の参照金額
- ② 当該プレミアム計算日までに下記(d)(ii)b.に基づき参照金額が零に減額された当該個別 CDS 契約に関する参照債務について、下記(d)(ii)b.の規定に基づく参照金額の減額が行われなかったと仮定した場合に、当該期間に下記(d)(i)a.に従って減額される参照金額

b = 当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(第 2 回のプレミアム計算日に関しては開始日)(この日を含みません。但し、第 2 回のプレミアム計算日に関しては開始日を含みます。)から当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間において発生した以下の金額の総額

- ① 下記(d)(i)b.第 2 文又は d.に従って減額された当該個別 CDS 契約に関する各参照債務の参照金額(但し、当該参照債務に係る参照金額のうち、当該プレミアム計算日の直前の予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額に対応する金額(もしあれば)は除くものとします。この場合、かかる当該参照債務に係る予定支払額に対応する金額については、当該プレミアム計算日の直後のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本減少額を本 c.に基づき算出するに際して、本 b①に該当するものとみなし本 b①の金額に加算するものとします。)
- ② 下記(d)(ii)c.に従って減額された当該個別 CDS 契約に関する各参照債務の参照金額

d. 公庫は、各プレミアム支払日において、当該プレミアム支払日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間(初回のプレミアム支払日に関しては、初回のプレミアム計算期間)に係るプレミアムを、発行会社に対して支払うものとします。

e. 発行会社は、下記 3.(i)(1)(a)の規定に従って本件預金口座を移転する場合において、移転前の本件預金口座と移転後の本件預金口座に係る利率が異なることになる場合(かかる移転を原因として、移転前の本件預金口座に係る利率が減少される場合を含みます。)、かかる移転をする日(以下「移転日」といいます。)の 5 営業日前の日までに公庫が受領できるように、公庫に対して、本件預金口座を移転する旨、移転日及び移転後の本件預金口座に係る利率その他の条件を通知するものとします(当該通知には、本件預金口座を移転

する旨、移転日及び移転後の本件預金口座に係る利率その他の条件を疎明する資料を添付するものとします。)。公庫は、かかる通知を受領した場合であって、当該通知に係る移転日が、当該移転日が属するプレミアム調整期間に係るプレミアム計算日(この日を含みません。)以降の日である場合には、次の算式①によって算出される金額(なお、かかる金額に1未満の端数が生じる場合はこれを切り上げるものとし、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)を、当該通知に係る移転日が、当該移転日が属するプレミアム調整期間の直後のプレミアム調整期間に係るプレミアム計算日(この日を含みません。)以降の日である場合には、さらに次の算式②によって算出される金額(なお、かかる金額に1未満の端数が生じる場合はこれを切り上げるものとし、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)を加算した額を、当該移転日において、発行会社に対し、プレミアムとして支払うものとします。

算式①

$$a \times (b - c - d)$$

但し

$$a = 0.79685$$

b = 本件預金口座に係る利率が当該移転日が属するプレミアム調整期間に係るプレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①であると仮定した場合に、当該移転日が属するプレミアム調整期間において、本件預金口座に関して生じる利息の総額

c = 当該移転日が属するプレミアム調整期間において、本件預金口座に関して生じる利息の総額

d = 当該移転日が属するプレミアム調整期間における本件預金口座の利息に関連して、本 e. に基づき既に公庫から発行会社に対して支払われた金額を 0.79685 で除した金額(1未満の端数が生じる場合はこれを切り下げるものとします。)

算式②

$$a \times (b - c - d)$$

但し

$$a = 0.79685$$

b = 本件預金口座に係る利率が当該移転日が属するプレミアム調整期間の直後のプレミアム調整期間に係るプレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①であると仮定した場合に、当該移転日が属するプレミアム調整期間の直後のプレミアム調整期間において、本件預金口座に関して生じる利息の総額

c = 当該移転日が属するプレミアム調整期間の直後のプレミアム調整期間において、本件預金口座に関して生じる利息の総額

d = 当該移転日が属するプレミアム調整期間の直後のプレミアム調整期間における本件預金口座の利息に関連して、本 e. に基づき既に公庫から発行会社に対して支払われた金額を 0.79685 で除した金額(1未満の端数が生じる場合はこれを切り下げるものとします。)

f. 発行会社は、下記 3. (イ) (1) (a) (ii) ②に従って本件預金口座の払戻しに関して保証を取得

する場合、かかる保証を取得する日(以下「保証取得日」といいます。)の5営業日前の日までに公庫が受領できるように、公庫に対して、本件預金口座の払戻しに関して保証を取得する旨、保証取得日及び当該保証に係る保証料その他の条件を通知するものとします(当該通知には、本件預金口座の払戻しに関して保証を取得する旨、保証取得日及び当該保証に係る保証料その他の条件を疎明する資料を添付するものとします。)。公庫は、かかる通知を受領した場合であって、かつ、公庫の同意を得て発行会社が当該通知に係る保証を取得した場合には、当該保証に係る保証契約その他の契約に基づき保証料その他の費用を発行会社が当該保証の保証人その他の者に対して支払う各日において、発行会社が当該保証人その他の者に対して当該日に支払う当該保証料その他の費用に相当する額を、発行会社に対して、プレミアムとして支払うものとします。

- g. 法令変更、法令の解釈の変更又はその他の理由により、第2CDS契約に基づく公庫の発行会社に対するプレミアムの支払について、日本国の源泉徴収税(国税、地方税その他税金の項目を問わないものとします。)が課されることとなった場合、公庫は、かかる事由が発生した日以降に公庫が支払うプレミアムについて、かかる源泉徴収税が課せられなければ発行会社が受領しえた金額を発行会社が受領できるように増額して発行会社に対して支払うものとします。

(ii) 第2CDS契約終了時におけるプレミアムの支払

- a. 下記(e)(ii)a.の解除事由が発生したことによって第2CDS契約が解除され、同契約が終了した場合であっても、公庫は、解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアム支払日において公庫から発行会社に対して支払われるべきプレミアムの支払義務を免れないものとし、かつ、発行会社は公庫から受領した一切のプレミアムについて返還することを要しないものとします。
- b. 特定の個別CDS契約が下記(h)(e)(ii)a.に基づき終了した場合において、公庫が発行会社に対し当該個別CDS契約が終了した日が属するプレミアム計算期間に係るプレミアムを全額支払っている場合、当該プレミアム計算期間に係るプレミアムのうち、当該個別CDS契約に関する当該プレミアム計算期間に係る優先プレミアム、メザンプレミアム、シニア劣後プレミアム及び固定プレミアムの合計額から、次の算式によって算出される金額(1円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとします。)を控除した額(零を下限とします。)を、発行会社は公庫に対して返還するものとします。

$$a \times b \div c$$

但し

a = 当該プレミアム計算期間に係る当該個別CDS契約に係る優先プレミアム、メザンプレミアム、シニア劣後プレミアム及び固定プレミアムの合計額

b = 当該プレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から当該個別CDS契約が終了した日の6営業日後の日(この日を含みます。)までの期間の実日数

c = 当該プレミアム計算期間の実日数

(b) 発行会社による支払

(i) クレジットイベントの発生の確定

a. 各参照債務に関して次に掲げる①ないし③に記載する事由のいずれかが発生した場合、当該参照債務に関してクレジットイベントが発生したものとします。

① 当該参照債務に係る支払義務の不履行が発生した場合(リスラクチャリング後に当該参照債務に係る支払義務の不履行が発生した場合を含みますが、当該参照債務についてリスラクチャリング以外の条件変更が行われていた場合を除きます。)。但し、当該参照債務に関して、総額で五万円以上の支払の不履行(なお、当該参照債務に関してリスラクチャリングが行われた後に、総額で五万円以上の支払の不履行が生じた場合、かかる支払の不履行の有無及び金額は、リスラクチャリング後の当該参照債務に係る契約条件に従って判断されるものとします。)(但し、当該参照債務に関して期限の利益が喪失した後に支払の不履行が生じた場合及び下記③に定める事由が生じた後に支払の不履行が生じた場合を除きます。)が生じ、当該参照債務に係る3ヵ月延滞確定日が到来した場合に限るものとします。

② 当該参照債務に関して、期限の利益が喪失(但し、下記③に定める場合又は下記③に定める事由が生じた後に期限の利益を喪失した場合を除きます。)し、かつ、当該参照債務に係る期限の利益喪失参照債務3ヵ月延滞確定日、最終予定支払額支払期日、解除事由発生日又は当該参照債務に係る個別CDS契約に関する個別CDS解除事由発生日のうちいずれか早く到来した日(この日を含みます。)までに当該参照債務の全額の支払がなされなかった場合。但し、①解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の13営業日前の日(但し、下記(e)(ii)a.に基づき第2CDS契約が解除された場合には解除事由発生日とします。)又は②最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間の末日の13営業日前の日(但し、当該参照債務に係る個別CDS契約の規定(下記(h)(e)(ii)a.)に基づき当該個別CDS契約が解除された場合には、当該個別CDS契約に関する個別CDS解除事由発生日とし、それ以外の事由により当該個別CDS契約が解除された場合には当該参照債務に係る個別CDS契約に関する個別CDS解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の13営業日前の日とします。)のうちいずれか早い日までに(この日を含みます。)計算代理人が大要第2CDS契約添付の様式による期限の利益喪失通知を受領した場合に限るものとします。

③ 当該参照債務に係る参照組織に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令もしくは支払不能又は当該参照組織に係る参照債務の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由(当該参照組織が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合及び解散(合併に伴う解散を除きます。))の決議を行った場合を含みます。)が発生した場合。

b. 特定の参照債務に関し、開始日以降、解除事由発生日、最終予定支払額支払期日、当該参照債務に係る個別CDS契約に関する個別CDS早期終了事由発生日又は当該個別CDS契約に

関する個別 CDS 解除事由発生日(但し、当該個別 CDS 契約の規定(下記(h) (e) (ii)a.)に基づき当該個別 CDS 契約が解除された場合には、当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日の直前のプレミアム計算期間の末日とします。)のうちいずれか早く到来した日(この日を含みます。)までの間においてクレジットイベントが発生した場合、公庫は計算代理人に対して、(A)解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(但し、下記(e) (ii)a.に基づき第 2CDS 契約が解除された場合には解除事由発生日とします。)、又は(B)最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(但し、①当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 早期終了事由発生日が発生した場合には、当該個別 CDS 早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日(但し、当該個別 CDS 早期終了事由発生日が、特定のプレミアム計算期間に属するプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの間に到来した場合には、当該プレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日)の 13 営業日前の日とし、また②当該個別 CDS 契約が解除された場合には、当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(但し、当該個別 CDS 契約の規定(下記(h) (e) (ii)a.)に基づき当該個別 CDS 契約が解除された場合には、当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日とします。)とします。)のうちいずれか早い日までに(この日を含みます。)計算代理人が受領するよう大要第 2CDS 契約添付の内容及び様式によるクレジットイベント通知を交付することによって、かかるクレジットイベントの発生を確定させることができますものとします。

c. 上記 b.に記載するクレジットイベント通知(下記(f) (v)に従ってクレジットイベント通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従ったクレジットイベント通知。以下、本 c.において同じ。)は、次に掲げる①ないし③の条件を全て満たさない限り、有効とならないものとします。

① 大要第 2CDS 契約添付の内容及び様式による通知書(下記(f) (v)に従ってクレジットイベント通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従ったクレジットイベント通知)に、当該通知書に係るクレジットイベントが以下の(A)ないし(C)のいずれに該当するかに応じて、それぞれ当該参照債務に関する以下に定める書類が添付されていること。

(A) 上記 a. ①に該当する場合

- (i) 当該参照債務に係る返済予定表及び(当該参照債務についてリストラクチャリングが行われている場合に限り)条件変更後返済予定表の各写し
- (ii) 当該参照債務の当該クレジットイベントに係る延滞起算日現在の残高を記載した残高証明書
- (iii) 当該参照債務のクレジットイベント発生日現在の残高を記載した残高証明書
- (iv) 当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書
- (v) 当該参照債務に係る参照組織に関する取引先要項の写し

- (vi) 当該参照債務に係る参照組織に関する直近 2 期分決算資料(但し、公庫(下記(f)(v)に従ってクレジットイベント通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る参加金融機関)が受領している場合に限ります。)の写し
- (vii) (当該参照債務についてリストラクチャリングが行われている場合限り)条件変更稟議の写し
- (viii) (当該参照債務についてリストラクチャリングが行われている場合限り)変更後の契約条件を記載した契約書の写し
- (B) 上記 a. ②に該当する場合
 - (i) 当該参照債務に係る参照組織に関する債務者宛期失通知書面の写し
 - (ii) 当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書
- (C) 上記 a. ③に該当する場合
 - (i) 当該参照債務に係る参照組織に関する倒産事由発生認定資料の写し
 - (ii) 当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書
- ② (A)当該参照債務が第 2CDS 契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、(B)当該参照債務に係る参照組織が第 2CDS 契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、又は第 2CDS 契約に基づき参照組織として決定されたこと、(C)当該クレジットイベント通知に記載された「参照金額基準日における当該参照債務に係る未払額(元本)」と当該クレジットイベント通知に添付された当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書に記載された残高金額の記載が一致することその他の当該クレジットイベントが発生したことを認定するために公庫、発行会社及び独立認定人間で別途合意する手続きに基づき、同当事者間で別途合意する条件が満たされたことについて独立認定人が認定し、当該クレジットイベント通知に独立認定人による認定がなされたことを証する独立認定人の押印がなされていること。
- ③ 計算代理人が上記 b. に定める期限までに当該クレジットイベント通知を受領していること。
- d. クレジットイベント通知の対象であるクレジットイベントが、当該クレジットイベント通知の交付がなされる日において継続していない場合であっても、当該クレジットイベント通知の有効性には影響を与えないものとします。
- e. 各クレジットイベントの発生は、上記 b. 及び c. の規定に基づき当該クレジットイベントに係る有効なクレジットイベント通知を計算代理人が受領した日において確定し、この日を当該クレジットイベントに係る事由発生決定日とするものとします。
- f. 上記 a. ないし e. の規定にかかわらず、特定の参照組織に関して、当該参照組織に係る個別 CDS 契約の規定(下記(h)(b)(i)f.)に基づき、当該個別 CDS 契約に従ってクレジットイベントの発生の確定はなされず、損害補填金額の支払は行われぬものとされた場合には、当該参照組織に関して、第 2CDS 契約においてもクレジットイベントの発生の確定はなされず、損害補填金額の支払は行われぬものとします。

(iii) 損害補填金額の支払

- a. 上記(i)に従って特定の参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、計算代理人は当該参照債務に係る損害補填金額を計算し、かかる損害補填金額を当該参照債務に係る損害補填決済日の 8 営業日前の日までに大要第 2CDS 契約添付の内容及び様式によって公庫及び発行会社に対して通知するものとします。計算代理人は、公庫に対して、かかる損害補填金額に係る通知とともに、当該クレジットイベントに係るクレジットイベント通知(下記(f)(v)に従ってクレジットイベント通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従ったクレジットイベント通知(上記(i)c.②の要件を満たしているものであることを要します。))の写しを交付するものとします。各参照債務に係る損害補填金額は、当該参照債務に係る事由発生決定日において次に掲げる①又は②に規定する金額のうち小さい方の金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)をいいます。また、各参照債務に係るデフォルト金額は、当該参照債務の当該クレジットイベントが確定した時点における参照金額(なお、かかる参照金額は、下記(d)(ii)c.に基づく減額がなされた後であって、かつ、下記(d)(ii)a.に基づく減額がなされる前の参照金額とします。)をいうものとし、計算代理人は、かかる金額を当該参照債務に係る損害補填金額とともに公庫及び発行会社に対して通知するものとします。
- ① 当該参照債務に係るデフォルト金額
 - ② 当該クレジットイベントに係る事由発生決定日における当該参照債務に係る個別 CDS 契約に関する累積ポートフォリオデフォルト金額(当該参照債務に係るデフォルト金額を含みます。)が当該個別 CDS 契約に関する免責金額を超過する金額
- b. 上記(i)の規定に従って特定の参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、発行会社は公庫に対して当該参照債務に係る損害補填決済日において、当該参照債務につき決定された損害補填金額を支払うものとします。
- c. クレジットイベントが発生した各参照債務に係る損害補填決済日は、①当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間の末日の 1 営業日前の日(②当該クレジットイベントの発生が確定した日が当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間中のプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みません。)以降の日である場合には、当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の 1 営業日前の日)とします。但し、③最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間については、当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間の末日の 1 営業日前の日を当該参照債務に係る損害補填決済日とし、④下記(e)(ii)a.に基づき第 2CDS 契約が解除される場合において、特定の参照債務に関して解除事由発生日以前にクレジットイベントの発生が確定した日が到来しており、かつ当該参照債務に係る損害補填決済日が到来していない場合は、解除事由発生日の 8 営業日後の日を当該参照債務に係る損害補填決済日とします。また、⑤各個別 CDS 契約の規定(下記(h)(2)(e)(ii)a.)に基づき当該個別 CDS 契約が解除される場合において、当該個別 CDS 契約に関する特定の参照債務に関して当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日以前にクレジットイベントの発生が確定し

た日が到来しており、かつ当該参照債務に係る損害補填決済日が到来していない場合は、当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 解除事由発生日の 8 営業日後の日を当該参照債務に係る損害補填決済日とします。⑥最終のプレミアム計算期間が最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間である場合で、かつ当該クレジットイベントの発生が確定した日が当該最終のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)以降の日である場合は、平成 31 年 4 月 30 日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)の 1 営業日前の日を当該参照債務に係る損害補填決済日とします。

(iv) 第 2CDS 契約終了時における損害補填金額の支払

下記(e)(ii)a.の解除事由に基づき第 2CDS 契約が解除される場合において、発行会社の公庫に対する損害補填金額の具体的な支払債務が発生し、かつ公庫の発行会社に対する既発生のプレミアムの支払債務のうち未払いのものが存在する場合には、これらの債務を対当額において相殺するものとします。

(c) 参照組織の内容

各プレミアム支払日におけるプレミアムの金額に影響を与え、また発行会社による損害補填金額の支払の要否に関連する参照組織及び参照債務の内容は、以下の通りです(参照組織名は開示されません。)

総参照金額及び予定支払額総額

予定支払額支払期日	支払前総参照金額	予定支払額総額	支払後総参照金額
平成 28 年 4 月 20 日	12,167,000,000	337,646,000	11,829,354,000
平成 28 年 5 月 20 日	11,829,354,000	337,646,000	11,491,708,000
平成 28 年 6 月 20 日	11,491,708,000	337,646,000	11,154,062,000
平成 28 年 7 月 20 日	11,154,062,000	337,646,000	10,816,416,000
平成 28 年 8 月 22 日	10,816,416,000	337,646,000	10,478,770,000
平成 28 年 9 月 20 日	10,478,770,000	337,646,000	10,141,124,000
平成 28 年 10 月 20 日	10,141,124,000	337,646,000	9,803,478,000
平成 28 年 11 月 21 日	9,803,478,000	337,646,000	9,465,832,000
平成 28 年 12 月 20 日	9,465,832,000	337,646,000	9,128,186,000
平成 29 年 1 月 20 日	9,128,186,000	337,646,000	8,790,540,000
平成 29 年 2 月 20 日	8,790,540,000	337,646,000	8,452,894,000
平成 29 年 3 月 21 日	8,452,894,000	337,646,000	8,115,248,000
平成 29 年 4 月 20 日	8,115,248,000	337,646,000	7,777,602,000
平成 29 年 5 月 22 日	7,777,602,000	337,646,000	7,439,956,000
平成 29 年 6 月 20 日	7,439,956,000	337,646,000	7,102,310,000
平成 29 年 7 月 20 日	7,102,310,000	337,646,000	6,764,664,000
平成 29 年 8 月 21 日	6,764,664,000	337,646,000	6,427,018,000
平成 29 年 9 月 20 日	6,427,018,000	337,646,000	6,089,372,000
平成 29 年 10 月 20 日	6,089,372,000	337,646,000	5,751,726,000
平成 29 年 11 月 20 日	5,751,726,000	337,646,000	5,414,080,000
平成 29 年 12 月 20 日	5,414,080,000	337,646,000	5,076,434,000
平成 30 年 1 月 22 日	5,076,434,000	337,646,000	4,738,788,000
平成 30 年 2 月 20 日	4,738,788,000	337,646,000	4,401,142,000
平成 30 年 3 月 20 日	4,401,142,000	337,646,000	4,063,496,000
平成 30 年 4 月 20 日	4,063,496,000	337,646,000	3,725,850,000
平成 30 年 5 月 21 日	3,725,850,000	337,646,000	3,388,204,000

平成 30 年 6 月 20 日	3,388,204,000	337,646,000	3,050,558,000
平成 30 年 7 月 20 日	3,050,558,000	337,646,000	2,712,912,000
平成 30 年 8 月 20 日	2,712,912,000	337,646,000	2,375,266,000
平成 30 年 9 月 20 日	2,375,266,000	337,646,000	2,037,620,000
平成 30 年 10 月 22 日	2,037,620,000	337,646,000	1,699,974,000
平成 30 年 11 月 20 日	1,699,974,000	337,646,000	1,362,328,000
平成 30 年 12 月 20 日	1,362,328,000	337,646,000	1,024,682,000
平成 31 年 1 月 21 日	1,024,682,000	337,646,000	687,036,000
平成 31 年 2 月 20 日	687,036,000	337,646,000	349,390,000
平成 31 年 3 月 20 日	349,390,000	349,390,000	0

バイヤー別参照債務件数・金額、及び免責金額

バイヤー	件数	金額	免責金額
株式会社清水銀行	87	1,978,000,000円	56,000,000円
株式会社東日本銀行	41	1,015,000,000円	24,000,000円
西武信用金庫	114	4,243,000,000円	84,000,000円
諏訪信用金庫	26	460,000,000円	24,000,000円
富山信用金庫	47	766,000,000円	35,000,000円
金沢信用金庫	38	948,000,000円	37,000,000円
大阪信用金庫	40	493,000,000円	17,000,000円
米子信用金庫	57	951,000,000円	21,000,000円
長野県信用組合	75	1,313,000,000円	30,000,000円

業種分布

	金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
鉱業	20,000,000	0.16%	1	0.19%
建設業	2,481,000,000	20.39%	124	23.62%
製造業	2,643,000,000	21.72%	120	22.86%
電気・ガス・熱供給・水道業	30,000,000	0.25%	2	0.38%
情報通信業	572,000,000	4.70%	17	3.24%
運輸業・郵便業	643,000,000	5.28%	33	6.29%
卸売・小売業	2,573,000,000	21.15%	102	19.43%
金融・保険業	10,000,000	0.08%	1	0.19%
不動産業・物品賃貸業	1,103,000,000	9.07%	34	6.48%
学術研究・専門・技術サービス業	349,000,000	2.87%	14	2.67%
宿泊業・飲食サービス業	575,000,000	4.73%	21	4.00%
生活関連サービス業・娯楽業	410,000,000	3.37%	15	2.86%
教育・学習支援業	80,000,000	0.66%	4	0.76%
サービス業（他に分類されないもの）	678,000,000	5.57%	37	7.05%
合計	12,167,000,000	100.00%	525	100.00%

地域分散

	金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
茨城県	30,000,000	0.25%	1	0.19%
千葉県	20,000,000	0.16%	1	0.19%
東京都	4,866,000,000	39.99%	143	27.24%
神奈川県	280,000,000	2.30%	10	1.90%
富山県	816,000,000	6.71%	48	9.14%
石川県	948,000,000	7.79%	38	7.24%
長野県	1,773,000,000	14.57%	101	19.24%
静岡県	1,930,000,000	15.86%	84	16.00%
愛知県	10,000,000	0.08%	1	0.19%
大阪府	483,000,000	3.97%	39	7.43%
兵庫県	10,000,000	0.08%	1	0.19%
鳥取県	758,000,000	6.23%	43	8.19%
島根県	193,000,000	1.59%	14	2.67%
広島県	50,000,000	0.41%	1	0.19%
合計	12,167,000,000	100.00%	525	100.00%

貸付額分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	1千万円以下	1,820,000,000	14.96%	182	34.67%
1千万円超	2千万円以下	2,709,000,000	22.27%	145	27.62%
2千万円超	3千万円以下	3,045,000,000	25.03%	103	19.62%
3千万円超	4千万円以下	500,000,000	4.11%	13	2.48%
4千万円超	5千万円以下	4,093,000,000	33.64%	82	15.62%
5千万円超	6千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
6千万円超	7千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
7千万円超	8千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
8千万円超	9千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
9千万円超	10千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	23.2百万円				

参照債務金額分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	1千万円以下	1,820,000,000	14.96%	182	34.67%
1千万円超	2千万円以下	2,709,000,000	22.27%	145	27.62%
2千万円超	3千万円以下	3,045,000,000	25.03%	103	19.62%
3千万円超	4千万円以下	500,000,000	4.11%	13	2.48%
4千万円超	5千万円以下	4,093,000,000	33.64%	82	15.62%
5千万円超	6千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
6千万円超	7千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
7千万円超	8千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
8千万円超	9千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
9千万円超	10千万円以下	0	0.00%	0	0.00%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	23.2百万円				

貸付金月商倍率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.1倍以下	665,000,000	5.47%	24	4.57%
0.1倍超	0.2倍以下	1,213,000,000	9.97%	42	8.00%
0.2倍超	0.3倍以下	1,452,000,000	11.93%	61	11.62%
0.3倍超	0.4倍以下	978,000,000	8.04%	46	8.76%
0.4倍超	0.5倍以下	924,000,000	7.59%	46	8.76%
0.5倍超	0.6倍以下	1,135,000,000	9.33%	47	8.95%
0.6倍超	0.7倍以下	738,000,000	6.07%	34	6.48%
0.7倍超	0.8倍以下	637,000,000	5.24%	29	5.52%
0.8倍超	0.9倍以下	467,000,000	3.84%	22	4.19%
0.9倍超	1.0倍以下	405,000,000	3.33%	16	3.05%
1.0倍超	1.1倍以下	580,000,000	4.77%	22	4.19%
1.1倍超	1.2倍以下	270,000,000	2.22%	14	2.67%
1.2倍超	1.3倍以下	348,000,000	2.86%	20	3.81%
1.3倍超	1.4倍以下	375,000,000	3.08%	16	3.05%
1.4倍超	1.5倍以下	280,000,000	2.30%	11	2.10%
1.5倍超	1.6倍以下	297,000,000	2.44%	14	2.67%
1.6倍超	1.7倍以下	290,000,000	2.38%	11	2.10%
1.7倍超	1.8倍以下	250,000,000	2.05%	13	2.48%
1.8倍超	1.9倍以下	255,000,000	2.10%	13	2.48%
1.9倍超	2.0倍以下	608,000,000	5.00%	24	4.57%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	0.76 (倍)				
加重平均値	0.74 (倍)				

(注) 貸付金月商倍率 (倍) = 貸付金 ÷ 月商

売上高分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	1億円以下	463,000,000	3.81%	45	8.57%
1億円超	5億円以下	5,096,000,000	41.88%	274	52.19%
5億円超	10億円以下	2,645,000,000	21.74%	92	17.52%
10億円超	15億円以下	1,358,000,000	11.16%	43	8.19%
15億円超	20億円以下	680,000,000	5.59%	21	4.00%
20億円超	25億円以下	380,000,000	3.12%	10	1.90%
25億円超	30億円以下	200,000,000	1.64%	5	0.95%
30億円超	35億円以下	205,000,000	1.68%	5	0.95%
35億円超	40億円以下	170,000,000	1.40%	4	0.76%
40億円超	45億円以下	150,000,000	1.23%	5	0.95%
45億円超	50億円以下	180,000,000	1.48%	4	0.76%
50億円超	100億円以下	560,000,000	4.60%	15	2.86%
100億円超		80,000,000	0.66%	2	0.38%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	921.8百万円				
加重平均値	1321.4百万円				

従業員数分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	10人以下	3,044,000,000	25.02%	172	32.76%
10人超	30人以下	4,187,000,000	34.41%	191	36.38%
30人超	50人以下	1,765,000,000	14.51%	71	13.52%
50人超	100人以下	1,748,000,000	14.37%	55	10.48%
100人超	150人以下	480,000,000	3.95%	13	2.48%
150人超	200人以下	280,000,000	2.30%	7	1.33%
200人超	250人以下	50,000,000	0.41%	1	0.19%
250人超	300人以下	100,000,000	0.82%	2	0.38%
300人超		513,000,000	4.22%	13	2.48%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	38.9 (人)				
加重平均値	54.4 (人)				

業歴分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	10年以下	2,318,000,000	19.05%	84	16.00%
10年超	20年以下	2,381,000,000	19.57%	106	20.19%
20年超	30年以下	2,573,000,000	21.15%	117	22.29%
30年超	40年以下	1,807,000,000	14.85%	83	15.81%
40年超	50年以下	1,677,000,000	13.78%	78	14.86%
50年超	60年以下	598,000,000	4.91%	28	5.33%
60年超	70年以下	710,000,000	5.84%	25	4.76%
70年超		103,000,000	0.85%	4	0.76%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	28.9 (年)				
加重平均値	28.3 (年)				

与信歴分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	1年以下	1,612,000,000	13.25%	55	10.48%
1年超	2年以下	930,000,000	7.64%	35	6.67%
2年超	3年以下	1,013,000,000	8.33%	33	6.29%
3年超	4年以下	832,000,000	6.84%	29	5.52%
4年超	5年以下	753,000,000	6.19%	27	5.14%
5年超	6年以下	353,000,000	2.90%	15	2.86%
6年超	7年以下	436,000,000	3.58%	19	3.62%
7年超	8年以下	400,000,000	3.29%	14	2.67%
8年超	9年以下	396,000,000	3.25%	24	4.57%
9年超	10年以下	240,000,000	1.97%	12	2.29%
10年超	15年以下	1,135,000,000	9.33%	54	10.29%
15年超	20年以下	780,000,000	6.41%	37	7.05%
20年超	25年以下	767,000,000	6.30%	44	8.38%
25年超	30年以下	747,000,000	6.14%	40	7.62%
30年超		1,773,000,000	14.57%	87	16.57%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	14.7 (年)				
加重平均値	13.0 (年)				

純資産分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0千万以下	396,000,000	3.25%	34	6.48%
0千万円超	0.5千万以下	333,000,000	2.74%	21	4.00%
0.5千万円超	1千万以下	399,000,000	3.28%	24	4.57%
1千万円超	1.5千万以下	729,000,000	5.99%	35	6.67%
1.5千万円超	2千万以下	571,000,000	4.69%	32	6.10%
2千万円超	3千万以下	809,000,000	6.65%	47	8.95%
3千万円超	4千万以下	612,000,000	5.03%	35	6.67%
4千万円超	5千万以下	800,000,000	6.58%	32	6.10%
5千万円超	6千万以下	610,000,000	5.01%	28	5.33%
6千万円超	7千万以下	415,000,000	3.41%	18	3.43%
7千万円超	8千万以下	448,000,000	3.68%	20	3.81%
8千万円超	10千万以下	1,005,000,000	8.26%	37	7.05%
10千万円超	15千万以下	1,705,000,000	14.01%	63	12.00%
15千万円超	20千万以下	760,000,000	6.25%	24	4.57%
20千万円超	30千万以下	675,000,000	5.55%	26	4.95%
30千万円超	50千万以下	880,000,000	7.23%	24	4.57%
50千万円超		1,020,000,000	8.38%	25	4.76%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	128.3百万円				
加重平均値	177.1百万円				

自己資本比率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0%以下	396,000,000	3.25%	34	6.48%
0%超	4.0%以下	748,000,000	6.15%	29	5.52%
4.0%超	6.0%以下	550,000,000	4.52%	19	3.62%
6.0%超	8.0%以下	600,000,000	4.93%	27	5.14%
8.0%超	10.0%以下	607,000,000	4.99%	28	5.33%
10.0%超	12.0%以下	987,000,000	8.11%	36	6.86%
12.0%超	14.0%以下	585,000,000	4.81%	24	4.57%
14.0%超	16.0%以下	442,000,000	3.63%	19	3.62%
16.0%超	18.0%以下	968,000,000	7.96%	37	7.05%
18.0%超	20.0%以下	630,000,000	5.18%	25	4.76%
20.0%超	25.0%以下	1,615,000,000	13.27%	62	11.81%
25.0%超	30.0%以下	937,000,000	7.70%	40	7.62%
30.0%超	35.0%以下	1,064,000,000	8.74%	41	7.81%
35.0%超	40.0%以下	627,000,000	5.15%	31	5.90%
40.0%超	45.0%以下	365,000,000	3.00%	18	3.43%
45.0%超	50.0%以下	289,000,000	2.38%	14	2.67%
50.0%超		757,000,000	6.22%	41	7.81%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	21.1 (%)				
加重平均値	21.2 (%)				

(注) 自己資本比率 (%) = 自己資本 ÷ 総資産 × 100

有利子負債月商倍率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	1.0倍以下	1,118,000,000	9.19%	46	8.76%
1.0倍超	2.0倍以下	1,705,000,000	14.01%	77	14.67%
2.0倍超	3.0倍以下	1,683,000,000	13.83%	68	12.95%
3.0倍超	4.0倍以下	1,537,000,000	12.63%	68	12.95%
4.0倍超	5.0倍以下	1,174,000,000	9.65%	49	9.33%
5.0倍超	6.0倍以下	735,000,000	6.04%	38	7.24%
6.0倍超	7.0倍以下	695,000,000	5.71%	30	5.71%
7.0倍超	8.0倍以下	565,000,000	4.64%	23	4.38%
8.0倍超	9.0倍以下	517,000,000	4.25%	27	5.14%
9.0倍超	10.0倍以下	553,000,000	4.55%	21	4.00%
10.0倍超	11.0倍以下	222,000,000	1.82%	12	2.29%
11.0倍超	12.0倍以下	295,000,000	2.42%	12	2.29%
12.0倍超	13.0倍以下	170,000,000	1.40%	8	1.52%
13.0倍超	14.0倍以下	175,000,000	1.44%	7	1.33%
14.0倍超	15.0倍以下	190,000,000	1.56%	7	1.33%
15.0倍超	16.0倍以下	228,000,000	1.87%	10	1.90%
16.0倍超	17.0倍以下	80,000,000	0.66%	4	0.76%
17.0倍超	18.0倍以下	70,000,000	0.58%	3	0.57%
18.0倍超	19.0倍以下	30,000,000	0.25%	2	0.38%
19.0倍超	20.0倍以下	65,000,000	0.53%	2	0.38%
20.0倍超		360,000,000	2.96%	11	2.10%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%

単純平均値 5.7 (倍)

加重平均値 5.9 (倍)

(注) 有利子負債月商倍率 (倍) = 有利子負債 ÷ 月商

売上高経常利益率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.0%以下	406,000,000	3.34%	24	4.57%
0.0%超	0.3%以下	969,000,000	7.96%	40	7.62%
0.3%超	0.6%以下	712,000,000	5.85%	32	6.10%
0.6%超	0.9%以下	719,000,000	5.91%	30	5.71%
0.9%超	1.2%以下	688,000,000	5.65%	32	6.10%
1.2%超	1.5%以下	978,000,000	8.04%	39	7.43%
1.5%超	1.8%以下	678,000,000	5.57%	32	6.10%
1.8%超	2.1%以下	680,000,000	5.59%	26	4.95%
2.1%超	2.4%以下	408,000,000	3.35%	20	3.81%
2.4%超	2.7%以下	570,000,000	4.68%	21	4.00%
2.7%超	3.0%以下	391,000,000	3.21%	16	3.05%
3.0%超	4.0%以下	1,305,000,000	10.73%	49	9.33%
4.0%超	5.0%以下	851,000,000	6.99%	37	7.05%
5.0%超	6.0%以下	741,000,000	6.09%	36	6.86%
6.0%超	7.0%以下	460,000,000	3.78%	20	3.81%
7.0%超	10.0%以下	887,000,000	7.29%	39	7.43%
10.0%超		724,000,000	5.95%	32	6.10%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	3.5 (%)				
加重平均値	3.6 (%)				

(注) 売上高経常利益率 (%) = 経常利益 ÷ 売上高 × 100

売上高支払利息割引料率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.2%以下	1,819,000,000	14.95%	75	14.29%
0.2%超	0.4%以下	1,813,000,000	14.90%	79	15.05%
0.4%超	0.6%以下	1,952,000,000	16.04%	80	15.24%
0.6%超	0.8%以下	1,309,000,000	10.76%	62	11.81%
0.8%超	1.0%以下	1,078,000,000	8.86%	46	8.76%
1.0%超	1.2%以下	943,000,000	7.75%	42	8.00%
1.2%超	1.4%以下	728,000,000	5.98%	31	5.90%
1.4%超	1.6%以下	355,000,000	2.92%	15	2.86%
1.6%超	1.8%以下	538,000,000	4.42%	23	4.38%
1.8%超	2.0%以下	215,000,000	1.77%	12	2.29%
2.0%超	2.2%以下	317,000,000	2.61%	16	3.05%
2.2%超	2.5%以下	352,000,000	2.89%	14	2.67%
2.5%超	3.0%以下	243,000,000	2.00%	11	2.10%
3.0%超		505,000,000	4.15%	19	3.62%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	1.0 (%)				
加重平均値	1.0 (%)				

(注) 売上高支払利息割引料率 (%) = 支払利息・割引料 ÷ 売上高 × 100

インスタント・カバレッジレシオ分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	1.0倍以下	2,220,000,000	18.25%	113	21.52%
1.0倍超	2.0倍以下	1,555,000,000	12.78%	68	12.95%
2.0倍超	3.0倍以下	1,627,000,000	13.37%	61	11.62%
3.0倍超	4.0倍以下	1,106,000,000	9.09%	44	8.38%
4.0倍超	5.0倍以下	837,000,000	6.88%	36	6.86%
5.0倍超	6.0倍以下	690,000,000	5.67%	28	5.33%
6.0倍超	7.0倍以下	387,000,000	3.18%	17	3.24%
7.0倍超	8.0倍以下	455,000,000	3.74%	19	3.62%
8.0倍超	9.0倍以下	216,000,000	1.78%	14	2.67%
9.0倍超	10.0倍以下	140,000,000	1.15%	8	1.52%
10.0倍超	11.0倍以下	302,000,000	2.48%	16	3.05%
11.0倍超	12.0倍以下	260,000,000	2.14%	10	1.90%
12.0倍超	13.0倍以下	205,000,000	1.68%	9	1.71%
13.0倍超	14.0倍以下	170,000,000	1.40%	5	0.95%
14.0倍超	15.0倍以下	71,000,000	0.58%	4	0.76%
15.0倍超	20.0倍以下	563,000,000	4.63%	21	4.00%
20.0倍超	30.0倍以下	387,000,000	3.18%	16	3.05%
30.0倍超		976,000,000	8.02%	36	6.86%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	9.8 (%)				
加重平均値	11.2 (%)				

(注) インタレスト・カバレッジレシオ (倍) = (償却後営業利益 + 受取利息・配当金) ÷ 支払利息・割引料

CRDモデル3 累積1年デフォルト確率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.1%以下	2,811,000,000	23.10%	136	25.90%
0.1%超	0.2%以下	2,658,000,000	21.85%	119	22.67%
0.2%超	0.3%以下	2,448,000,000	20.12%	100	19.05%
0.3%超	0.4%以下	1,393,000,000	11.45%	52	9.90%
0.4%超	0.5%以下	778,000,000	6.39%	36	6.86%
0.5%超	0.6%以下	580,000,000	4.77%	21	4.00%
0.6%超	0.7%以下	326,000,000	2.68%	15	2.86%
0.7%超	0.8%以下	190,000,000	1.56%	9	1.71%
0.8%超	0.9%以下	518,000,000	4.26%	18	3.43%
0.9%超	1.0%以下	225,000,000	1.85%	8	1.52%
1.0%超	1.1%以下	110,000,000	0.90%	4	0.76%
1.1%超	1.2%以下	0	0.00%	0	0.00%
1.2%超	1.3%以下	70,000,000	0.58%	3	0.57%
1.3%超	1.4%以下	10,000,000	0.08%	1	0.19%
1.4%超	1.5%以下	10,000,000	0.08%	1	0.19%
1.5%超		40,000,000	0.33%	2	0.38%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	0.28 (%)				
加重平均値	0.30 (%)				

RDB中小企業クレジットモデル デフォルト確率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.1%以下	260,000,000	2.14%	18	3.43%
0.1%超	0.2%以下	1,143,000,000	9.39%	47	8.95%
0.2%超	0.3%以下	1,209,000,000	9.94%	51	9.71%
0.3%超	0.4%以下	1,279,000,000	10.51%	55	10.48%
0.4%超	0.5%以下	1,305,000,000	10.73%	54	10.29%
0.5%超	0.6%以下	1,171,000,000	9.62%	53	10.10%
0.6%超	0.7%以下	823,000,000	6.76%	35	6.67%
0.7%超	0.8%以下	816,000,000	6.71%	36	6.86%
0.8%超	0.9%以下	762,000,000	6.26%	33	6.29%
0.9%超	1.0%以下	517,000,000	4.25%	23	4.38%
1.0%超	1.1%以下	718,000,000	5.90%	29	5.52%
1.1%超	1.2%以下	429,000,000	3.53%	23	4.38%
1.2%超	1.3%以下	547,000,000	4.50%	21	4.00%
1.3%超	1.4%以下	280,000,000	2.30%	10	1.90%
1.4%超	1.5%以下	290,000,000	2.38%	9	1.71%
1.5%超	1.6%以下	120,000,000	0.99%	6	1.14%
1.6%超	1.7%以下	170,000,000	1.40%	7	1.33%
1.7%超	1.8%以下	48,000,000	0.39%	3	0.57%
1.8%超	1.9%以下	20,000,000	0.16%	2	0.38%
1.9%超	2.0%以下	10,000,000	0.08%	1	0.19%
2.0%超		250,000,000	2.05%	9	1.71%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	0.68 (%)				
加重平均値	0.69 (%)				

リスクカルク日本版v3.1 デフォルト確率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.1%以下	1,259,000,000	10.35%	61	11.62%
0.1%超	0.2%以下	2,226,000,000	18.30%	96	18.29%
0.2%超	0.3%以下	2,853,000,000	23.45%	108	20.57%
0.3%超	0.4%以下	1,814,000,000	14.91%	82	15.62%
0.4%超	0.5%以下	1,525,000,000	12.53%	61	11.62%
0.5%超	0.6%以下	576,000,000	4.73%	24	4.57%
0.6%超	0.7%以下	530,000,000	4.36%	23	4.38%
0.7%超	0.8%以下	463,000,000	3.81%	19	3.62%
0.8%超	0.9%以下	185,000,000	1.52%	10	1.90%
0.9%超	1.0%以下	133,000,000	1.09%	8	1.52%
1.0%超	1.1%以下	170,000,000	1.40%	10	1.90%
1.1%超	1.2%以下	60,000,000	0.49%	2	0.38%
1.2%超	1.3%以下	160,000,000	1.32%	6	1.14%
1.3%超	1.4%以下	60,000,000	0.49%	5	0.95%
1.4%超	1.5%以下	88,000,000	0.72%	4	0.76%
1.5%超	1.6%以下	20,000,000	0.16%	2	0.38%
1.6%超	1.7%以下	10,000,000	0.08%	1	0.19%
1.7%超	1.8%以下	10,000,000	0.08%	1	0.19%
1.8%超	1.9%以下	0	0.00%	0	0.00%
1.9%超	2.0%以下	0	0.00%	0	0.00%
2.0%超		25,000,000	0.21%	2	0.38%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	0.39 (%)				
加重平均値	0.37 (%)				

CRITS デフォルト確率分布

		金額 (円)	構成比 (%)	債権数	構成比 (%)
	0.1%以下	0	0.00%	0	0.00%
0.1%超	0.2%以下	0	0.00%	0	0.00%
0.2%超	0.3%以下	20,000,000	0.16%	2	0.38%
0.3%超	0.4%以下	838,000,000	6.89%	37	7.05%
0.4%超	0.5%以下	1,612,000,000	13.25%	67	12.76%
0.5%超	0.6%以下	1,673,000,000	13.75%	72	13.71%
0.6%超	0.7%以下	1,492,000,000	12.26%	61	11.62%
0.7%超	0.8%以下	1,693,000,000	13.91%	74	14.10%
0.8%超	0.9%以下	1,166,000,000	9.58%	48	9.14%
0.9%超	1.0%以下	959,000,000	7.88%	37	7.05%
1.0%超	1.1%以下	893,000,000	7.34%	41	7.81%
1.1%超	1.2%以下	498,000,000	4.09%	21	4.00%
1.2%超	1.3%以下	371,000,000	3.05%	19	3.62%
1.3%超	1.4%以下	182,000,000	1.50%	10	1.90%
1.4%超	1.5%以下	285,000,000	2.34%	11	2.10%
1.5%超	1.6%以下	75,000,000	0.62%	5	0.95%
1.6%超	1.7%以下	155,000,000	1.27%	9	1.71%
1.7%超	1.8%以下	70,000,000	0.58%	3	0.57%
1.8%超	1.9%以下	60,000,000	0.49%	2	0.38%
1.9%超	2.0%以下	40,000,000	0.33%	2	0.38%
2.0%超		85,000,000	0.70%	4	0.76%
合計		12,167,000,000	100.00%	525	100.00%
単純平均値	0.80 (%)				
加重平均値	0.79 (%)				

参加金融機関別 デフォルト確率

	CRD モデル 3		RDB 中小企業クレジットモデル		リスクカルク日本版 v3.1		CRITS	
	単純平均	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均	加重平均
株式会社清水銀行	0.35%	0.37%	0.74%	0.74%	0.46%	0.45%	0.92%	0.92%
株式会社東日本銀行	0.33%	0.33%	0.74%	0.75%	0.34%	0.33%	0.67%	0.66%
西武信用金庫	0.21%	0.22%	0.64%	0.66%	0.29%	0.29%	0.68%	0.67%
諏訪信用金庫	0.29%	0.34%	0.68%	0.66%	0.41%	0.37%	0.73%	0.76%
富山信用金庫	0.35%	0.38%	0.67%	0.65%	0.51%	0.47%	0.89%	0.89%
金沢信用金庫	0.35%	0.41%	0.87%	0.91%	0.44%	0.48%	0.93%	0.95%
大阪信用金庫	0.31%	0.33%	0.94%	0.97%	0.32%	0.33%	0.79%	0.79%
米子信用金庫	0.12%	0.15%	0.31%	0.30%	0.25%	0.25%	0.64%	0.67%
長野県信用組合	0.34%	0.36%	0.69%	0.69%	0.54%	0.54%	0.98%	1.00%

なお、公庫は、第2CDS 契約において、各個別 CDS 契約に基づき参加金融機関が公庫及び当該個別 CDS 契約に係る個別 CDS 計算代理人に対して参照組織及び参照債務に関して表明及び保証した事実が、かかる表明及び保証がなされた時点において真実であることを、発行会社に対して表明及び保証しています。

そして、各参加金融機関は、それぞれが当事者となる個別 CDS 契約において、当該個別 CDS 契約に係る参照組織及び参照債務に関し、当該個別 CDS 契約締結日及び開始日における次に掲げる事実

を公庫に対して表明及び保証しています。

- (i) 全ての参照組織は日本法に基づき適法に設立され有効に存在する法人であり、中小企業者(株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号、その後の改正を含みます。)第 2 条第 3 号に規定される意味によります。以下同じ。)に該当すること。
- (ii) 本件金銭消費貸借契約は日本法を準拠法とし、当該契約の締結及び履行は重要な事項において法令又は規制に違反していないこと。
- (iii) 参照債務並びに本件金銭消費貸借契約上の権利及び義務は、いずれも移転又は譲渡が禁止されず、かつ、当該移転又は譲渡について、債務者に対する事前の通知又は債務者の承諾を必要としないこと。
- (iv) 本件金銭消費貸借契約(関連契約を含みます。以下同じ。)は、当該本件金銭消費貸借契約の内容について重大な変更、追加又は削除を行う旨の合意がなされていないこと。
- (v) 参照債務は、当該個別 CDS 契約添付の募集要項に掲げる要件の全てを満たしており、かつ、当該参加金融機関の通常の与信基準に照らして適格的であること。
- (vi) 本件金銭消費貸借契約上の当該参加金融機関の権利及び参照債務は、当該参加金融機関のみに帰属し、当該参加金融機関のみが参照債務に関する一切の処分権限を有すること。
- (vii) 本件金銭消費貸借契約上の当該参加金融機関の権利及び参照債務は、担保又はその予約の対象になっていないこと。
- (viii) 本件金銭消費貸借契約上の当該参加金融機関の権利及び参照債務は、他の者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、当該参加金融機関が第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。
- (ix) 本件金銭消費貸借契約上の当該参加金融機関の権利及び参照債務は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。
- (x) 参照債務について、本件金銭消費貸借契約に規定する期限の利益喪失事由が生じていないこと。
- (xi) 本件金銭消費貸借契約は正当に権限ある者により締結され、参照債務は債務者に対して当該本件金銭消費貸借契約の条項に従って強制執行可能な債務者の適法、有効かつ拘束力のある義務を構成し、かつ、執行可能であること。債務者は、当該本件金銭消費貸借契約の成立もしくは有効性又は当該本件金銭消費貸借契約上負担する債務金額について争っておらず、また債務者は、債権に対する無効、取消し、解除、相殺その他一切の抗弁(当該本件金銭消費貸借契約に基づき債務者が有する相殺の抗弁を除きます。)を有するものではないこと。
- (xii) 本件金銭消費貸借契約に基づき、当該参加金融機関から債務者に対して、当該本件金銭消費貸借契約の実行日において貸付金が全額交付されており、当該参加金融機関は追加の資金交付の義務を負っていないこと。
- (xiii) 本件金銭消費貸借契約は、当該個別 CDS 契約添付の金銭消費貸借契約の様式と合致しており、本件金銭消費貸借契約の条項の変更、適用の免除又は適用の放棄は一切行われていないこと。
- (xiv) 参照債務の内容が真実であること。
- (xv) 当該参加金融機関は、参照債務の回収にあたり、当該個別 CDS 契約の規定(下記

(ハ) (2) (f) (i)ないし(iv))に掲げる事項を遵守していること。

(xvi) 参照組織は、参加金融機関に対して本(xvi)に基づく表明がなされる時点において負担している全ての債務(参照債務を除きます。)につき、期限の利益を喪失しておらず、かつ、当該債務の履行を遅滞していないこと。また、当該参照組織に関してリストラクチャリングがなされたこと(但し、リストラクチャリングがなされた後に、さらに当該債務に関してかかるリストラクチャリングがなされる前の条件に戻す旨の変更が行われている場合を除きます。)がないこと。

(xvii) 参照組織は、参加金融機関の知る限り、反社会的勢力でなく、かつ、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていないこと。

(d) 参照金額の計算

プレミアムの金額及び損害補填金額に影響を与える各参照債務の参照金額は、第 2CDS 契約に従って以下の通り減額されます。

(i) 予定支払額支払期日における参照金額の減額

- a. 各参照債務の参照金額は、各予定支払額支払期日(この日を含みます。)において、当該予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額が減額されるものとします。但し、各参照債務に係る参照金額が零を下回ることはないものとし、特定の参照債務に関して、特定の予定支払額支払期日における予定支払額の減額を行うことにより参照金額が零を下回る場合は、かかる当該参照債務の参照金額は零になるものとします。なお、特定の参照債務についてクレジットイベントが発生した場合であっても、下記 b. 又は下記 d. に定める場合を除き、各予定支払額支払期日において、本 a. に従って当該参照債務に係る参照金額の減額が行われるものとします(但し、特定の参照債務について、上記(b)(i)a. ①又は③に定めるクレジットイベントの発生が確定した場合において、(i)当該参照債務の当該クレジットイベントに係る事由発生決定日が、特定のプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日(当該事由発生決定日の属するプレミアム計算期間が初回のプレミアム計算期間である場合は、初回の予定支払額支払期日)(この日を含みます。)及びその後に来た各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされるものとし、(ii)当該事由発生決定日が、特定のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされるものとします。)
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、特定の参照債務に関して各予定支払額支払期日において支払われるべき元本、利息又は手数料の一部又は全ての支払がなされていない場合(特定の参照債務について元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予が行われたことによ

り、かかる減免又は猶予が行われる前に当該参照債務に関して当該予定支払額支払期日において支払われるべきであった元本、利息又は手数料の一部又は全てが支払われなかった場合を含みます。)であって、下記 f. の規定に基づき当該参照債務に関して期限の利益喪失通知が交付されておらず、かつ、当該参照債務に関して公庫が計算代理人に対して大要第 2CDS 契約添付の様式による延滞通知を交付した場合、(i) 当該延滞通知を計算代理人が受領した日が、特定のプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日(かかる計算代理人を受領した日の属するプレミアム計算期間が初回のプレミアム計算期間である場合は、初回の予定支払額支払期日)(この日を含みます。)及びその後に到来した各予定支払額支払期日のうち延滞開始期日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとし、(ii) 当該延滞通知を計算代理人を受領した日が、かかる受領した日の属するプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日及びその後に到来した各予定支払額支払期日のうち、延滞開始期日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとします。

この場合において、下記 f. の規定に基づき当該参照債務に関して期限の利益喪失通知が交付されていない場合であって、かつ、公庫が計算代理人に対して大要第 2CDS 契約に添付される様式による延滞解消通知を交付した場合は、当該延滞解消通知を計算代理人を受領した日において、本 b. に基づき当該参照債務の参照金額が減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとされていた予定支払額支払期日に係る予定支払額の合計額(但し、下記 d. に基づき減額された額を除きます。)について、当該参照債務の参照金額が減額されるものとします(なお、各参照債務に係る参照金額が零を下回ることはないものとし、特定の参照債務に関して、かかる減額を行うことにより参照金額が零を下回る場合は、かかる当該参照債務の参照金額は零になるものとします。)。計算代理人は、延滞解消通知を公庫より受領した場合、直ちに当該延滞解消通知(下記(f) (ii) に従って延滞解消通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従った延滞解消通知)の写しを発行会社に交付するものとします。

- c. 上記 b. に規定する延滞通知(下記(f) (i) に従って延滞通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従った延滞通知。以下、本 c. において同じ。)は、次に掲げる①及び②の条件を全て満たさない限り、有効にならないものとします。計算代理人は、当該延滞通知を受領した日の 3 営業日後の日までに、次に掲げる①及び②の条件を満たしているか確認を行うものとします。計算代理人による確認の結果、次に掲げる①及び②の条件を全て満たしている場合には、計算代理人は、当該延滞通知の写

しを計算代理人が当該延滞通知を受領した日の遅くとも 3 営業日後の日までに発行会社が受領できるように、発行会社に交付するものとします。

- ① 当該延滞通知に記載される「参照組織 ID」及び「参照債務 ID」と別添に規定する当該参照債務に係る参照組織 ID 及び参照債務 ID の記載が一致すること。
 - ② 当該延滞通知を計算代理人を受領するより前に、当該参照債務に関して有効な期限の利益喪失通知を計算代理人を受領していないこと。
- d. 特定の参照債務に関して上記 b. の規定に基づき延滞通知が交付された後、下記 f. の規定に基づき当該参照債務に関して期限の利益喪失通知が交付されていない場合であって、当該延滞通知に関し上記 b. に基づき延滞解消通知が交付されるより前において、公庫は、計算代理人に対して、当該参照債務に関して、大要第 2CDS 契約添付の様式による延滞一部解消通知(なお、当該延滞一部解消通知に延滞解消予定支払額支払期日として記載される日は、既に経過した予定支払額支払期日であって、かつ、当該参照債務の参照金額について、上記 a. 又は本 d. に基づき同日における予定支払額の減額がなされていない日のうち、最も早く到来した予定支払額支払期日又は当該予定支払額支払期日に連続する予定支払額支払期日であることを要するものとします。)を交付することができるものとします。本 d. に従って特定の参照債務に関して公庫が計算代理人に対して延滞一部解消通知を交付した場合は、当該延滞一部解消通知を計算代理人を受領した日において、当該参照債務の参照金額が、当該延滞一部解消通知(下記(f) (iii)に従って延滞一部解消通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従った延滞一部解消通知。以下、本 d. において同じ。)に延滞解消予定支払額支払期日として記載された各予定支払額支払期日(以下「延滞解消予定支払額支払期日」といいます。)における当該参照債務に係る予定支払額の合計額について減額されるものとします(なお、各参照債務に係る参照金額が零を下回ることはないものとし、特定の参照債務に関して、かかる減額を行うことにより参照金額が零を下回る場合は、かかる当該参照債務の参照金額は零になるものとします。)
- e. 上記 d. に規定する延滞一部解消通知(下記(f) (iii)に従って延滞一部解消通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従った延滞一部解消通知。以下、本 e. において同じ。)は、次に掲げる①ないし③の条件を全て満たさない限り、有効にならないものとします。計算代理人は、当該延滞一部解消通知を受領した日の 3 営業日後の日までに、かかる①ないし③の条件を満たしているか確認を行うものとします。計算代理人による確認の結果、かかる各号の条件を全て満たしている場合には、計算代理人は、当該延滞一部解消通知の写しを、計算代理人が当該延滞一部解消通知を受領した日の遅くとも 3 営業日後の日までに発行会社が受領できるように、発行会社に交付するものとします。
- ① 当該延滞一部解消通知に記載される「参照組織 ID」及び「参照債務 ID」と別添に規定する当該参照債務に係る参照組織 ID 及び参照債務 ID の記載が一致すること。
 - ② 当該延滞一部解消通知を計算代理人を受領するより前に、当該参照債務に関して有効な期限の利益喪失通知を計算代理人を受領していないこと。

- ③ 当該延滞一部解消通知を計算代理人が受領するより前に、当該参照債務に関して有効な延滞解消通知を計算代理人が受領していないこと。
- f. 上記 a. の規定にかかわらず、特定の参照債務に関して当該参照債務に係る期限の利益喪失日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払がなされていない場合であって、かつ、当該参照債務に関して公庫が計算代理人に対して上記(b)(i)a. ②の規定に従って大要第 2CDS 契約添付の様式による期限の利益喪失通知を交付した場合、(A)当該期限の利益喪失通知を計算代理人が受領した日が、特定のプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日(かかる計算代理人を受領した日の属するプレミアム計算期間が初回のプレミアム計算期間である場合は、初回の予定支払額支払期日)(この日を含みます。)及びその後に来た各予定支払額支払期日のうち期限の利益喪失日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとし、(ii)当該期限の利益喪失通知を計算代理人を受領した日が、かかる受領した日の属するプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みません。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日及びその後に来た各予定支払額支払期日のうち、期限の利益喪失日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとします。
- g. 上記 f. に規定する期限の利益喪失通知(下記(f)(iv)に従って期限の利益喪失通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従った期限の利益喪失通知。以下、本 g. において同じ。)は、次に掲げる①及び②の条件を全て満たさない限り、有効にならないものとします。計算代理人は、当該期限の利益喪失通知を受領した日の 3 営業日後の日までに、次に掲げる①及び②の条件を満たしているか確認を行うものとします。計算代理人による確認の結果、次に掲げる①及び②の条件を全て満たしている場合には、計算代理人は、当該期限の利益喪失通知の写しを、計算代理人が当該期限の利益喪失通知を受領した日の遅くとも 3 営業日後の日までに発行会社及び独立認定人が受領できるように、発行会社及び独立認定人に交付するものとします。
- ① 当該期限の利益喪失通知に記載される「参照組織 ID」及び「参照債務 ID」と第 2CDS 契約添付の参照組織及び参照債務一覧に規定する当該参照債務に係る参照組織 ID 及び参照債務 ID の記載が一致すること。
- ② 当該期限の利益喪失通知に記載される「本期限の利益喪失通知に係る期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日」が、当該期限の利益喪失通知に記載される「期限の利益喪失日」が実際の期限の利益喪失日であると仮定した場合における期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日と一致すること。

(ii) 予定支払額支払期日以外の日における参照金額の減額

- a. 第 2CDS 契約の規定により特定の参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、当該参照債務に係る事由発生決定日(この日を含みます。)以降、当該参照債務の参照金額は零となるものとします。
- b. 特定の参照債務に関してその返済期日以前に、当該参照債務に係る個別 CDS 契約の規定(下記(h)(2)(d)(ii)b.)に従って当該個別 CDS 契約に係る参加金融機関が当該個別 CDS 契約に係る個別 CDS 計算代理人に対して参照債務除外通知を交付した場合、かかる交付がなされた日(この日を含みます。)以降、当該参照債務の参照金額は零となるものとします。この場合において、当該個別 CDS 計算代理人と計算代理人が同一である場合は、計算代理人は、直ちに当該参照債務除外通知の写しを発行会社に交付するものとし、当該個別 CDS 計算代理人と計算代理人が同一でない場合は、公庫は、当該個別 CDS 契約に従って当該個別 CDS 計算代理人から当該参照債務除外通知の写しの交付を受けた後、直ちにその写しを発行会社及び計算代理人に交付するものとします。
- c. 上記(b)(i)a.①ないし③に記載するクレジットイベントの発生が確定した場合、当該クレジットイベントの発生が確定した時点において、①本(ii)に規定する減額が行われる前の当該クレジットイベントに係る参照債務の参照金額から②当該クレジットイベント通知(下記(f)(v)に従ってクレジットイベント通知が交付されたものとみなされる場合は、当該参照債務に係る個別 CDS 契約に従ったクレジットイベント通知)に記載される「参照金額基準日における当該参照債務に係る未払額(元本)」を控除した金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)について当該参照債務の参照金額が上記 a. に規定する参照金額の減額に先立って減額されるものとします。この場合、かかる参照金額の減額は、当該クレジットイベントに係る参照債務のデフォルト金額を算定する前に行われたものとみなすものとします。

(e) 終了事由

- (i) 第 2CDS 契約は、以下の a. 又は b. に定める日のうちいずれか早い日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)において終了するものとします。
 - a. 全ての個別 CDS 契約が終了する日
 - b. 解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日の直後のプレミアム計算期間の末日(但し、下記(ii)a. に記載する解除事由に基づき第 2CDS 契約が解除される場合には、解除事由発生日の 10 営業日後の日とします。)
- (ii) 発行会社は次に掲げる a. ないし g. に記載する事由が発生した場合、公庫に対し書面による通知を行うことによって、第 2CDS 契約を解除することができるものとします。
 - a. 公庫が、第 2CDS 契約に基づく発行会社へのプレミアム支払義務を怠り、かつ、公庫が発行会社の発送した支払の請求を受領した後、3 営業日以内に支払がなされなかった場合。
 - b. 公庫がその債務一般に関し支払を停止し、又は、公庫に関し、破産手続開始もしくは民事再生手続開始その他類似の法的手続に関する法律が適用され、当該法律に基づき、自らもしくは第三者がかかる法的手続を申し立て、もしくはかかる法的手続が開始された

場合(但し、第三者がかかる法的手続を申し立てた場合は、かかる法的手続が開始された場合、又はかかる法的手続の申立てを行った日から 15 日以内にかかる法的手続の申立てが却下されなかった場合に限り。)

- c. 公庫に関し解散(但し、合併による解散を除きます。)の決議が行われ、もしくは公庫の財産に関し清算の手続が申し立てられた場合。
 - d. 公庫の財産の全部又は重要な一部に対して仮差押、仮処分又は差押の命令が出された場合。
 - e. 公庫が自ら負担すべき公租公課を滞納し、公庫の財産の全部又は重要な一部に対して国税滞納処分を受けた場合。
 - f. 公庫が第 2CDS 契約第 13 条第 1 項第(12)号に基づく表明及び保証に違反し、又は第 2CDS 契約第 16 条第 1 項第(4)号に違反した場合。
 - g. 計算代理人が第 2CDS 契約第 15 条第 1 項第(8)号に基づく表明及び保証に違反し、又は第 2CDS 契約第 16 条第 1 項第(4)号に違反した場合において、第 2CDS 契約第 11 条第 2 項及び第 3 項に従い計算代理人の変更が必要とされるにもかかわらず、かかる違反の判明後 30 日間が経過するまでに新たな計算代理人が選任されなかった場合。
- (iii) 公庫は、次に掲げる a. ないし f. に記載する事由が発生した場合、発行会社に対し書面による通知を行うことによって第 2CDS 契約を解除することができるものとします。
- a. 発行会社とその債務一般に関し支払を停止し、又は、発行会社に関し、破産手続開始、もしくは民事再生手続開始その他類似の法的手続に関する法律が適用され、当該法律に基づき、自らもしくは第三者がかかる法的手続を申し立て、もしくはかかる法的手続が開始された場合。
 - b. 発行会社に関し解散の決定が行われ、もしくは発行会社の財産に関し清算の手続が申し立てられた場合。
 - c. 発行会社の財産に対して仮差押、仮処分又は差押の命令が出された場合。
 - d. 発行会社が自ら負担すべき公租公課を滞納し、国税滞納処分を受けた場合。
 - e. 発行会社が第 2CDS 契約第 14 条第 1 項第(11)号に基づく表明及び保証に違反し、又は第 2CDS 契約第 16 条第 1 項第(4)号に違反した場合。
 - f. 計算代理人が第 2CDS 契約第 15 条第 1 項第(8)号に基づく表明及び保証に違反し、又は第 2CDS 契約第 16 条第 1 項第(4)号に違反した場合において、第 2CDS 契約第 11 条第 2 項及び第 3 項に従い計算代理人の変更が必要とされるにもかかわらず、かかる違反の判明後 30 日間が経過するまでに新たな計算代理人が選任されなかった場合。
- (iv) 計算代理人は、次に掲げる a. 又は b. に記載する事由が発生した場合、発行会社及び公庫に対し書面による通知を行うことによって第 2CDS 契約を解除することができるものとします。
- a. 公庫が第 2CDS 契約第 13 条第 1 項第(12)号に基づく表明及び保証に違反し、又は第 2CDS 契約第 16 条第 1 項第(4)号に違反した場合
 - b. 発行会社が第 2CDS 契約第 14 条第 1 項第(11)号に基づく表明及び保証に違反し、又は第 2CDS 契約第 16 条第 1 項第(4)号に違反した場合
- (v) 第 2CDS 契約が終了した場合、かかる終了の日以前に弁済期日が到来している金額を除き、発

行会社及び公庫は支払債務を負わないものとします。

(f) 計算代理人に対するみなし通知

特定の参照組織又は参照債務について、当該参照組織又は参照債務に係る個別 CDS 契約に基づき、当該個別 CDS 契約に関する参加金融機関から当該個別 CDS 契約に関する個別 CDS 計算代理人に対して次に掲げる各号の通知が交付された場合であって、かつ、当該個別 CDS 計算代理人と計算代理人が同一である場合には、次の(i)ないし(v)に従って第 2CDS 契約に基づき公庫から計算代理人に対して通知が交付されたものとみなすものとします。

- (i) 特定の参照債務に関して下記(ハ)(2)(d)b.の規定に従って延滞通知(当該個別 CDS 契約において定義する意味による。)が交付された場合：当該参照債務に関して、上記(d)b.に基づきバイヤーから計算代理人に対する延滞通知の交付があったものとみなすものとします。
- (ii) 特定の参照債務に関して下記(ハ)(2)(d)b.の規定に従って延滞解消通知(当該個別 CDS 契約において定義する意味による。)が交付された場合：当該参照債務に関して、上記(d)b.に基づきバイヤーから計算代理人に対する延滞解消通知の交付があったものとみなすものとします。
- (iii) 特定の参照債務に関して下記(ハ)(2)(d)d.の規定に従って延滞一部解消通知(当該個別 CDS 契約において定義する意味によります。)が交付された場合：当該参照債務に関して、上記(d)d.に基づきバイヤーから計算代理人に対する延滞一部通知の交付があったものとみなすものとします。
- (iv) 特定の参照債務に関して下記(ハ)(2)(b)(i)a.②の規定に従って期限の利益喪失通知(当該個別 CDS 契約において定義する意味によります。)が交付された場合：当該参照債務に関して、上記(d)f.に基づきバイヤーから計算代理人に対する期限の利益喪失通知の交付があったものとみなすものとします。
- (v) 特定の参照債務に係る特定のクレジットイベントに関して下記(ハ)(2)(b)(i)b.の規定に従ってクレジットイベント通知(当該個別 CDS 契約において定義する意味による。)が交付された場合：当該参照債務に係る当該クレジットイベントに関して、上記(b)(i)b.に基づきバイヤーから計算代理人に対するクレジットイベント通知の交付があったものとみなすものとします。

(4) プレミアムの回収方法

プレミアムは、第 2CDS 契約に基づくプレミアムの各支払日において、公庫が利息支払口座に入金する方法によって回収されます。

(ハ) 個別 CDS 契約

個別 CDS 契約に基づく権利は、発行会社の管理資産等には含まれませんが、個別 CDS 契約の規定が、管理資産等に影響を及ぼすことがあることから、以下、個別 CDS 契約の内容を記載します。

(1) 用語の定義

本(ハ)において使用される以下の用語は、それぞれ下記の意味を有します。

「1 ヶ月 TIBOR」とは、各利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁(以下「Telerate17097 頁」という。)又はこれに替わるページに提示される 1 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における 1 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオファードレートを当該利率基準日に係る 1 ヶ月 TIBOR とします。

「2 ヶ月 TIBOR」とは、各利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁又はこれに替わるページに提示される 2 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における 2 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオファードレートを当該利率基準日に係る 2 ヶ月 TIBOR とします。

「3 ヶ月 TIBOR」とは、各利率基準日における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として Telerate17097 頁又はこれに替わるページに提示される 3 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が Telerate17097 頁に提示されていないか、又は Telerate17097 頁が利用不能になった場合には、社債管理者が提供する社債管理者の東京インターバンク市場における 3 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオファードレートを当該利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR とします。

「3 ヶ月延滞確定日」とは、特定の参照債務について、以下の日のうちのいずれか早い日をいいます。

- ① 当該参照債務に係る 3 ヶ月延滞判定基準を満たした判定基準日のうち最も早い日
- ② 最終予定支払額支払期日
- ③ 解除事由発生日

「延滞一部解消通知」とは、参加金融機関から計算代理人に延滞通知が交付された参照債務に関して、下記(2)(d).d.に基づき延滞解消予定支払額支払期日を通知するためにバイヤーから計算代理人に交付される大要個別 CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「延滞開始期日」とは、特定の参照債務について、当該参照債務の特定の予定支払額支払期日における支払に関して参加金融機関から計算代理人に延滞通知が交付された場合において、当該予定支払額支払期日をいいます。

「延滞解消通知」とは、参加金融機関から計算代理人に延滞通知が交付された参照債務に関して、延滞となっていた元本又は利息の全てが支払われた旨の参加金融機関から計算代理人に交付される大要個別 CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「延滞起算日」とは、特定の参照債務に係る下記(2)(b)(i)a.①に規定される特定のクレジットイベントについて、以下の日のうちのいずれか早い日をいいます。

- ① 当該参照債務に係る3ヵ月延滞判定基準を満たした判定基準日のうち最も早い日の3つ前の判定基準日
- ② 最終予定支払額支払期日
- ③ 解除事由発生日の直前(この日を含みます。)の予定支払額支払期日

「延滞通知」とは、特定の参照債務に関して特定の予定支払額支払期日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払が延滞している旨の参加金融機関から計算代理人に交付される大要個別 CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「解除事由発生日」とは、①下記(2)(e)(ii)に基づき公庫が参加金融機関に対して個別 CDS 契約を解除する旨の通知を行った日、②下記(2)(e)(iii)に基づき参加金融機関が公庫に対して個別 CDS 契約を解除する旨の通知を行った日、並びに下記(2)(e)(iv)に基づき個別 CDS 計算代理人が参加金融機関及び公庫に対して当該個別 CDS 契約を解除する旨の通知を行った日をいいます。

「期限の利益喪失参照債務3ヵ月延滞確定日」とは、特定の参照債務について、当該参照債務の支払に関して参加金融機関から計算代理人に期限の利益喪失通知が交付された場合において、当該参照債務に係る期限の利益喪失日の属する各プレミアム計算小期間に応じて以下に規定する期日(但し、対応する期日がない場合は、当該予定支払額支払期日の3ヵ月後の応答日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日))をいいます。

- ① 当該期限の利益喪失日が第1プレミアム計算小期間に属する場合、当該第1プレミアム計算小期間の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間に属する第1プレミアム計算小期間の末日。
- ② 当該期限の利益喪失日が第2プレミアム計算小期間に属する場合、当該第2プレミアム計算小期間の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間に属する第2プレミアム計算小期間の末日。
- ③ 当該期限の利益喪失日が第3プレミアム計算小期間に属する場合、当該第3プレミアム計算小期間の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間に属する第3プレミアム計算小期間の末日。

「期限の利益喪失通知」とは、特定の参照債務に関して、当該参照債務に係る参照組織が参加金融機関に対する期限の利益を喪失した旨の参加金融機関から計算代理人に交付される大要個別 CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「期限の利益喪失日」とは、特定の参照債務に関して、当該参照債務に係る参照組織が参加金融機関に対する期限の利益を喪失した日をいいます。

「クレジットイベント」とは、下記(2)(b)(i)a.①ないし③に規定する各事由をいいます。

「クレジットイベント通知」とは、大要個別 CDS 契約添付の内容及び様式によって、クレジットイベントについて記載した参加金融機関から計算代理人に対する取消不能の通知をいいます。

「クレジットイベント発生日」とは、各参照債務に関し、当該参照債務について、下記(2)(b)(i)a. ①ないし③に規定する事由が発生した日をいいます。

「固定プレミアム」とは、公庫及び参加金融機関の間で別途合意する金額をいいます。

「債務者宛期失通知書面」とは、参加金融機関が、参照組織に対して交付した、当該参照組織の住所及び商号並びに参照債務を識別するための番号又は契約締結日若しくは貸出実行日及び当初貸付金額の記載のある、参照債務について期限の利益を喪失した旨を通知する書面(但し、かかる書面に当該参照債務について期限の利益を喪失した日の記載がない場合には、かかる日を証する書面を含むものとします。)をいいます。

「参照金額」とは、個別 CDS 契約別添に「参照金額」として各参照債務に関して記載された金額から、下記(2)(d)に基づき減額を行った金額をいいます。

「参照金額基準日」とは、各クレジットイベント通知に関して、参加金融機関が当該クレジットイベント通知に参照金額基準日として記載することにより指定した日をいいます。但し、参照金額基準日は、①当該クレジットイベント通知に記載された送付日の 5 営業日前の日及び②当該クレジットイベント通知に記載されたクレジットイベントの発生日のうちいずれか遅い日(この日を含みます。)から、当該送付日(この日を含みます。)までの期間に含まれることを要するものとします。

「参照債務」とは、本件金銭消費貸借契約に基づく各参照組織に対する貸付債権であり、個別 CDS 契約別添に「参照債務」として各参照組織に関して記載される債務をいいます。

「参照債務除外通知」とは、特定の参照債務に関してその返済期日以前に参加金融機関が元本の返済を受けた旨の参加金融機関から計算代理人に交付される大要個別 CDS 契約添付の様式による通知をいいます。

「参照組織」とは、個別 CDS 契約別添に「参照組織」として記載される各日本企業をいいます。但し、特定の参照組織について合併若しくは会社分割がなされ、又は参照債務に関する債務引受がなされることによって、参照債務が他の組織に承継された場合は、それ以降、個別 CDS 契約の規定に従って決定された組織をいいます。

「残高証明書」とは、各時点における参照債務の実際の残高を示した、参加金融機関の作成する証明書をいいます。

「シニア上限金額」とは、個別 CDS 契約別紙 1 第 3 項第(1)号に記載の金額をいいます。

「シニア劣後上限金額」とは、個別 CDS 契約別紙 1 第 3 項第(3)号に記載の金額をいいます。

「シニア劣後プレミアム」とは、下記(2)(a)(i)に規定される算式において、シニア劣後プレミアムとして算出

される金額をいいます。

「シニア劣後プレミアム利率」とは、各プレミアム計算日に関して、0.32% (年率) をいいます。

「事由発生決定日」とは、下記(2)(b)(i)e. に基づき特定のクレジットイベントの発生を確定させた日をいいます。

「条件変更後返済予定表」とは、参照債務に係る本件金銭消費貸借契約に関しリストラクチャリングが行われた場合において、当該参照債務に係る当該条件変更後の返済日及び返済金額等の返済予定を示した参加金融機関が作成する書面をいいます。

「条件変更稟議」とは、参加金融機関(及びその取締役又は従業員)により作成される、特定の参照債務に関して下記(2)(b)(i)a. ④に係るクレジットイベントの発生が確認できる参照債務の条件の変更を稟議したことを示す書面をいいます。かかる書面には、「原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免及び猶予であつて、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とする」との記載及び「要管理債権とする」、「危険債権とする」又は「破産更生債権及びこれらに準ずる債権とする」との記載がなされていることを要するものとします。

「早期終了事由発生日」とは、直前のプレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本から累積ポートフォリオデフォルト金額を控除した金額が零になった日をいいます。

「損害補填金額」とは、クレジットイベントが発生した参照債務に関して、下記(2)(b)(iii)に基づき算出され、損害補填決済日において公庫から参加金融機関に支払われる金額をいいます。

「損害補填決済日」とは、クレジットイベントが発生した参照債務に関して下記(2)(b)(iii)c. に基づき定められる公庫から参加金融機関に対する損害補填金額相当額の支払がなされる日をいいます。

「第1プレミアム計算小期間」とは、各プレミアム計算期間について、当該プレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から翌月20日(この日を含みます。)(いずれも営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間をいいます。

「第2プレミアム計算小期間」とは、各プレミアム計算期間について、当該プレミアム計算期間に属する第1プレミアム計算小期間の末日(この日を含みません。)から翌月20日(この日を含みます。)(いずれも営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間をいいます。

「第3プレミアム計算小期間」とは、各プレミアム計算期間について、当該プレミアム計算期間に属する第2プレミアム計算小期間の末日(この日を含みません。)から当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)(いずれも営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間をいいます。

「デフォルト金額」とは、特定の参照債務についてクレジットイベントの発生が確定した場合に、当該参照債務に関して、下記(2)(b)(iii)a.の定めに従ってデフォルト金額として算出される金額をいいます。

「倒産事由発生認定資料」とは、(a)下記(2)(b)(i)a.③の事由のうち、当該クレジットイベント通知に関する参照組織に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令がなされた場合については、かかる事実を示す公告を掲載した官報又は裁判所からの通知をいい、(b)下記(2)(b)(i)a.③の事由のうち、当該クレジットイベント通知に関する参照組織に係る支払不能又は当該参照組織に係る参照債務の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これら(a)の事由を含みます。)に類する事由が発生した場合については、参加金融機関の代表印の押印された「当該参照債務が弁済期の到来時に債務不履行になる可能性が極めて高い」旨が記載してある通知、手形交換所の取引停止処分を示す書類又は当該参照組織の解散決議(但し、合併に伴う解散決議を除きます。)がなされたことを示す株主総会議事録をいいます。

「独立認定人」とは、有限会社東京共同会計事務所をいいます。

「取引先要項」とは、特定の参照組織に係る会社概要(商号、住所、代表者名、役員構成、業種及び従業員の数)、事業素質の特徴及び問題点並びに参加金融機関の当該参照組織に対する取引方針を記載した参加金融機関所定の書面をいいます。

「プレミアム」とは、下記(2)(a)(i)a.に規定される算式によって算出され、各プレミアム支払日において参加金融機関から公庫に支払われる金額(下記(2)(a)(i)e.及びf.に基づき支払われる金額を含みます。)をいいます。

「プレミアム計算期間」とは、毎年3月20日(この日を含みません。)から6月20日(この日を含みます。)まで、6月20日(この日を含みません。)から9月20日(この日を含みます。)まで、9月20日(この日を含みません。)から12月20日(この日を含みます。)まで、及び12月20日(この日を含みません。)から翌年3月20日(この日を含みます。)までの各期間(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間は開始日(この日を含みます。)から平成28年6月20日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)(この日を含みます。)までの期間とし、最終のプレミアム計算期間は最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間、早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間(但し、早期終了事由発生日が、特定のプレミアム計算期間に属するプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの間に到来した場合には、当該プレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間とします。)又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間(但し、下記(2)(e)(ii)a.に基づき個別CDS契約が解除される場合には、解除事由発生日の属するプレミアム計算期間とします。)のうち、いずれか早く終了する期間とします。また、最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間が最終のプレミアム計算期間となる場合には、最終のプレミアム計算期間は平成30年12月20日(この日を含みません。)から平成31年4月30

日(この日を含みます。)(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)までの期間とします。

「プレミアム計算想定元本確定日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日の 10 営業日前の日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム計算想定元本確定日は開始日の 2 営業日前の日とします。

「プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日」とは、但し下記(2)(a)(i)b.但書きにおいて定める意味を有する。

「プレミアム計算日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日の 2 営業日前の日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム計算日は開始日の 2 営業日前の日とします。

「プレミアム支払日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム支払日は開始日とします。

「プレミアム調整期間」とは、各プレミアム計算日について、当該プレミアム計算日の直後に到来する 19 日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算日の直後のプレミアム計算日の直後に到来する 19 日(この日を含みません。)まで(但し、初回のプレミアム調整期間は、開始日(この日を含みます。)から平成 28 年 6 月 16 日(この日を含みません。)まで、第 2 回目のプレミアム調整期間は、平成 28 年 6 月 16 日(この日を含みます。)から平成 28 年 9 月 16 日(この日を含みません。)まで、第 3 回目のプレミアム調整期間は、平成 28 年 9 月 16 日(この日を含みます。)から平成 28 年 12 月 16 日(この日を含みません。)まで、第 4 回目のプレミアム調整期間は、平成 28 年 12 月 16 日(この日を含みます。)から平成 29 年 3 月 17 日(この日を含みません。)まで、第 5 回目のプレミアム調整期間は、平成 29 年 3 月 17 日(この日を含みます。)から平成 29 年 6 月 19 日(この日を含みません。)、最終のプレミアム調整期間は、平成 30 年 12 月 19 日(この日を含みます。)から平成 31 年 4 月 26 日(この日を含みません。)まで)(いずれの日も、当該日が営業日に当たらない場合は、当該日と同一の日である本件預金口座に係る預金日又は満期日に関して本件定期預金契約に基づき新たな預金日又は満期日として決定された日として発行会社より公庫及び参加金融機関に対して通知された日と同一の日(但し、かかる通知がなされない場合には、前営業日)とします。)の各期間をいいます。

「プレミアム調整日数」とは、①各プレミアム計算日について、当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整期間の実日数をいいます。

「プレミアム調整利率①」とは、各プレミアム計算日について、(i)当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整期間が 3 ヶ月以上である場合、当該プレミアム調整期間の初日の 2 営業日前の日を利率基準日とみなした場合の 3 ヶ月 TIBOR の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)から 0.03%を控除した利率(年率)(但し、かかる利率が零を下回る場合は、零とします。)をいい、(ii)当該プレミアム調整期間が 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満である場合、当該プレミアム調整期間の初日の 2 営業日前の日を利率基準日とみなした場合の 2 ヶ月 TIBOR の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)から 0.03%を控除した利率(年率)(但し、かかる利率が零

を下回る場合は、零とします。)をいい、(iii)当該プレミアム調整期間が 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満である場合、当該プレミアム調整期間の初日の 2 営業日前の日を利率基準日とみなした場合の 1 ヶ月 TIBOR の小数点以下第 4 位を切り捨てた利率(年率)から 0.03%を控除した利率(年率)(但し、かかる利率が零を下回る場合は、零とします。)をいいます。但し、当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算期間と同一の利息計算期間(本件定期預金契約に定める意味による。)に関して、定期預金取引に係る覚書第 9 条に基づき別途の利率が決定され、かつ、かかる利率が発行会社より公庫及び参加金融機関に対して通知された場合には当該利率をいい、また、以上にかかわらず、参加金融機関が、下記(2)(a)(i)e.に規定される通知の写しを受領した場合には、当該通知に係る移転日以降(この日を含みます。)に到来する各プレミアム計算日について、当該通知に係る移転先の本件預金口座に係る利率と同率の値をいいます。

「プレミアム調整利率②-A」とは、各プレミアム計算日に関して、当該プレミアム計算日と同日である利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR に 0.43%を加えた利率(年率)をいいます。但し、かかる利率が零未満となる場合は、零とします。

「プレミアム調整利率②-B」とは、各プレミアム計算日に関して、当該プレミアム計算日と同日である利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR に 0.22%を加えた利率(年率)をいいます。但し、かかる利率が零未満となる場合は、零とします。

「プレミアム調整利率②-C」とは、各プレミアム計算日に関して、当該プレミアム計算日と同日である利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR に 0.34%を加えた利率(年率)をいいます。但し、かかる利率が零未満となる場合は、零とします。

「変更後の契約条件を記載した契約書」とは、特定の参照債務についてリストラクチャリングが行われた場合において、当該条件変更の内容を定めたパイヤー及び当該参照債務に係る参照組織の間で作成される契約書をいいます。

「返済予定表」とは、参照債務に係る本件金銭消費貸借契約に基づく融資の実行時において、当該参照債務に係る返済日及び返済金額等の返済予定を示した参加金融機関が作成する書面をいいます。

「メザンプレミアム」とは、下記(2)(a)(i)に規定される算式において、メザンプレミアムとして算出される金額をいいます。

「メザンプレミアム利率」とは、各プレミアム計算日に関して、0.20%(年率)をいいます。

「優先プレミアム」とは、下記(2)(a)(i)に規定される算式において、優先プレミアムとして算出される金額をいいます。

「優先プレミアム利率」とは、各プレミアム計算日に関して、0.41%(年率)をいいます。

「予定支払額」とは、特定の予定支払額支払期日における特定の参照債務に関し、個別 CDS 契約別添に記載される金額をいいます。

「予定支払額支払期日」とは、開始日以降の毎月 20 日(いずれの日も営業日に当たらない場合は、次の営業日)並びに最終予定支払額支払期日をいいます。

「リストラクチャリング」とは、ある参照債務に関し、当該参照債務の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われる、当該参照債務の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予をいいます。なお、ある参照債務に関してリストラクチャリングが行われた後において、当該参照債務に関して①さらにリストラクチャリングが行われた場合及び②以下の要件を全て満たす、当該参照債務の元本、利息又は手数料の支払に関する条件変更が行われた場合を含みます。

- (a) 当該条件変更後の最終予定支払額支払期日(この日を含みます。)までの各予定支払額支払期日につき、当該予定支払額支払期日における当該参照債務の元本の予定残高(当該条件変更後の条件に従って当該予定支払額支払期日(この日を含みます。)までに返済されているべき元本が全て返済された場合における、当該予定支払額支払期日における当該参照債務の元本残高をいいます。)が、当該予定支払額支払期日における予定金額以上の金額であること。なお、本(a)において予定金額とは、当該参照債務に係る個別 CDS 契約別添に「参照金額」として当該参照債務に関して記載された金額から、初回の予定支払額支払期日(この日を含みます。)から当該予定支払額支払期日(この日を含みます。)までの各予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額の合計額を控除した後の金額をいいます。
- (b) 当該条件変更後の当該参照債務に係る利率が、当該参照債務について当初適用されていた利率を超えないこと。
- (c) 当該参照債務について支払われることとなる元本(リストラクチャリングが行われる前に支払われた金額を含みます。)の総額が、当該参照債務に係る予定支払額の合計額を超えないこと。

「利率基準日」とは、各プレミアム計算日をいいます。

「累積ポートフォリオデフォルト金額」とは、開始日から当該時点までの全ての事由発生決定日において確定したデフォルト金額の累積額をいいます。

(2) 個別 CDS 契約の内容

(a) プレミアム

(i) 各プレミアム支払日における支払

- a. 計算代理人は、各プレミアム計算日に、当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間(初回のプレミアム計算日については、初回のプレミアム計算期間)に係るプレミアムを計算し、かかるプレミアムを大要個別 CDS 契約添付の様式によって公庫及び参加金融機関に通知するものとします。各プレミアム計算期間に係るプレミアム

は当該プレミアム計算期間に係る優先プレミアム、メザニンプレミアム、シニア劣後プレミアム及び固定プレミアムの合計額とし、優先プレミアム、メザニンプレミアム及びシニア劣後プレミアムはそれぞれ次の算式によって算出されるものとし、当該算式により算出された値に1未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

$$\text{優先プレミアム} = a \times \{(b \times c + d \times e \times f) + [(g - b) \times c - d \times e]\}$$

但し

a = 次の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)

$$x - y$$

但し

x = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本(下記 b. に基づきプレミアム計算想定元本として計算される額をいいます。以下同じ。)

y = ①当該プレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本(下記 b. に基づきメザニンプレミアム計算想定元本として計算される額をいいます。以下同じ。)又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日における累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

b = 当該プレミアム計算日に係る優先プレミアム利率

c = 1/4(但し、当該プレミアム計算期間が3ヵ月とならない場合(当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日が営業日に当たらないことだけを理由として3ヵ月とならない場合を除きます。))においては、当該プレミアム計算期間中の実日数を365で除した数とします。)

d = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①

e = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整日数を365で除した数

f = 0.20315

g = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率②-A

$$\text{メザニンプレミアム} = a \times \{(b \times c + d \times e \times f) + [(g - b) \times c - d \times e]\}$$

但し

a = 次の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)

$$x - y$$

但し

x = 当該プレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本

y = ①シニア劣後上限金額又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日における累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

b = 当該プレミアム計算日に係るメザニンプレミアム利率

c = 1/4(但し、当該プレミアム計算期間が3ヵ月とならない場合(当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日が営業日に当たらないことだけを理由として3ヵ

月とならない場合を除きます。)においては、当該プレミアム計算期間中の実日数を 365 で除した数とします。)

d = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①

e = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整日数を 365 で除した数

f = 0.20315

g = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率②-B

シニア劣後プレミアム = $a \times \{(b \times c + d \times e \times f) + [(g - b) \times c - d \times e]\}$

但し

a = 次の算式によって算出される金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)

$x - y$

但し

x = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本又はシニア劣後上限金額のうち小さい方の金額

y = ①免責金額又は②当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日における累積ポートフォリオデフォルト金額のうち大きい方の金額

b = 当該プレミアム計算日に係るシニア劣後プレミアム利率

c = 1/4(但し、当該プレミアム計算期間が 3 ヶ月とならない場合(当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間の末日が営業日に当たらないことだけを理由として 3 ヶ月とならない場合を除きます。))においては、当該プレミアム計算期間中の実日数を 365 で除した数とします。)

d = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率①

e = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整日数を 365 で除した数

f = 0.20315

g = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム調整利率②-C

また、固定プレミアムとは、各個別 CDS 契約に関して、それぞれ以下に記載する金額をいいます。

個別 CDS 契約	固定プレミアム(円)
個別 CDS 契約①	300,000 円
個別 CDS 契約②	160,000 円
個別 CDS 契約③	650,000 円
個別 CDS 契約④	70,000 円
個別 CDS 契約⑤	120,000 円
個別 CDS 契約⑥	150,000 円
個別 CDS 契約⑦	80,000 円
個別 CDS 契約⑧	150,000 円
個別 CDS 契約⑨	200,000 円

- b. 各プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本及びメザニンプレミアム計算想定元本はそれぞれ次の算式によって算出されるものとし、当該算式により算出された値に 1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。但し、各プレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本は、当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本を上回らないものとし、次の算式によって算出された各プレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本が当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本を上回る場合は、当該プレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本は、当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本と等しくなるものとします。また、初回のプレミアム計算日に関しては、プレミアム計算想定元本はシニア上限金額とし、メザニンプレミアム計算想定元本はメザニン上限金額とします。

$$\text{プレミアム計算想定元本} = a - b$$

但し

a = 直前のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本

b = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本減少額(下記 c. に基づきプレミアム計算想定元本減少額として計算される額をいいます。以下同じ。)

$$\text{メザニンプレミアム計算想定元本} = a - b \times c \div d$$

但し

a = 直前のプレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本

b = 当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本減少額

c = メザニン上限金額からシニア劣後上限金額を控除した金額

d = シニア上限金額からシニア劣後上限金額を控除した金額

但し、特定のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日において累積ポートフォリオデフォルト金額がシニア劣後上限金額を超過した場合には(当該プレミアム計算想定元本確定日を以下「プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日」といいます。)、プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日(この日を含みます。))以降の各プレミアム計算想定元本確定日におけるメザニンプレミアム計算想定元本は、プレミアム計算想定元本計算方法変更基準日の直前のプレミアム計算日に係るメザニンプレミアム計算想定元本又は当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本のうち小さい方の金額とします。

- c. 各プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本減少額は、次の算式により算出される金額とします。

$$a + b$$

但し

a = 当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 1 プレミアム計算小期間の末日(第 2 回のプレミアム計算日に関しては開始日)(この日を含みません。但し、第 2 回のプレミアム計算日に関しては開始日を含みます。))から当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間に属する第 1 プレミアム計算小期間の末日(この日を含みます。))までの期間において発生した以下の金額の

総額

① 下記(d)(i)(下記(d)(i)b.第2文及びd.を除きます。)に従って減額された各参照債務の参照金額

② 当該プレミアム計算日までに下記(d)(ii)b.に基づき参照金額が零に減額された参照債務について、同項の規定に基づく参照金額の減額が行われなかったと仮定した場合に、当該期間に下記(d)(i)a.に従って減額される参照金額

b = 当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日(第2回のプレミアム計算日に関しては開始日)(この日を含みません。但し、第2回のプレミアム計算日に関しては開始日を含みます。)から当該プレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本確定日の3営業日前の日(この日を含みます。)までの期間において発生した以下の金額の総額

① 下記(d)(i)b.第2文又はd.に従って減額された各参照債務の参照金額(但し、当該参照債務に係る参照金額のうち、当該プレミアム計算日の直前の予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額に対応する金額(もしあれば)は除くものとします。この場合、かかる当該参照債務に係る予定支払額に対応する金額については、当該プレミアム計算日の直後のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本減少額を本c.に基づき算出するに際して、本b①に該当するものとみなし本b①の金額に加算するものとします。)

② 下記(b)(ii)c.に従って減額された各参照債務の参照金額

d. 参加金融機関は、各プレミアム支払日において、当該プレミアム支払日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間(初回のプレミアム支払日に関しては、初回のプレミアム計算期間)に係るプレミアムを、公庫に対して支払うものとします。

e. 公庫は、上記(㍑)(3)(a)(i)e.に基づき、発行会社より、本社債要項の規定に従って本件預金口座を移転する旨の通知を受けた場合、当該通知(その添付資料を含みます。)の写しを、直ちに、参加金融機関に対して交付するものとします。参加金融機関は、かかる通知の写しを受領した場合には、当該移転日において、次の算式によって算出される金額(なお、かかる金額に1未満の端数が生じる場合はこれを切り上げるものとし、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)を、公庫に対し、プレミアムとして支払うものとします。

$$a \times b \div c$$

但し

a = 上記(㍑)(3)(a)(i)e.に従い、当該移転日において、公庫が発行会社に対して支払うことが必要となる金額

b = 当該移転日が属するプレミアム調整期間に係るプレミアム計算日に係るプレミアム支払日において、個別CDS契約に基づき、参加金融機関が公庫に対して支払うことが必要とされる金額

c = 当該移転日が属するプレミアム調整期間に係るプレミアム計算日と同日であるプレミアム計算日(第2CDS契約に定義される意味によります。)に係るプレミアム支払日(第2CDS契約に定義される意味によります。)において、第2CDS契約に基づき、公

庫が発行会社に対して支払うことが必要とされる金額

- f. 公庫は、上記(㉓)(3)(a)(i)f.に基づき、発行会社より、本社債要項の規定に従って本件預金口座の払戻しに関して保証を取得する旨の通知を受けた場合、当該通知(その添付資料を含みます。)の写しを、直ちに、参加金融機関に対して交付するものとします。参加金融機関は、かかる通知の写しを受領した場合には、当該保証に係る契約その他の契約に基づき保証料その他の費用を発行会社が当該保証の保証人その他の者に対して支払う各日において、次の算式によって算出される金額を、公庫に対して、プレミアムとして支払うものとします。

$$a \times b \div c$$

但し

a = 上記(㉓)(3)(a)(i)f.に従い、当該日において、公庫が発行会社に対して支払うことが必要となる金額

b = 当該日の直前のプレミアム支払日において、個別 CDS 契約に基づき、参加金融機関が公庫に対して支払うことが必要とされる金額

c = 当該日の直前のプレミアム支払日と同日であるプレミアム支払日(第 2CDS 契約に定義される意味によります。)において、第 2CDS 契約に基づき、公庫が発行会社に対して支払うことが必要とされる金額

- g. 法令変更、法令の解釈の変更又はその他の理由により、①個別 CDS 契約に基づく参加金融機関の公庫に対するプレミアムの支払及び②第 2CDS 契約に基づく公庫の発行会社に対するプレミアム(第 2CDS 契約において定義される意味によります。)の支払の双方又はいずれかについて、日本国の源泉徴収税(国税、地方税その他税金の項目を問わないものとします。以下本(i)において同じ。)が課されることとなった場合において、公庫が本契約に基づくプレミアムの支払として受領できる金額が次の算式により算出される金額よりも低額となる場合には、参加金融機関は、かかる事由が発生した日以降に参加金融機関が支払うプレミアムについて、次の算式により算出される金額(当該算式により算出された値に 1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。)を公庫が受領できるように増額して公庫に対して支払うものとします。

$$a \times b \div c$$

但し

a = 当該プレミアムを受領する日と同日において、第 2CDS 契約に基づきプレミアム(第 2CDS 契約において定義される意味によります。)として公庫が発行会社に対して支払うことが必要となる金額(かかる支払に課される源泉徴収税の金額及び上記(㉓)(3)(a)(i)g.に基づき増額する金額を含みます。)

b = 本 g. が適用されないと仮定した場合における当該プレミアムの金額

c = 上記(㉓)(3)(a)(i)g. が適用されないと仮定した場合における、当該プレミアムを受領する日と同日において、第 2CDS 契約に基づきプレミアム(第 2CDS 契約において定義される意味によります。)として公庫が発行会社に対して支払うことが必要となる金額

- (ii) 個別 CDS 契約終了時におけるプレミアムの支払

下記(e)(ii)a.に定める解除事由が発生したことによって個別 CDS 契約が解除され、個別 CDS 契約が終了した場合であっても、参加金融機関は、解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアム支払日において参加金融機関から公庫に対して支払われるべきプレミアムの支払義務を免れないものとし、かつ、公庫は参加金融機関から受領した一切のプレミアムについて返還することを要しないものとし、

(b) 公庫による支払

(i) クレジットイベントの発生の確定

a. 各参照債務に関して次に掲げる①ないし④に規定する事由のいずれかが発生した場合、当該参照債務に関してクレジットイベントが発生したものとします。

① 当該参照債務に係る支払義務の不履行が発生した場合(リストラクチャリング後に当該参照債務に係る支払義務の不履行が発生した場合を含みますが、当該参照債務についてリストラクチャリング以外の条件変更が行われていた場合を除きます。)。但し、当該参照債務に関して、総額で五万円以上の支払の不履行(なお、当該参照債務に関してリストラクチャリングが行われた後に、総額で五万円以上の支払の不履行が生じた場合、かかる支払の不履行の有無及び金額は、リストラクチャリング後の当該参照債務に係る契約条件に従って判断されるものとし、) (但し、当該参照債務に関して期限の利益が喪失した後に支払の不履行が生じた場合、下記③に定める事由が生じた後に支払の不履行が生じた場合を除きます。)が生じ、当該参照債務に係る3ヵ月延滞確定日が到来した場合に限るものとし、

② 当該参照債務に関して、期限の利益が喪失(但し、下記③に定める場合又は下記③に定める事由が生じた後に期限の利益を喪失した場合を除きます。)し、かつ、当該参照債務に係る期限の利益喪失参照債務3ヵ月延滞確定日、最終予定支払額支払期日又は解除事由発生日のうちいずれか早く到来した日(この日を含みます。)までに当該参照債務の全額の支払がなされなかった場合。但し、最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間の末日の13営業日前の日(但し、下記(e)(ii)a.に基づき個別CDS契約が解除された場合には、解除事由発生日とし、それ以外の事由により個別CDS契約が解除された場合には解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の13営業日前の日とし、)までに(この日を含みます。)計算代理人が大要個別CDS契約添付の様式による期限の利益喪失通知を受領した場合に限るものとし、

③ 当該参照債務に係る参照組織に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は当該参照組織に係る参照債務の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由(当該参照組織が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合及び解散(合併に伴う解散を除きます。))の決議を行った場合を含みます。)が発生した場合

b. 開始日以降、最終予定支払額支払期日、早期終了事由発生日又は解除事由発生日(但し、

下記(e) (ii)a. に基づき個別 CDS 契約が解除された場合には、解除事由発生日の直前のプレミアム計算期間の末日とします。)のうちいずれか早く到来した日(この日を含みません。)までの間において特定の参照債務に関してクレジットイベントが発生した場合、参加金融機関は計算代理人に対して、最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(但し、①早期終了事由発生日が発生した場合には、早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日(但し、早期終了事由発生日が、特定のプレミアム計算期間に属するプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの間に到来した場合には、当該プレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日)の 13 営業日前の日とし、また②個別 CDS 契約が解除された場合には、解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(但し、下記(e) (ii)a. に基づき個別 CDS 契約が解除された場合には、解除事由発生日とします。)とします。)までに(この日を含みます。)計算代理人が受領するようクレジットイベント通知を交付することによって、かかるクレジットイベントの発生を確定させることができるものとします。

c. 上記 b. に規定するクレジットイベント通知は、次に掲げる各号の条件を全て満たさない限り、有効とならないものとします。

① 大要個別 CDS 契約添付の内容及び様式による通知書に、当該通知書に係るクレジットイベントが以下の(A)ないし(C)のいずれに該当するかに応じて、それぞれ当該参照債務に関する以下に定める書類が添付されていること。

(A) 上記 a. ①に該当する場合

- (i) 返済予定表及び(当該参照債務についてリストラクチャリングが行われている場合に限り)条件変更後返済予定表の各写し
- (ii) 当該参照債務の当該クレジットイベントに係る延滞起算日現在の残高を記載した残高証明書
- (iii) 当該参照債務のクレジットイベント発生日現在の残高を記載した残高証明書
- (iv) 当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書
- (v) 取引先要項の写し
- (vi) 直近 2 期分決算資料(但し、参加金融機関が受領している場合に限り)の写し
- (vii) (当該参照債務についてリストラクチャリングが行われている場合に限り)条件変更稟議の写し
- (viii) (当該参照債務についてリストラクチャリングが行われている場合に限り)変更後の契約条件を記載した契約書の写し

(B) 上記 a. ②に該当する場合

- (i) 債務者宛期失通知書面の写し
- (ii) 当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書

- (C) 上記 a. ③に該当する場合
 - (i) 倒産事由発生認定資料の写し
 - (ii) 当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書
 - ② (A) 当該参照債務が別添に記載されていること、(B) 当該参照債務に係る参照組織が別添に記載されていること、又は第 10 条に基づき参照組織として決定されたこと、(C) 当該クレジットイベント通知に記載された「参照金額基準日における当該参照債務に係る未払額(元本)」と当該クレジットイベント通知に添付された当該参照債務の参照金額基準日現在の残高を記載した残高証明書に記載された残高金額の記載が一致することその他の当該クレジットイベントが発生したことを認定するためにバイヤー、セラー及び独立認定人間で別途合意する手続きに基づき、同当事者間で別途合意する条件が満たされたことについて独立認定人が認定し、当該クレジットイベント通知に独立認定人による認定がなされたことを証する独立認定人の押印がなされていること。
 - ③ 計算代理人が前項に定める期限までに当該クレジットイベント通知を受領していること。
 - d. クレジットイベント通知の対象であるクレジットイベントが、当該クレジットイベント通知の交付がなされる日において継続していない場合であっても、当該クレジットイベント通知の有効性には影響を与えないものとします。
 - e. 各クレジットイベントの発生は、上記 b. 及び c. の規定に基づき当該クレジットイベントに係る有効なクレジットイベント通知を計算代理人を受領した日において確定し、この日を当該クレジットイベントに係る事由発生決定日とするものとします。
 - f. 上記 a. ないし e. の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する参照組織に関しては、クレジットイベントの発生の確定はなされず、損害補填金額の支払は行われな
ないものとします。
 - (a) 参加金融機関が、当該参照組織に関して個別 CDS 契約の規定に基づく表明及び保証に違反した場合
 - (b) 当該参照組織が反社会的勢力に該当する場合若しくは反社会的行為を行っている場合又は個別 CDS 契約の規定に基づき参加金融機関が当該参照組織が反社会的勢力であること若しくは反社会的行為を行っていることを認識した旨を公庫及び計算代理人に通知した場合
- (iii) 損害補填金額の支払
- a. 上記(i)の規定に従って特定の参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、計算代理人は当該参照債務に係る損害補填金額を計算し、かかる損害補填金額を当該参照債務に係る損害補填決済日の 10 営業日前の日までに大要別紙 12 の内容及び様式によってバイヤー及びセラーに対して通知するものとします。計算代理人は、バイヤーに対して、かかる損害補填金額に係る通知とともに、当該クレジットイベントに係るクレジットイベント通知(上記(i)c.②の要件を満たしているものであることを要します。)の写しを交付するものとします。各参照債務に係る損害補填金額は、当該参照債務に係る事由発

生決定日において次に掲げる各号に規定する金額のうち小さい方の金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)をいいます。また、各参照債務に係るデフォルト金額は、当該参照債務の当該クレジットイベントが確定した時点における参照金額(なお、かかる参照金額は、下記(d)(ii)c.に基づき減額がなされた後であって、かつ、下記(d)(ii)a.に基づき減額がなされる前の参照金額とします。)をいうものとし、計算代理人は、かかる金額を当該参照債務に係る損害補填金額とともにバイヤー及びセラーに対して通知するものとします。

① 当該参照債務に係るデフォルト金額

② 当該クレジットイベントに係る事由発生決定日における累積ポートフォリオデフォルト金額(当該参照債務に係るデフォルト金額を含みます。)が免責金額を超過する金額

- b. 上記(i)の規定に従って特定の参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、公庫は参加金融機関に対して当該参照債務に係る損害補填決済日において、当該参照債務につき決定された損害補填金額を支払うものとします。c. クレジットイベントが発生した各参照債務に係る損害補填決済日は、当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間の末日の 1 営業日後の日(当該クレジットイベントの発生が確定した日が当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間中のプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みません。)以降の日である場合には、当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日の 1 営業日後の日)とします。但し、最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間については、当該クレジットイベントの発生が確定した日の属するプレミアム計算期間の末日の 1 営業日後の日を当該参照債務に係る損害補填決済日とします。また、下記(e)(ii)a.に基づき個別 CDS 契約が解除される場合において、特定の参照債務に関して解除事由発生日以前にクレジットイベントの発生が確定した日が到来しており、かつ当該参照債務に係る損害補填決済日が到来していない場合は、解除事由発生日の 10 営業日後の日を当該参照債務に係る損害補填決済日とします。(i)最終のプレミアム計算期間が最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間である場合で、かつ当該クレジットイベントの発生が確定した日が当該最終のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)以降の日である場合は、平成 31 年 4 月 30 日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)の 1 営業日後の日を、(ii)最終のプレミアム計算期間が解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間である場合で、かつ当該クレジットイベントの発生が確定した日が当該最終のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)以降の日である場合は、当該最終のプレミアム計算期間の直後に本契約の解除がなければ到来していたプレミアム計算期間の末日に相当する日の 1 営業日後の日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)をそれぞれ当該参照債務に係る損害補填決済日とします。

(iv) 個別 CDS 契約終了時における損害補填金額の支払

下記(e)(ii)a.に基づき個別 CDS 契約が解除される場合において、公庫の参加金融機関に対する損害補填金額の具体的な支払債務が発生し、かつ参加金融機関の公庫に対する既発生の特

ミアムの支払債務のうち未払いのものが存在する場合には、これらの債務を対当額において相殺するものとします。

(c) 参照組織の内容

各プレミアム支払日におけるプレミアムの金額に影響を与え、また発行会社による損害補填金額の支払の要否に関連する参照組織及び参照債務の内容については、上記(ρ)(3)(c)をご参照下さい。

(d) 参照金額の計算

プレミアムの金額及び損害補填金額に影響を与える各参照債務の参照金額は、個別 CDS 契約に従って以下の通り減額されます。

(i) 予定支払額支払期日における参照金額の減額

- a. 各参照債務の参照金額は、各予定支払額支払期日(この日を含みます。)において、当該予定支払額支払期日における当該参照債務に係る予定支払額が減額されるものとします。但し、各参照債務に係る参照金額が零を下回ることはないものとし、特定の参照債務に関して、特定の予定支払額支払期日における予定支払額の減額を行うことにより参照金額が零を下回る場合は、かかる当該参照債務の参照金額は零になるものとします。なお、特定の参照債務についてクレジットイベントが発生した場合であっても、下記 b. 又は下記 d. に定める場合を除き、各予定支払額支払期日において、本 a. に従って当該参照債務に係る参照金額の減額が行われるものとします(但し、特定の参照債務について、上記(b)(i)a. ①又は③に定めるクレジットイベントの発生が確定した場合において、(i)当該参照債務の当該クレジットイベントに係る事由発生決定日が、特定のプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日(当該事由発生決定日の属するプレミアム計算期間が初回のプレミアム計算期間である場合は、初回の予定支払額支払期日(この日を含みます。))及びその後に到来した各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされるものとし、(ii)当該事由発生決定日が、特定のプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされるものとします。)
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、特定の参照債務に関して各予定支払額支払期日において支払われるべき元本、利息又は手数料の一部又は全ての支払がなされていない場合(特定の参照債務について元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予が行われたことにより、かかる減免又は猶予が行われる前に当該参照債務に関して当該予定支払額支払期日において支払われるべきであった元本、利息又は手数料の一部又は全てが支払われなかった

場合を含みます。)であって、下記 f.の規定に基づき当該参照債務に関して期限の利益喪失通知が交付されておらず、かつ、当該参照債務に関してバイヤーが計算代理人に対して大要個別 CDS 契約添付の様式による延滞通知を交付した場合、(i)当該延滞通知を計算代理人が受領した日が、特定のプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日(かかる計算代理人が受領した日の属するプレミアム計算期間が初回のプレミアム計算期間である場合は、初回の予定支払額支払期日)(この日を含みます。)及びその後に到来した各予定支払額支払期日のうち延滞開始期日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとし、(ii)当該延滞通知を計算代理人が受領した日が、かかる受領した日の属するプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日及びその後に到来した各予定支払額支払期日のうち、延滞開始期日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとします。

この場合において、下記 f.の規定に基づき当該参照債務に関して期限の利益喪失通知が交付されていない場合であって、かつ、参加金融機関が計算代理人に対して大要別紙 5 の様式による延滞解消通知を交付した場合は、当該延滞解消通知を計算代理人が受領した日において、本 b.に基づき当該参照債務の参照金額が減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとされていた予定支払額支払期日に係る予定支払額の合計額(但し、下記 d.に基づき減額された額を除きます。)について、当該参照債務の参照金額が減額されるものとします(なお、各参照債務に係る参照金額が零を下回ることはないものとし、特定の参照債務に関して、かかる減額を行うことにより参照金額が零を下回る場合は、かかる当該参照債務の参照金額は零になるものとします。)。計算代理人は、延滞解消通知を参加金融機関より受領した場合、直ちに当該延滞解消通知の写しを公庫に交付するものとします。

- c. 上記 b.に規定する延滞通知は、次に掲げる各号の条件を全て満たさない限り、有効にならないものとします。計算代理人は、当該延滞通知を受領した日の 3 営業日後の日までに、かかる各号の条件を満たしているか確認を行うものとします。計算代理人による確認の結果、かかる各号の条件を全て満たしている場合には、計算代理人は、当該延滞通知の写しを、計算代理人が当該延滞通知を受領した日の遅くとも 3 営業日後の日までに公庫が受領できるように、公庫に交付するものとします。
- ① 当該延滞通知に記載される「参照組織 ID」及び「参照債務 ID」と別添に規定する当該参照債務に係る参照組織 ID 及び参照債務 ID の記載が一致すること。
 - ② 当該延滞通知を計算代理人が受領するより前に、当該参照債務に関して有効な期限の

利益喪失通知を計算代理人が受領していないこと。

- d. 特定の参照債務に関して上記 b. の規定に基づき延滞通知が交付された後、下記 f. の規定に基づき当該参照債務に関して期限の利益喪失通知が交付されていない場合であって、当該延滞通知に関し上記 b. に基づき延滞解消通知が交付されるより前において、バイヤーは、計算代理人に対して、当該参照債務に関して、大要個別 CDS 契約添付の様式による延滞一部解消通知(なお、当該延滞一部解消通知に延滞解消予定支払額支払期日として記載される日は、既に経過した予定支払額支払期日であって、かつ、当該参照債務の参照金額について、上記 a. 又は本 d. に基づき同日における予定支払額の減額がなされていない日のうち、最も早く到来した予定支払額支払期日又は当該予定支払額支払期日に連続する予定支払額支払期日であることを要するものとします。)を交付することができるものとします。本 d. に従って特定の参照債務に関してバイヤーが計算代理人に対して延滞一部解消通知を交付した場合は、当該延滞一部解消通知を計算代理人が受領した日において、当該参照債務の参照金額が、当該延滞一部解消通知に延滞解消予定支払額支払期日として記載された各予定支払額支払期日(以下「延滞解消予定支払額支払期日」といいます。)における当該参照債務に係る予定支払額の合計額について減額されるものとします(なお、各参照債務に係る参照金額が零を下回ることはないものとし、特定の参照債務に関して、かかる減額を行うことにより参照金額が零を下回る場合は、かかる当該参照債務の参照金額は零になるものとします。)
- e. 上記 d. に規定する延滞一部解消通知は、次に掲げる①ないし③の条件を全て満たさない限り、有効にならないものとします。計算代理人は、当該延滞一部解消通知を受領した日の 3 営業日後の日までに、かかる各号の条件を満たしているか確認を行うものとします。計算代理人による確認の結果、かかる①ないし③の条件を全て満たしている場合には、計算代理人は、当該延滞一部解消通知の写しを、計算代理人が当該延滞一部解消通知を受領した日の遅くとも 3 営業日後の日までにセラーが受領できるように、セラーに交付するものとします。
- ① 当該延滞一部解消通知に記載される「参照組織 ID」及び「参照債務 ID」と別添に規定する当該参照債務に係る参照組織 ID 及び参照債務 ID の記載が一致すること。
 - ② 当該延滞一部解消通知を計算代理人を受領するより前に、当該参照債務に関して有効な期限の利益喪失通知を計算代理人を受領していないこと。
 - ③ 当該延滞一部解消通知を計算代理人を受領するより前に、当該参照債務に関して有効な延滞解消通知を計算代理人を受領していないこと。
- f. 上記 a. の規定にかかわらず、特定の参照債務に関して当該参照債務に係る期限の利益喪失日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払がなされていない場合であって、かつ、当該参照債務に関してバイヤーが計算代理人に対して上記 (b) (i) a. ② の規定に従って大要個別 CDS 契約添付の様式による期限の利益喪失通知を交付した場合、(i) 当該期限の利益喪失通知を計算代理人を受領した日が、特定のプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から、当該プレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みます。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間の直前のプレミアム

計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日(かかる計算代理人が受領した日の属するプレミアム計算期間が初回のプレミアム計算期間である場合は、初回の予定支払額支払期日)(この日を含みます。)及びその後に到来した各予定支払額支払期日のうち期限の利益喪失日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとし、(ii)当該期限の利益喪失通知を計算代理人を受領した日が、かかる受領した日の属するプレミアム計算期間の末日の 13 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みません。)までの期間に属する場合には、当該プレミアム計算期間に属する第 2 プレミアム計算小期間に属する予定支払額支払期日及びその後に到来した各予定支払額支払期日のうち、期限の利益喪失日以降(この日を含みます。)の各予定支払額支払期日における予定支払額は、当該予定支払額支払期日において減額されなかったものとみなされ、又は減額されないものとします。

- g. 上記 f. に規定する期限の利益喪失通知は、次に掲げる①及び②の条件を全て満たさない限り、有効にならないものとします。計算代理人は、当該期限の利益喪失通知を受領した日の 3 営業日後の日までに、かかる①及び②の条件を満たしているか確認を行うものとします。計算代理人による確認の結果、かかる①及び②の条件を全て満たしている場合には、計算代理人は、当該期限の利益喪失通知の写しを、計算代理人が当該期限の利益喪失通知を受領した日の遅くとも 3 営業日後の日までに公庫及び独立認定人が受領できるように、公庫及び独立認定人に交付するものとします。

- ① 当該期限の利益喪失通知に記載される「参照組織 ID」及び「参照債務 ID」と別添に規定する当該参照債務に係る参照組織 ID 及び参照債務 ID の記載が一致すること。
- ② 当該期限の利益喪失通知に記載される「本期限の利益喪失通知に係る期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日」が、当該期限の利益喪失通知に記載される「期限の利益喪失日」が実際の期限の利益喪失日であると仮定した場合における期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日と一致すること。

(ii) 予定支払額支払期日以外の日における参照金額の減額

- a. 個別 CDS 契約の規定により特定の参照債務に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、当該参照債務に係る事由発生決定日(この日を含みます。)以降、当該参照債務の参照金額は零となるものとします。
- b. 特定の参照債務に関してその返済期日以前にバイヤーが元本の全額の返済を受けた場合、かかる返済がなされた日(この日を含みます。)以降、当該参照債務の参照金額は零となるものとします。この場合、参加金融機関は、計算代理人に対して、かかる返済がなされた後、直ちに大要個別 CDS 契約添付の様式による参照債務除外通知を交付するものとします。計算代理人は、参照債務除外通知を参加金融機関より受領した場合、直ちに当該参照債務除外通知の写しを公庫に交付するものとします。
- c. 上記(b)(i)a. ①ないし③に規定するクレジットイベントの発生が確定した場合、当該クレジットイベントの発生が確定した時点において、①本(ii)に規定する減額が行われる前の当該クレジットイベントに係る参照債務の参照金額から②当該クレジットイベント通知に記載

される「参照金額基準日における当該参照債務に係る未払額(元本)」を控除した金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)について当該参照債務の参照金額が上記 a. に規定する参照金額の減額に先立って減額されるものとします。この場合、かかる参照金額の減額は、当該クレジットイベントに係る参照債務のデフォルト金額を算定する前に行われたものとみなすものとします。

(e) 終了事由

(i) 個別 CDS 契約は、以下の各号に定める日のうちいずれか早い日(この日が営業日に当たらない場合は、次の営業日)において終了するものとします。

- a. 最終予定支払額支払期日の属するプレミアム計算期間の末日
- b. 早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日(但し、早期終了事由発生日が、特定のプレミアム計算期間に属するプレミアム計算想定元本確定日の 3 営業日前の日(この日を含みません。)から、当該プレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)までの間に到来した場合には、当該プレミアム計算期間の直後のプレミアム計算期間の末日とします。)
- c. 解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日の直後のプレミアム計算期間の末日(但し、下記(ii)a. に基づき本契約が解除される場合には、解除事由発生日の 10 営業日後の日とします。)

(ii) 公庫は次に掲げる a. ないし h. に規定する事由が発生した場合、参加金融機関に対し書面による通知を行うことによって、個別 CDS 契約を解除することができるものとします。

- a. 参加金融機関が、個別 CDS 契約に基づく公庫へのプレミアム支払義務を怠り、かつ、参加金融機関が公庫の発送した支払の請求を受領した後、3 営業日以内に支払がなされなかった場合
- b. 参加金融機関がその債務一般に関し支払を停止し、又は、参加金融機関に関し、破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他類似の法的手続に関する法律が適用され、当該法律に基づき、自ら若しくは第三者がかかる法的手続を申し立て、若しくはかかる法的手続が開始された場合(但し、第三者がかかる法的手続を申し立てた場合は、かかる法的手続が開始された場合、又はかかる法的手続の申立てを行った日から 15 日以内にかかる法的手続の申立てが却下されなかった場合に限り)。
- c. 参加金融機関に関し解散(但し、合併による解散を除きます。)の決議が行われ、若しくは参加金融機関の財産に関し清算の手続が申し立てられた場合
- d. 参加金融機関の財産の全部又は重要な一部に対して仮差押、仮処分又は差押の命令が出された場合
- e. 参加金融機関が自ら負担すべき公租公課を滞納し、参加金融機関の財産の全部又は重要な一部に対して国税滞納処分を受けた場合
- f. 参加金融機関が個別 CDS 契約第 12 条第 1 項第(14)号に基づく表明及び保証に違反し、又は個別 CDS 契約第 15 条第 1 項第(4)号に違反した場合
- g. 個別 CDS 計算代理人が個別 CDS 契約第 14 条第 1 項第(8)号に基づく表明及び保証に違反し、又は個別 CDS 契約第 15 条第 1 項第(4)号に違反した場合において、個別 CDS 契約第 10 条第

- 2 項及び第 3 項に従い個別 CDS 計算代理人の変更が必要とされるにもかかわらず、かかる違反の判明後 30 日間が経過するまでに新たな個別 CDS 計算代理人が選任されなかった場合
- h. 上記(ロ) (3) (e) (iii)e. 又は上記(ロ) (3) (e) (iv)b. に基づき、第 2CDS 契約が解除された場合
- (iii) 参加金融機関は次に掲げる a. ないし f. に規定する事由が発生した場合、公庫に書面による通知を行うことによって個別 CDS 契約を解除することができるものとします。
- a. 公庫がその債務一般に関し支払を停止し、又は、公庫に関し、破産手続開始若しくは民事再生手続開始その他類似の法的手続に関する法律が適用され、当該法律に基づき、自ら若しくは第三者がかかる法的手続を申し立て、若しくはかかる法的手続が開始された場合
- b. 公庫に関し解散の決定が行われ、若しくは公庫の財産に関し清算の手続が申し立てられた場合
- c. 公庫の財産に対して仮差押、仮処分又は差押の命令が出された場合
- d. 公庫が自ら負担すべき公租公課を滞納し、国税滞納処分を受けた場合
- e. 公庫が個別 CDS 契約第 13 条第 1 項第(10)号に基づく表明及び保証に違反し、又は個別 CDS 契約第 15 条第 1 項第(4)号に違反した場合
- f. 個別 CDS 計算代理人が個別 CDS 契約第 14 条第 1 項第(8)号に基づく表明及び保証に違反し、又は個別 CDS 契約第 15 条第 1 項第(4)号に違反した場合において、個別 CDS 契約第 10 条第 2 項及び第 3 項に従い個別 CDS 計算代理人の変更が必要とされるにもかかわらず、かかる違反の判明後 30 日間が経過するまでに新たな個別 CDS 計算代理人が選任されなかった場合
- (iv) 個別 CDS 計算代理人は次に掲げる a. 又は b. に規定する事由が発生した場合、公庫及び参加金融機関に対し書面による通知を行うことによって、個別 CDS 契約を解除することができるものとします。
- a. 参加金融機関が個別 CDS 契約第 12 条第 1 項第(14)号に基づく表明及び保証に違反し、又は個別 CDS 契約第 15 条第 1 項第(4)号に違反した場合
- b. 公庫が個別 CDS 契約第 13 条第 1 項第(10)号に基づく表明及び保証に違反し、又は個別 CDS 契約第 15 条第 1 項第(4)号に違反した場合

(f) 参照債務の回収に関する遵守事項

参加金融機関は、個別 CDS 契約の有効期間中(但し、下記(iv)については、開始日から個別 CDS 契約の終了後 1 年が経過する日までの期間)、参照債務(参加金融機関が権利者ではない参照債務を除きます。)の回収にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (i) 参加金融機関は、参照債務の回収が、当該参照債務に係る参照組織に対して参加金融機関が保有する他の債権であって、当該参照債務とその請求順位が同順位であるものに比して劣後しないよう、当該参照債務の回収を行うものとします。
- (ii) 参加金融機関は、参照債務に関して参加金融機関の有する権利を適切に行使し、合理的理由なくしてかかる権利を放棄しないものとし、かつ、かかる権利の行使を遅延しないものとします。
- (iii) 参照債務についてクレジットイベントの発生が確定し、参加金融機関が、公庫よりその旨の連絡を受けた場合には、それ以降、参加金融機関は、当該参照債務について、中小企業者に対

して参加金融機関が保有する当該参照債務以外の貸付債権に準じた管理回収を行うものとします。

(iv) 参加金融機関は、公庫からの要請があった場合、クレジットイベントの発生が確定した各参照債務について、公庫が別途指定した期日までに、以下の事項を公庫に対して報告し、又は提出するものとします。

- a. 公庫が別途指定した期間における当該参照組織の参加金融機関に対する参照債務その他の貸付債務の回収金額及び各債務別の充当金額
- b. 上記(i)及び(ii)の他、参加金融機関が本(iv)を遵守していること並びにクレジットイベントの認定及び参加金融機関による参照債務の回収が個別 CDS 契約に基づき適切に行われていることを確認するために公庫が必要と判断し、参加金融機関に請求した資料

3. 管理及び運営の仕組み

(I) 資産管理等の概要

(1) 管理資産等の管理

管理資産等に属する金銭の管理

(a) 発行会社は、発行日において、本社債の発行手取金を元本償還口座に入金し、また、三井住友銀行との間で本件定期預金契約を締結し、当該発行手取金をもって、本件定期預金契約に基づく定期預金の預入を行い、以降、本件定期預金契約その他の発行会社関連契約の規定に従ってかかる資金を管理するものとします。なお、預金口座設置金融機関が適格金融機関でなくなった場合(下記(ii)②の措置をとった後、当該保証を付した適格金融機関が適格金融機関でなくなった場合及び保証会社その他の事業会社が下記②に規定される基準を満たさなくなった場合を含みます。)には、発行会社は、30日以内(以下「対応期間」といいます。)に、本件預金口座につき、以下の措置をとるものとします。

(i) 当初の本件預金口座と利率、満期日その他の主要な条件において同内容の口座を別の適格金融機関に開設し、当該口座に本件預金口座を移転すること。

(ii) 対応期間内に、上記(i)が達成されない合理的な見込みが生じた場合には、以下の①又は②のいずれかの措置をとること。

① 実務上合理的に可能な範囲で、最大限有利な条件で口座(定期預金口座又は普通預金口座のいずれかとします。)の開設に応じる適格金融機関を探索の上、当該適格金融機関に口座を開設し、当該口座を新たな本件預金口座として、当該口座に本件預金口座を移転すること。

② 本件預金口座の払戻しに関して、公庫の同意を得た上で、(i)適格金融機関又は(ii)(7)Moody's から Prime-1(もしくはこれと同順位の格付)以上の短期発行体格付、かつ、A2(もしくはこれと同順位の格付)以上の長期発行体格付を取得し又は(i)Moody's から A1(もしくはこれと同順位の格付)以上の長期発行体格付を取得している保証会社その他の事業会社等による保証を取得すること。本②に定める保証に関して必要となる保証料その他の一切の費用については、発行会社が負担するものとします。

(b) 発行会社は、責任財産に属する金銭を管理するため、発行会社名義の普通預金口座である費用支払口座、利息支払口座及び元本償還口座を適格金融機関に開設し、また、利息支払口座内に通常利息勘定及びC号利息一部留保勘定を、費用支払口座内に通常費用勘定及び清算費用留保勘定を設け、以下の規定

に従い責任財産に属する金銭を管理するものとします。なお、発行会社口座が開設されている金融機関が適格金融機関でなくなった場合には、発行会社は、30日以内に、当該発行会社口座を別の適格金融機関に移転するものとします。

(c) (i) 発行会社は、証券化費用に充当させるための金銭として、公庫より受け取る金銭について、30万円に満つるまでの金銭を費用支払口座の清算費用留保勘定に、30万円を超える金銭を費用支払口座の通常費用勘定に入金します。

(ii) 発行会社は、平成28年1月27日に発行会社の社員より出資を受けた金銭及び本件追加出資金(もしあれば)について、利息支払口座に入金し、通常利息勘定に記帳します。

(d) 発行会社は、第2CDS契約に基づき公庫より支払われる金銭又は本件定期預金契約に基づき発生する利息及び元本償還口座について生じた利息を受領した場合には、これを利息支払口座に入金し、通常利息勘定に記帳します。

(e) 発行会社は、本件定期預金契約に係る本件預金口座に基づく預金の元本及び利息について、以下の処理を行います。なお、上記(a)(ii)①に基づき本件預金口座が移転され、本件預金口座の利率、満期日その他の主要な条件が当初の本件預金口座の利率、満期日その他の主要な条件と異なることとなった場合には、発行会社は、本件預金口座に係る預金の元本及び利息について、本(e)に準じた処理を行うものとします。

(i) ① 発行会社は、各損害補填決済日(上記2.(ii)(3)(b)(iii)c.④及び⑤に規定される損害補填決済日を除きます。)の直前(この日を含みます。)の各本件預金口座に基づく預金の満期日において払戻しを受けた預金の元本のうち、当該損害補填決済日において第2CDS契約に基づき支払うべき当該本件預金口座に対応する個別CDS契約に関する参照債務に係る損害補填金額相当額(もしあれば)について、直ちに当該損害補填金額相当額を元本償還口座に入金の上、当該損害補填決済日において、元本償還口座内の金銭から、同日において下記(f)以下に基づき社債管理者に対する支払が行われる場合にはかかる支払に先立ち、かかる損害補填金額の支払を行います。

② 発行会社は、各損害補填決済日(上記2.(ii)(3)(b)(iii)c.④及び⑤に規定される損害補填決済日に限ります。)において、当該損害補填決済日において第2CDS契約に基づき支払うべき各参照債務に係る損害補填金額相当額について、当該参照債務に係る個別CDS契約に対応する本件預金口座に基づく預金の元本の払戻しの請求を行い(但し、元本の一部のみの払戻しを請求できない場合には、元本の全部の払戻しを請求するものとします。)、かかる元本を受領した場合には、直ちに当該損害補填金額相当額を元本償還口座に入金の上、元本償還口座内の金銭からかかる支払を行います。

さらに、発行会社は、本②第一文に規定される当該本件定期預金契約に基づく預金の元本の払戻金に係る処理を行った後の当該払戻金の残余(もしあれば)について、直ちに元本償還口座に入金するものとします。

(ii) 発行会社は、各発行会社計算期日の直前(この日を含みます。)の各本件預金口座に基づく預金の満期日において払戻しを受けた預金の元本(当該発行会社計算期日と同日となる損害補填決済日がある場合には、当該損害補填決済日における上記(i)①に規定される処理を行った後の残額とします。)のうち、当該発行会社計算期日における当該本件預金口座に係る元本取崩金額相当額について、直ちにこれを元本償還口座に入金します。

さらに、発行会社は、本(ii)第一文に規定される当該本件預金口座に基づく預金の元本の払戻金に係る処理を行った後の当該払戻金の残余(もしあれば)について、直ちに、本件定期預金契約その他の発行会社関連契約に従って定期預金を再設定するものとします。

- (iii) 発行会社は、各追加発行会社計算期日において、当該追加発行会社計算期日における追加元本取崩金額相当額について、当該追加発行会社計算期日に係る個別 CDS 契約に対応する本件預金口座に基づく預金の元本の払戻しの請求を行い(又は当該追加発行会社計算期日が当該本件預金口座に基づく預金の満期日と同一の日である場合には、預金の元本の払戻しを受け)、かかる元本を受領した場合には、直ちにこれを元本償還口座に入金します。但し、上記(i)②に基づき、既に当該本件預金口座に基づく預金の残高の全額について元本の払戻しを行っている場合についてはこの限りではありません。
- (iv) 発行会社は、繰上償還期日の前営業日において、本件預金口座に基づく預金(但し、上記(i)②に基づき、既に、当該本件預金口座に基づく預金の残高の全額について元本の払戻しを行っている本件預金口座に基づく預金を除きます。)の残高の全額について元本の払戻しの請求を行い(又はかかる繰上償還期日の前営業日が本件預金口座に基づく預金の満期日と同一の日である場合には、預金の元本の払戻しを受け)、かかる元本を受領した場合には、これを元本償還口座に入金します。
- (v) 発行会社は、第 2CDS 契約が終了し、かつ第 2CDS 契約に基づく損害補填金額支払債務(もしあれば)の全部が消滅した場合には、本件預金口座に基づく預金の残高の全額について元本の払戻しを行い、かかる元本を受領した場合には、これを元本償還口座に入金します。
- (f) 発行会社は、各発行会社計算期日において、利息支払口座の通常利息勘定内(通常利息勘定内の金銭で不足する場合には、C 号利息一部留保勘定内)の金銭から(但し、本(f)(vii)ないし(ix)の支払については、当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において A 号社債に係る未償還元本額及び未償還金額が零となることが合理的に見込まれる場合を除き、通常利息勘定内の金銭のみから)、以下の優先順位に従った支払及び振替を行います。
 - (i) 発行会社に対し、公租公課のうち、当該発行会社計算期日以降次回発行会社計算期日の前日までに支払期限の到来することが当該発行会社計算期日において確定し、又は合理的に見込まれる金額の費用支払口座の通常費用勘定への振替。
 - (ii) 当該発行会社計算期日以降次回発行会社計算期日の前日までに支払期限の到来することが当該発行会社計算期日において確定し、又は合理的に見込まれる期中費用の費用支払口座の通常費用勘定への振替。

本社債要項において期中費用とは、以下に掲げる費用をいいます。

- a. 社債管理委託契約に基づき発行会社が社債管理者に対して支払う社債管理委託手数料、損害及び費用の補償その他の一切の債務
- b. 独立認定事務委託契約に基づき発行会社が独立認定人に対して支払う報酬、立替費用及び損害の補償その他の一切の債務
- c. 発行会社が発行会社の会計監査人(会計監査人を設置した場合)に対して支払う報酬及び費用
- d. 上記第一部 1. (f)に定める支払代理人業務を行う三井住友銀行(以下「支払代理人」といいます。)を經由して、発行会社が本社債の社債権者に元利金支払を行った口座管理機関又は支

払代理人に対して支払う元利金支払手数料

- e. 口座管理事務等委託契約に基づき発行会社が口座管理者に対して支払う報酬及び費用
 - f. 事務委任契約に基づき発行会社が東京共同会計事務所に対して支払う報酬及び費用
 - g. 発行会社がC号社債保証委託契約に基づきC号社債保証人に対して支払うC号社債保証に係る保証料その他の一切の債務
- (iii) 期中費用以外に発行会社の維持、運営及び管理に必要な費用(以下「その他期中費用」といいます。)でかつ当該発行会社計算期日に確定あるいは合理的に見込まれる、当該発行会社計算期日以降次回発行会社計算期日の前日までに支払期限の到来するその他期中費用が発生した場合には、当該金額の費用支払口座の通常費用勘定への振替。
- (iv) 発行会社がA号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日に支払うべきA号社債に係る利息の社債管理者に対する支払。
- (v) 発行会社がB号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日に支払うべきB号社債に係る未払利息(もしあれば)の社債管理者に対する支払。(vi) 発行会社がB号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日に支払うべきB号社債に係る利息の社債管理者に対する支払。
- (vii) 当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日がC号利息留保対象支払期日である場合には、当該支払期日に係るC号社債の利息として上記第一部1.(f)(2)(c)(ii)に基づき計算される金額に満つるまで、C号利息一部留保勘定に振替。
- (viii) 発行会社がC号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日に支払うべきC号社債に係る未払利息(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
- (ix) 発行会社がC号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日に支払うべきC号社債に係る利息の社債管理者に対する支払。
- (x) 上記(i)ないし(ix)の支払を行った後の通常利息勘定及びC号利息一部留保勘定の残額は、それぞれ当該勘定に留保します。
- (g) 次に、上記(e)の処理後の元本償還口座に関し発行会社は、各発行会社計算期日において、元本償還口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払及び振替を行うものとします。
- (i) 発行会社がA号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において償還すべきA号社債の未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (ii) 発行会社がA号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において償還すべきA号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (iii) 発行会社がB号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において償還すべきB号社債の未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (iv) 発行会社がB号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において償還すべきB号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (v) 発行会社がC号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において償還すべきC号社債の未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (vi) 発行会社がC号社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日において償還すべきC号社債の元本償還額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。

- (vii) 上記(i)ないし(vi)の支払を行った後の残額は、元本償還口座に留保します。
- (h) 発行会社は、各追加発行会社計算期日において、利息支払口座の通常利息勘定内(通常利息勘定内の金銭で不足する場合には、C号利息一部留保勘定内)の金銭から(但し、本(h)(iii)の支払については、通常利息勘定内の金銭のみから)、以下の優先順位に従った支払及び振替を行います。
- (i) 発行会社がA号社債の所持人に対して当該追加発行会社計算期日に係る追加支払期日に支払うべきA号追加利息の社債管理者に対する支払。
 - (ii) 発行会社がB号社債の所持人に対して当該追加発行会社計算期日に係る追加支払期日に支払うべきB号追加利息の社債管理者に対する支払。
 - (iii) 発行会社がC号社債の所持人に対して当該追加発行会社計算期日に係る追加支払期日に支払うべきC号追加利息の社債管理者に対する支払。
 - (iv) 上記2.(甲)(3)(a)(ii)b.に規定される公庫に対する支払。
 - (v) 上記(i)ないし(iv)の支払を行った後の通常利息勘定及びC号利息一部留保勘定の残額は、それぞれ当該勘定に留保します。
- (i) 次に、上記(e)の処理後の元本償還口座に関し発行会社は、各追加発行会社計算期日において、元本償還口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払及び振替を行うものとします。
- (i) 発行会社がA号社債の所持人に対して当該追加発行会社計算期日に係る追加支払期日において償還すべきA号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (ii) 発行会社がB号社債の所持人に対して当該追加発行会社計算期日に係る追加支払期日において償還すべきB号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (iii) 発行会社がC号社債の所持人に対して当該追加発行会社計算期日に係る追加支払期日において償還すべきC号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (iv) 上記(i)ないし(iii)の支払を行った後の残額は、元本償還口座に留保します。
- (j) 上記(f)ないし(i)の規定にかかわらず、繰上償還事由が発生した場合には、発行会社は、繰上償還期日の前営業日において、利息支払口座の通常利息勘定内(通常利息勘定内の金銭で不足する場合には、C号利息一部留保勘定内)の金銭から、以下の優先順位に従った支払を行うものとします。
- (i) 公租公課のうち、繰上償還期日以降に支払期限の到来することが繰上償還期日の前営業日において確定し、又は合理的に見込まれる金額の費用支払口座の通常費用勘定への振替(対応する公租公課に係る振替が既になされている場合を除きます。)
 - (ii) 繰上償還期日以降に支払期限の到来することが繰上償還期日の前営業日において確定し、又は合理的に見込まれる期中費用の費用支払口座の通常費用勘定への振替(対応する期中費用に係る振替が既になされている場合を除きます。)
 - (iii) その他期中費用でかつ繰上償還期日の前営業日に確定あるいは合理的に見込まれる、繰上償還期日以降に支払期限の到来するその他期中費用が発生した場合には、当該金額の費用支払口座の通常費用勘定への振替(対応するその他期中費用に係る振替が既になされている場合を除きます。)
 - (iv) 発行会社がA号社債の所持人に対して繰上償還期日に支払うべきA号社債に係る利息の社債管理者に対する支払。
 - (v) 発行会社がB号社債の所持人に対して繰上償還期日に支払うべきB号社債に係る未払利息(もしあれば)の社債管理者に対する支払。

- (vi) 発行会社が B 号社債の所持人に対して繰上償還期日に支払うべき B 号社債に係る利息の社債管理者に対する支払。
 - (vii) 発行会社が C 号社債の所持人に対して繰上償還期日に支払うべき C 号社債に係る未払利息(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (viii) 発行会社が C 号社債の所持人に対して繰上償還期日に支払うべき C 号社債に係る利息の社債管理者に対する支払。
 - (ix) 第 2CDS 契約に基づき繰上償還期日においてプレミアムの精算として公庫に支払うべき金額(もしあれば)を利息支払口座に留保します。なお、本⑨に基づき留保した金額は、繰上償還期日において公庫に支払われます。
 - (x) 上記(i)ないし(ix)の支払を行った後の残額の元本償還口座への振替。
- (k) 本(k)(vi)ないし(ix)の規定にかかわらず、繰上償還事由が発生した場合には、発行会社は、繰上償還期日の前営業日において、元本償還口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払及び振替を行うものとします。
- (i) 発行会社が A 号社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき A 号社債の未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (ii) 発行会社が A 号社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき A 号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (iii) 発行会社が B 号社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき B 号社債の未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (iv) 発行会社が B 号社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき B 号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (v) 発行会社が C 号社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき C 号社債の未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (vi) 発行会社が C 号社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき C 号社債の元本償還額の社債管理者に対する支払。
 - (vii) 上記(i)ないし(vi)の支払を行った後の残額は、元本償還口座に留保します。
- (l) 上記(f)ないし(i)の規定にかかわらず、予定償還期日の前営業日が到来した場合又は本社債につき発行会社が上記第一部 1. (v)に記載する期限の利益喪失事由に該当し、期限の利益を喪失した場合は、全ての発行会社口座内の金銭(但し、費用支払口座の清算費用留保勘定内の金銭を除きます。本(l)において、以下同じ。)から、以下の優先順位に従って振替及び支払を行うものとします(発行会社口座内の金銭が同順位の支払全額を行うに不足する場合には、支払必要額に応じて按分した金額の支払を行うものとします。)
- (i) 第一に、当該日までに発行会社が支払うべき公租公課、期中費用及びその他期中費用の支払。
 - (ii) 第二に、A 号未償還元本額及び A 号社債に係る未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支払。
 - (iii) 第三に、当該日以前(この日を含みます。)において支払うべき A 号社債に係る利息で未払のもの社債管理者に対する支払。
 - (iv) 第四に、B 号未償還元本額及び B 号社債に係る未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支

払。

- (v) 第五に、当該日以前(この日を含みます。)において支払うべき B 号社債に係る利息で未払のもの
の社債管理者に対する支払。
- (vi) 第六に、C 号未償還元本額及び C 号社債に係る未払償還金額(もしあれば)の社債管理者に対する支
払。
- (vii) 第七に、当該日以前(この日を含みます。)において支払うべき C 号社債に係る利息で未払のもの
の社債管理者に対する支払。
- (m) 発行会社は、費用支払口座の通常費用勘定から公租公課、当初費用、期中費用及びその他期中費用をい
つでも支払うことができるものとします。費用支払口座の通常費用勘定の残高が公租公課、当初費用、
期中費用及びその他期中費用の支払に不足する場合、発行会社は、当該不足額について、随時利息支払
口座の通常利息勘定(通常利息勘定内の金銭で不足する場合には、C 号利息一部留保勘定)から費用支払
口座の通常費用勘定への振替を行うことができるものとします。
- (n) 上記(a)ないし(m)に従った発行会社口座の管理に係る事務は、口座管理事務等委託契約に基づき、口座
管理者が行います。

(2) 管理報酬等

管理資産等から支払われる手数料として、以下のものがあります。

- (a) 当初費用として、引受会社に対する引受手数料、社債管理者並びに発行代理人及び支払代理人である三
井住友銀行に対する社債管理手数料及び発行事務・期中事務手数料、その他本社債の発行に必要となる
費用を発行会社は支払います。
- (b) 期中費用として、社債管理者並びに発行代理人及び支払代理人である三井住友銀行に対する元金償還手
数料及び利息支払手数料、C 号社債保証人に対して保証料、その他発行会社を維持するために必要とな
る費用を発行会社は支払います。なお、特定の参照債務につき、クレジットイベントが発生した場合に
は、上記 2. (㍑) (3) (b) (iii)記載の通り、発行会社は、所定の日において、損害補填金額を公庫に支払い
ます。

(3) その他

発行会社の定款の変更は、会社法所定の手続に従います。また、発行会社は、本社債の未償還残高がある
限り、資本金の額の減少、第三者との間での合併、子会社の設立もしくは保有を行わないことを約束し、さ
らに本社債に付与されている信用格付業者による格付に悪影響が生じないことが信用格付業者により確認さ
れた場合を除き、①発行会社の定款の変更、②発行会社の社員の加入又は変更及び③発行会社関連契約その
他発行会社が当事者となっている責任財産に関連する契約の内容又は当事者の変更(但し、本社債要項に規定
される場合及び本社債権者の利益を害さない事務的な内容の変更は除きます。)を行わないことを約束してお
ります。

(㍑) 信用補完等

上記第一部 1. (㍑)「管理資産等の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(2)をご参照下さい。

(ハ) 利害関係人との取引制限

特にありません。

4. 証券所有者の権利

(イ) 証券所有者に対する利息金額及び償還金額の計算方法等

本社債権者に対する利息金額及び償還金額の計算方法は、上記第一部 1. (フ) 及び (リ) 並びに上記第一部 1. (ロ)「期限の利益喪失事由」をご参照下さい。

(ロ) 証券保有者の権利の内容

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、上記第一部 1. (フ) 及び (リ) に記載される日に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び償還金支払請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する日から各々5年及び10年です。

なお、C号社債権者は、C号社債保証を受ける権利を有します。

(ハ) 権利行使の手続

本社債の元利金の支払の方法については、上記第一部 1. (フ) 及び (リ) 並びに第一部 1. (ロ)「期限の利益喪失事由」をご参照下さい。

発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の支払は、責任財産のみを引当として、その範囲内において、かつ本社債要項及び発行会社関連契約の規定に従って充当される限度においてのみ行われ、発行会社の有する他の資産には一切及ばないものとし、本社債権者はこれを異議なく承認するものとします。

発行会社による本社債権者に対する責任財産からの債務の履行は、上記第一部 1. (ロ)「劣後特約」及び第二部第 1 3. (イ) (1) 並びにその他本社債要項の規定及び発行会社関連契約に定める方法及び順序に従い行われるものとします。A号社債権者及びB号社債権者は、責任財産が全て換価処分され、本社債要項及び発行会社関連契約に従って分配された場合において、A号社債又はB号社債に係る未払債務が残存するときには、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされます。

(ニ) 他の債権者との優先劣後関係

本社債には担保権が付されておらず、本社債の社債権者は、発行会社の他の一般債権者と同順位において自己の社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。

(ホ) 各号社債の間の優先劣後関係

上記第一部 1. (ロ)「劣後特約」並びに第二部第 1 3. (イ) (1) に記載の通り、本社債に関する利払又は元本の償還のための資金が不足した場合には、B号社債がA号社債に、C号社債がA号社債及びB号社債にそれぞれ劣後して利払又は元本の償還がなされ、各号社債に係る社債権者はそれぞれそのような順序で自己の社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。

5. 管理資産等を構成する資産の状況

(イ) 管理資産等を構成する資産の管理の概況

管理資産等を構成する資産の管理の概況については、上記 2. をご参照下さい。

(ロ) 損失及び延滞の状況

該当事項はありません。

(ハ) 収益状況の推移

該当事項はありません。

第2 管理資産等の経理状況

1. 主な資産の内容

本件定期預金の預入れは本社債の発行と同日に行われるため、管理資産等のいずれについても、現在は何ら資産が発生していません。

2. 主な損益の内容

上記1.記載の通り、管理資産等に関する損益は未だ発生していません。

3. 収入金(又は損失金)の処理

該当事項はありません。

4. 監査等の概要

発行会社の発行する本社債について、その裏付けとなる本管理資産等については、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けるものとする義務は課されていません。

第3 証券事務の概要

1. 本社債の振替

本社債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除きます。)の譲渡は、社債等振替法に従った振替の申請により譲受人が振替口座簿の自己の口座における保有欄に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けることにより行われます。

2. 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3. 譲渡制限

A号社債又はC号社債を取得した者は、当該A号社債又はC号社債を適格機関投資家以外に譲渡することはできません。

また、本社債は、米国人に対して譲渡することはできず、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止されます。

4. 告知義務

(1) A号社債及びC号社債

A号社債又はC号社債を取得する者が、当該A号社債又はC号社債を適格機関投資家に譲渡する場合には、(i)当該A号社債又はC号社債の発行に係る取得の申込の勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号イに該当することにより、当該取得の申込の勧誘に関して金融商品取引法第4条第1項に定める届出が行われていない旨、(ii)A号社債又はC号社債は、米国人に対して譲渡することはできないものとし、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止される旨及び(iii)A号社債又はC号社債の取得者に交付されるA号社債又はC号社債に関する情報を記載した書面において、A号社債又はC号社債は、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される制限が付されている旨の記載がされていることを、あらかじめ又は同時にその相手方に書面をもって告知するものとし、あわせて本社債要項の写しを交付しなければなりません。

(2) B号社債

B号社債を取得する者が、当該B号社債を譲渡する場合には、(i)当該B号社債の発行に係る取得の申込の勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ロに該当することにより、当該取得の申込の勧誘に関して金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていない旨、(ii)B号社債は、米国人に対して譲渡することはできないものとし、取引の形態についても、オフショア取引により行うことが必要であり、かつ、米国内における直接販売努力を自ら又は第三者を通じて行う態様で取引を行うことは禁止される旨並びに(iii)B号社債に分割できない制限が付されている旨を、あらかじめ又は同時にその相手方に書面をもって告知するものとし、あわせて本社債要項の写しを交付しなければなりません。

5. その他

本社債については、業務規程等に従い、本社債の償還期日及び利払期日並びにその他業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請をすることができません。

第三部 発行者及び関係法人情報

第1 発行者の状況

(イ) 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の決算期間の終了日は平成28年10月31日であります。

2. 沿革

発行会社は、平成27年12月16日に会社法に基づき設立された合同会社です。発行会社の持分は、一般社団法人法等整備法第1条による廃止前の中間法人法に基づき設立され、一般社団法人法等整備法第2条第1項に基づき一般社団法人法の規定による一般社団法人として存続するものとされた本一般社団法人により全て保有されており、本一般社団法人は発行会社の唯一の社員です。発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。発行会社の目的は、(1)投資業、及び(2)(1)に附帯関連する一切の事業を行うことであります。

3. 事業の内容

発行会社は、会社法その他適用ある法令等に従って、本社債を発行し、これにより取得する金銭を、本件定期預金契約に基づき本件定期預金として管理します。また、公庫との間で第2CDS契約を締結し、参照債務に係るリスクに対する投資を行います。本件定期預金契約及び第2CDS契約に基づき得られる金銭をもって、本社債に係る債務を履行します。なお、発行会社は、公庫に対してC号社債に関してC号社債保証を委託しております。

4. 関係会社の状況

発行会社は子会社を有しておりません。また、本一般社団法人は発行会社の持分を全て保有しておりますが、本一般社団法人は、(1)資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。)に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分、(2)資産の流動化(クレジット・デリバティブ取引を用いた証券化を含みます。)に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分、(3)その他(1)及び(2)に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業以外の事業を営んでおりません。本一般社団法人の議決権を有する社員は、海田雅人、千葉篤志及び的場武教です。また、本一般社団法人の基金の拠出者は東京共同会計事務所です。

5. 従業員の状況

発行会社の本店の従業員は0名です。なお、発行会社の諸事務については、事務委任契約により東京共同会計事務所に委託され、東京共同会計事務所の従業員が発行会社の事務を行います。

6. 社員の状況

(1) 社員の総数、資本金の額の推移

発行会社の社員の総数は1名、資本金の額は10万円です。また、発行会社は、平成28年3月22日付で上記6.(3)記載の一般社団法人わかばホールディングスから700万円の追加出資を受け、当該金額は発行会社の資本剰余金として取り扱われています。

(2) 社員別状況（平成28年3月28日現在）

区 分	社 員 の 状 況							
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	証券 会社	その他 の法人	外国法 人等	外国法人等 のうち個人	個人そ の他	計
社員数(人)	0	0	0	1	0	0	0	1
持分割合 (%)	0	0	0	100	0	0	0	100

(3) 主要な社員の状況（平成28年3月28日現在）

氏名又は名称	住 所	持分割合(%)
一般社団法人わかばホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号東京共同会計事務所内	100
計		100

7. 配当政策

該当事項はありません。

8. 持分価格の推移

該当事項はありません。

9. 業務執行社員及び職務執行者の状況

発行会社の業務執行社員は上記6.(3)記載の一般社団法人わかばホールディングスであり、その職務執行者は、本郷雅和です。職務執行者の状況は以下のとおりです。

役 名	職名	氏 名	生年月日	略 歴	
職務執行者	—	本郷 雅和	昭和41年6月21日	自平成元年4月1日 至平成21年10月3日	株式会社第一勧業銀行 (現・株式会社みずほ銀行)
				自平成22年3月1日 至現在	東京共同会計事務所

10. コーポレートガバナンスの状況

発行会社の業務執行に関する意思決定等は業務執行社員が行います。業務執行社員はその職務を行うべき者として、職務執行者を選任しています。業務執行社員及び職務執行者の報酬は無報酬とされています。

(ロ) 事業の概況

1. 業績等の概要

(1) 業績等の状況

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の決算期間の終了日は平成 28 年 10 月 31 日であります。

(2) キャッシュフローの状況

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の決算期間の終了日は平成 28 年 10 月 31 日であります。

2. 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

3. 対処すべき課題

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了しておらず、特に記載すべき事項はありません。

4. 事業等のリスク

発行会社の業績は、上記第一部 1(ロ)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載したものと同様の要因の他、今後起こり得るさまざまな要因により影響を受ける可能性があります。

5. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

6. 研究開発活動

該当事項はありません。

7. 財政状態及び経営成績の分析

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了しておらず、特に記載すべき事項はありません。

(ハ) 設備の状況

1. 設備投資等の概要

該当事項はありません。

2. 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

3. 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

(二) 経理の状況

発行会社は、平成 27 年 12 月 16 日に会社法に基づく合同会社として設立されております。発行会社の決算期間は毎年 10 月 31 日をもって終了し、その設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、発行会社の財務諸表は作成されておられません。

(ホ) その他

該当事項はありません。

第2 原保有者その他関係法人の概況

(一) 原保有者の概況

該当事項はありません。

(二) その他関係法人の概況

1. 各参加金融機関の概況

(イ) 株式会社清水銀行の概況

1. 名称、資本の額及び事業の内容

(1) 名称

株式会社清水銀行

(2) 資本金の額(平成27年3月31日現在)

8,670百万円

(3) 事業の内容

銀行法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近2事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
資産合計	1,487,974	1,584,920
負債合計	1,416,999	1,507,758
純資産合計	70,974	77,161

最近2事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成25年度 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	平成26年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
経常収益	25,520	24,459
経常利益	3,505	4,464
当期純利益	1,999	2,527

5. その他

該当事項はありません。

(ロ) 株式会社東日本銀行の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

株式会社東日本銀行

(2) 資本金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

38,300 百万円

(3) 事業の内容

銀行法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	1,960,216	2,104,591
負債合計	1,858,258	1,988,904
純資産合計	101,957	115,686

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	39,509	43,218
経常利益	9,830	12,974
当期純利益	5,457	8,518

5. その他

該当事項はありません。

(ハ) 西武信用金庫の概況

1. 名称、資本の額及び事業の内容

(1) 名称

西武信用金庫

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

8,671 百万円

(3) 事業の内容

信用金庫法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	1,638,118	1,698,233
負債合計	1,535,381	1,589,625
純資産合計	102,736	108,607

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	30,528	30,552
経常利益	8,622	9,436
当期純利益	6,330	6,389

5. その他

該当事項はありません。

(二) 諏訪信用金庫の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

諏訪信用金庫

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

898 百万円

(3) 事業の内容

信用金庫法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	373,357	386,642
負債合計	336,696	346,629
純資産合計	36,660	40,012

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	6,217	6,308
経常利益	1,097	1,114
当期純利益	903	926

5. その他

該当事項はありません。

(ホ) 富山信用金庫の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

富山信用金庫

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

683 百万円

(3) 事業の内容

信用金庫法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	395,804	405,239
負債合計	370,751	379,210
純資産合計	25,052	26,028

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	5,348	5,179
経常利益	724	458
当期純利益	592	346

5. その他

該当事項はありません。

(ハ) 金沢信用金庫の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

金沢信用金庫

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

8,969 百万円

(3) 事業の内容

信用金庫法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	493,604	504,492
負債合計	474,246	484,594
純資産合計	19,357	19,898

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	10,017	9,058
経常利益	356	688
当期純利益	394	665

5. その他

該当事項はありません。

(ト) 大阪信用金庫の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

大阪信用金庫

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

13,112 百万円

(3) 事業の内容

信用金庫法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	1,954,754	2,310,215
負債合計	1,879,199	2,219,172
純資産合計	75,554	91,043

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	38,583	40,352
経常利益	10,059	12,797
当期純利益	6,485	8,813

5. その他

該当事項はありません。

(f) 米子信用金庫の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

米子信用金庫

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

784 百万円

(3) 事業の内容

信用金庫法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	199,409	199,394
負債合計	194,484	193,782
純資産合計	4,925	5,612

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	3,804	3,805
経常利益	△1,394	433
当期純利益	△1,490	230

(注)△は経常損失又は当期純損失を表しております。

5. その他

該当事項はありません。

(リ) 長野県信用組合の概況

1. 名称、出資金の額及び事業の内容

(1) 名称

長野県信用組合

(2) 出資金の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

1,058 百万円

(3) 事業の内容

中小企業等協同組合法に基づく金融業務(預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等)

2. 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、バイヤーとして、公庫にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、公庫より損害補填金額を受領します。

3. 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

4. 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	929,541	995,468
負債合計	874,051	908,394
純資産合計	55,489	87,073

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	16,535	18,890
経常利益	4,649	6,684
当期純利益	3,066	4,220

5. その他

該当事項はありません。

2. 計算代理人兼口座管理者の概況

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

みずほ信託銀行株式会社

2. 資本の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

247,369 百万円

3. 事業の内容

信託業務、銀行業務及びそれに付随する業務

(ロ) 関係業務の概要

各個別 CDS 契約及び第 2CDS 契約に基づき、個別 CDS 計算代理人及び計算代理人として、プレミアム及び損害補填金額に関する計算に係る事務を執り行います。また、C 号社債保証委託契約に基づき、保証計算代理人として、C 号社債に係る保証料その他の事項に関する計算に係る事務を執り行います。さらに、口座管理者として、発行会社名義の口座の管理に係る事務を執り行います。

(ハ) 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

(ニ) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	6,534,256	6,750,811
負債合計	6,069,708	6,184,654
純資産合計	464,548	566,156

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	192,958	192,718
経常利益	70,635	68,143
当期純利益	52,297	57,243

(ホ) その他

該当事項はありません。

3. 独立認定人兼事務受託者の概況

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

有限会社東京共同会計事務所

2. 資本の額(平成 27 年 10 月 31 日現在)

5 百万円

3. 事業の内容

東京共同会計事務所は、以下の業務を行っています。

- (1) 特別目的会社の財務・経理・総務に係る業務の受託
- (2) 特別目的会社に対する所在地・通信設備の提供
- (3) 特別目的会社に対する経営管理者の派遣
- (4) 特別目的会社が発行する有価証券・出資持分の取得・運用・売却
- (5) 金融取引組成に関する助言
- (6) 経営・財務・経理・総務に関するコンサルティング

(ロ) 関係業務の概要

事務委任契約に基づき、発行会社の管理を受託し、その管理業務を行います。また、本一般社団法人及び東京共同会計事務所の間で締結された平成 17 年 6 月 9 日付業務委託契約書に基づき、本一般社団法人の運営及び管理を受託しております。

独立認定事務委託契約及び公庫、各参加金融機関及び独立認定人の中で平成 28 年 3 月 15 日付でそれぞれ締結された独立認定事務委託契約に基づき、クレジットイベントが発生したことを認定します。

(ハ) 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。なお、東京共同会計事務所は、本一般社団法人の基金を拠出しております。

(ニ) その他

該当事項はありません。

4. 本件定期預金に係る預金口座設置金融機関の概況

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

株式会社三井住友銀行

2. 資本の額(平成 27 年 3 月 31 日現在)

1, 770, 996 百万円

3. 事業の内容

銀行業務及びそれに付随する業務

(ロ) 関係業務の概要

本件定期預金契約に基づき、発行会社名義の定期預金口座を開設し、発行会社から本件定期預金を受け入れます。

(ハ) 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

(ニ) 経理の概況

最近2事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
資産合計	135,966,434	154,724,079
負債合計	128,889,073	146,725,363
純資産合計	7,077,360	7,998,715

最近2事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成25年度 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	平成26年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
経常収益	2,342,582	2,370,998
経常利益	952,516	955,992
当期純利益	605,255	643,015

(ホ) その他

該当事項はありません。

5. 株式会社日本政策金融公庫の概況

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

株式会社日本政策金融公庫

2. 資本の額(平成27年3月31日現在)

3,855,086百万円

3. 事業の内容

公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完し、国民生活の向上に寄与することを目的として以下の業

務を行っています。

- ・国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融支援
- ・内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融支援

(ロ) 関係業務の概要

個別 CDS 契約に基づき、セラーとして、各参加金融機関よりプレミアムを受領し、クレジットイベントが発生した場合には、各参加金融機関に対して損害補填金額の支払を行います。第 2CDS 契約に基づき、バイヤーとして、発行体にプレミアムを支払い、クレジットイベントが発生した場合には、発行体より損害補填金額を受領します。また、C 号社債保証人として、発行会社に C 号社債の元利金を支払う資力がない場合には、C 号社債保証の履行として C 号社債の元利金相当額を支払います。

(ハ) 資本関係(本説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

(ニ) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
資産合計	24,653,427	23,608,940
負債合計	20,145,668	18,981,634
純資産合計	4,507,759	4,627,306

最近 2 事業年度における損益の概況(単位百万円)

	平成 25 年度 自 平成 25 年 10 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日
経常収益	788,255	503,386
経常利益	△35,817	△214,092
当期純利益	△35,936	△134,789

(注)△は経常損失又は当期純損失を表しております。

(ホ) その他

該当事項はありません。